

津波防災地域づくり 推進計画作成ガイドライン

令和6年 3月

国土交通省 総合政策局
社会資本整備政策課

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震と津波により、広域にわたって未曾有の被害をもたらしました。東日本大震災のような惨禍が二度と繰り返されることのないよう、平成 23 年 12 月、東日本大震災を教訓とする「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律第 123 号）が制定されました。

本ガイドライン第 2 版（平成 30 年改定）では、津波防災地域づくり法に基づく「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」（以下「推進計画」という。）の作成実務に即した内容とするための全面的な改訂を行いました。今般、計画作成に携わる市町村担当者の皆様がより容易に計画作成に取り組めるよう改定をおこなうことといたしました。

具体的には、地方公共団体が作成する「総合計画」等との一体的な作成についての解説を盛り込み、市町村における計画作成に係る事務負担が軽減されるよう内容を改定しました。

全国の津波の影響がある市町村においては、将来発生しうる最大クラスの津波に備えるため、地域の実情に応じた推進計画の作成、計画に基づく対策の実施等を通じて、ハード・ソフト施策を総動員した津波防災地域づくりの総合的な推進を図っていくことが求められています。今後、全国で推進計画の作成が進んでいくことが期待されています。

本ガイドラインが、全国の推進計画の作成にかかわる市町村担当者の皆様の実務に少しでもお役に立てると幸いです。

令和 6 年 3 月 国土交通省総合政策局社会資本整備政策課

逆引きリスト

<本ガイドラインをご覧の方々へ>

本ガイドラインは津波リスクを有する全国の市町村の行政職員の皆さまを対象として、津波防災地域づくりについて初めてご検討をされる方や、津波防災地域づくり推進計画を作成し、地域での取組を展開している方など、様々な方の一助となるように作成しました。推進計画の作成に関して、各市町村の取組状況に応じて、ご利用ください。

知りたいこと	本ガイドライン該当箇所	該当頁
■津波防災地域づくりについて勉強したい方へ		
津波防災地域づくり法について知りたい	基礎編第1章	基礎編P1
推進計画について知りたい	基礎編第2章	基礎編P6
■推進計画の作成をこれから検討したい方へ		
推進計画作成の効果・メリットを知りたい	基礎編第2章第2節	基礎編P9
他の防災関連の計画と推進計画との違いを知りたい	基礎編第2章第3節	基礎編P14
推進計画作成に関する国の支援を知りたい	基礎編第3章	基礎編P17
■推進計画作成に着手し始めた方へ		
推進計画作成のおおまかな流れを知りたい	実践編第1章	実践編P1
計画作成体制について知りたい	実践編第2章第1節	実践編P3
■推進計画を作成中の方へ		
地域の現状と課題の整理方法を知りたい	実践編第2章第2節	実践編P4
基本的な方針の検討方法を知りたい	実践編第2章第3節 実践編第3章第2節	実践編P18 実践編P29
土地利用・警戒避難体制の方針の検討方法を知りたい	実践編第2章第4節 実践編第3章第3節	実践編P19 実践編P30
事業・事務の検討方法を知りたい	実践編第2章第5節 実践編第3章第4節	実践編P21 実践編P31
推進計画の検討の際に参考とするデータや資料を知りたい	参考資料編 推進計画に活用できる資料・データ一覧	参考資料編P18
推進計画をどのようにまとめるか知りたい	実践編第3章 推進計画作成フォーマット	実践編P23 参考資料編P23
事業・事務のフォローアップ体制を知りたい	実践編第3章第5節 実践編第5章	実践編P33 実践編P42
計画の見直し方法を知りたい	実践編第3章第5節 実践編第5章	実践編P33 実践編P42

目次

基礎編

第1章 津波防災地域づくり法の概要と同法における市町村の役割	1
第1節. 津波防災地域づくり法とは？	1
第2節. 津波防災地域づくり法の全体概要と市町村の役割（推進計画の作成） ..	4
第2章 推進計画の概要と作成の意義	6
第1節. 推進計画の概要	6
第2節. 推進計画の作成のメリット・効果	9
第3節. 他の津波防災関連の計画との相違点	14
第3章 推進計画の作成に関する各種支援等	17
第4章 よくある質問	19

実践編

第1章 推進計画の作成手順（全体フロー）	1
第2章 推進計画作成に向けた事前準備・情報整理	2
第1節. 計画作成体制の調整	3
第2節. 地域の現況、課題の把握	4
第3節. 基本的な方針に関する整理	18
第4節. 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する整理	19
第5節. 関係主体からの事業・事務の把握	21
第3章 推進計画の案の作成	23
第1節. 推進計画の区域	28
第2節. 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針	29
第3節. 浸水想定区域における土地利用および警戒避難体制の整備	30
第4節. 津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務	31
第5節. フォローアップ体制の構築	33
第4章 推進計画の議論・調整・決定	35
第1節. 協議会（作業部会）の設立・運営	35
第2節. 住民等の意見聴取	40
第3節. 推進計画の公表	41
第5章 推進計画作成後の各事業・事務の進捗状況の把握	42
第6章 よくある質問	43

基礎編

本編は以下のような方を対象として構成しています。

- 津波防災地域づくり法について勉強したい方
- 推進計画の作成をこれから検討したい方
- 推進計画の作成に関する支援について知りたい方
など

第1章 津波防災地域づくり法の概要と同法における市町村の役割

第1節 津波防災地域づくり法とは？

(1) 津波防災地域づくり法の制定の経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な津波が発生し、甚大な被害が生じました。東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害には上限がない」こと、最大クラスの津波が発生した場合においても「なんとしても人命を守る」という考え方で対策を講ずることの重要性が共有されました。

このような中、津波による被害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくり（以下「津波防災地域づくり」という。）を、地域の実情等に応じて具体的に進める必要があると認識されるようになりました。

そして、平成23年12月、津波による災害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、津波防災地域づくり法が成立しました。



図 1 東日本大震災時の浸水範囲と従前の浸水想定範囲（仙台市の例）
（東北地方太平洋沖地震浸水範囲 国土地理院資料より作図）

(2) 津波防災地域づくり法の基本的な考え方

ポイント（津波防災地域づくり法の基本的な考え方）

- ✓ 津波防災地域づくり法の基本的な考え方は以下の4点。
 - ・ 東日本大震災相当の「最大クラスの津波」を想定
 - ・ ハード・ソフトのあらゆる施策を総動員する「多重防御」
 - ・ 地域活性化の観点も含めた、地域づくりの中で津波防災を推進
 - ・ あらゆる施策の連携等には、地域住民、民間事業者等の理解・協力が重要

津波防災地域づくり法は、以下の4点を基本的な考え方としています。

① 最大クラスの津波（L2）の想定

津波対策を構築するにあたっては、図2のとおり、基本的に以下の二つのレベルの津波を想定する必要があるとされています。

- ・ 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1）
- ・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2）

このうち、津波防災地域づくり法においては、最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」という考え方のもと、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波（L2）」を想定することとしております。

なお、L2に相当する津波を発生させる地震としては、日本海溝・千島海溝や南海トラフを震源とする地震などの海溝型巨大地震があり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震もこれに相当します。

② ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」

発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1）に対しては、従前より、海岸堤防等のハード整備を中心とした対策が講じられていました。

津波防災地域づくり法が想定する最大クラスの津波（L2）に対しては、図2のとおり、海岸堤防等のハード整備によってできるだけ被害を軽減することに加え、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」を講じることが基本的な考え方とされています。

頻度の高い津波(L1)

津波レベル : 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

住民財産の保護、地域経済の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備

基本的考え方 : 海岸保全施設等については、引き続き、発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

最大クラスの津波(L2)

津波レベル : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

基本的考え方 : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。

中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告(平成23年9月28日)をもとに作成

図 2 津波対策を構築するに当たって想定すべき津波レベルと基本的考え方

③ 地域活性化と両立した津波防災

津波防災地域づくり法においては、地域の津波防災の機能向上を追求することで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないように、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念としています。

このあと詳しく解説する推進計画もこの基本理念に則っており、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、生活基盤となる住居や地域の産業、都市機能の充実を図って地域の持続的な発展の展望を実現しようとするものです。

④ 住民等の高い意識の維持や理解・協力の獲得

津波防災地域づくり法に基づく推進計画においては、市町村のみならず様々な主体が実施する取組を組み合わせることが可能であり、市町村や都道府県等が主体となる「公助」の取組とともに、官民一体となった取組、すなわち、住民が主体となる「自助」や地域による「共助」との連携が重要になってきます。

このため、津波ハザードマップの周知などを通じて、津波に対する住民等の意識を常に高く保つとともに、「自助」や「共助」の活動の担い手となる地域住民、民間事業者等の理解・協力を得る努力が極めて重要です。

第2節. 津波防災地域づくり法の全体概要と市町村の役割

ポイント（津波防災地域づくり法における市町村の役割）

- ✓ 津波防災地域づくり法における市町村の主な役割は「推進計画の作成」。
- ✓ 推進計画は、都道府県による津波浸水想定の設定が行われた地域において作成が可能。
- ✓ 現在、東京都の一部を除いて津波浸水想定は設定済みで、大半の市町村において「推進計画の作成」が可能。

津波防災地域づくり法の全体概要は図3のとおりです。津波防災地域づくり法に基づく主な施策としては、「基礎調査の実施」、「津波浸水想定の設定」、「推進計画の作成」、「津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定」の4つがあります。これら4つの施策は、以下の順番で実施されます。

- ①基礎調査（津波の発生のおそれがある陸域・海域に関する調査）の実施
- ②津波浸水想定（津波による浸水のおそれがある土地の区域・浸水した場合に想定される水深）の設定
- ③推進計画の作成、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定

このうち、市町村が実施主体となるのは、上記③のうちの「推進計画の作成」です。

市町村による「推進計画の作成」は、上記②の都道府県による津波浸水想定の設定が完了した地域で行うことができますが、令和6年2月現在、津波の影響のある都道府県においては、東京都の一部を除いて津波浸水想定が設定済み[※]であり、既に全国の大半の市町村では推進計画の作成が可能です。

※ 全国における津波浸水想定の設定状況等については、国土交通省のホームページ（URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>）から確認できます。

なお、津波防災地域づくり法における「推進計画の作成」以外の市町村の役割としては、都道府県が津波災害警戒区域に指定した地域における警戒避難体制の整備（津波ハザードマップの作成、津波避難訓練の実施等）等があります。

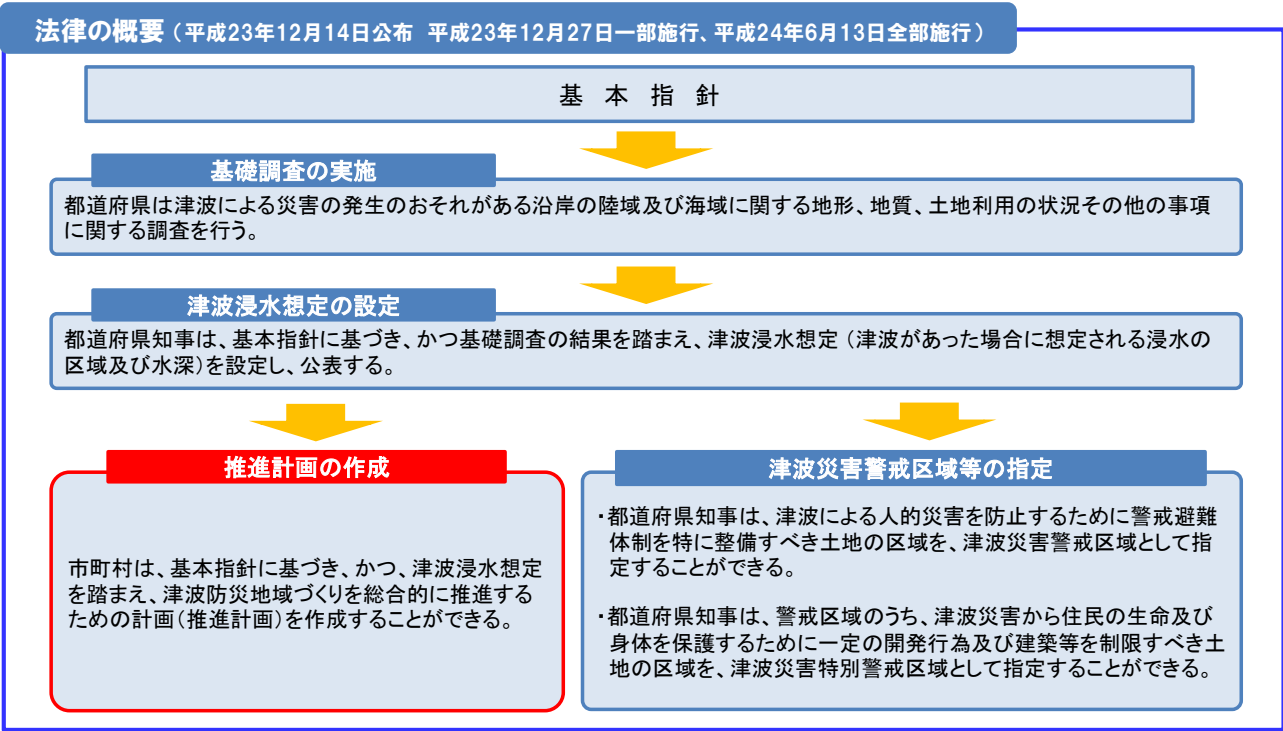


図 3 津波防災地域づくり法の全体概要

第2章 推進計画の概要と作成の意義

第1節 推進計画の概要

ポイント（推進計画の概要）

- ✓ 推進計画とは、津波防災地域づくり法の基本的な考え方（第1章第1節）に基づいて津波防災地域づくりを総合的に推進するために市町村が作成する計画。
- ✓ 市町村が実施する施策だけでなく、国・都道府県・地域住民など多様な主体が実施するハード・ソフトのあらゆる施策を計画に位置付けることが可能。
- ✓ 計画の作成に当たっては、関係主体との協議が必要。より総合的・効果的な計画を作成するに当たっては、協議会が有効的。

（1）推進計画とは？

推進計画とは、市町村が、津波防災地域づくりを総合的に推進するために、単独または共同で作成する計画です。

都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ、計画の中で様々な主体が実施するハード・ソフト施策を如何に組み合わせ、最大クラスの津波に対応してどのように津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村の具体的な姿が描かれることとなります。

この推進計画は、前章第1節（2）で解説した津波防災地域づくり法の基本的な考え方（①最大クラスの津波（L2）を想定、②ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」、③地域活性化と両立した津波防災、④住民等の高い意識の維持や理解・協力の獲得）に基づいて作成する必要があります。

（2）推進計画の記載事項

推進計画には計画区域を必ず記載するほか、以下の事項を記載することができます。

- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
- 津波防災地域づくりの推進のために行う以下の事業・事務に関する事項
 - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
 - ・津波防護施設の整備に関する事項
 - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項

- ・ 集団移転促進事業に関する事項
- ・ 地籍調査の実施に関する事項
- ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

これらの事項は、制度上は概ね定めればよく、必ずしもすべてを計画に記載する必要はないことになっていますが、ハード・ソフトの施策を総動員させ、地域活性化と津波防災を両立させて総合的に推進するといった津波防災地域づくり法の基本的な考え方を鑑みれば、できる限り、記載を充実させることが望ましいです。

また、上記の他にも、国・都道府県・地域住民などの多様な主体が実施するハード・ソフトのあらゆる施策について、計画に位置付けることが可能です。なお、他の主体が実施する施策を計画に位置付ける場合には、計画作成に当たって協議を行う必要があります。



図 4 推進計画に位置付けられたハード施策の例
 (浜松市沿岸域防潮堤整備事業 静岡県提供資料より)
 左：浜松市南区篠原の防潮堤 右：防潮堤への植栽



図 5 推進計画に位置付けられたソフト施策の例
 (津波避難訓練 静岡市推進計画より)

(3) 協議会等の開催（関係主体との協議）

推進計画では、市町村が実施する施策のみならず、国や都道府県が実施する施策、地域住民による「自助」や「共助」による取組など、あらゆる施策・取組を組み合わせ、総動員させることになります。

そのため、津波防災地域づくり法では、推進計画の作成に当たって、国や都道府県といった計画に位置付けられる事業・事務の実施主体等との間で協議を行うことを求めています。この協議は各関係主体と個別に実施することも制度上は可能ですが、関係主体やその他の者を構成員とする協議会を設置し、計画案についての協議を行うことも可能です。推進計画を効率的に作成するには、協議会の開催が有効的です。

この協議会には、市町村をはじめ都道府県、計画に位置付けられる事業・事務を実施することになる関係主体を構成員に加える必要がありますが、その他にも、学識経験者や地域住民の代表など、必要に応じて様々な主体を構成員に加えることができます。推進計画は、あらゆる施策を総動員させ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画です。多種多様な主体の意見を取り込めば、より総合的・効果的な計画になることが期待できますので、協議会の開催に当たっては、多様な主体の参画を検討することが望ましいです。

例えば、既に推進計画を作成済みの市町村（伊豆市）では、計画の作成に当たって、図6のような検討体制がとられていました。協議会には、都道府県や事業・事務の実施主体だけでなく、地域住民の代表や学識経験者を構成員に加えており、また、協議会に加えて、地域住民や地元事業者向けの講演会やワークショップ、市民集会も開催されております。効果的な推進計画を作成するためには、このような地域住民や地元事業者等の理解・協力を得るための取組が重要になってきます。

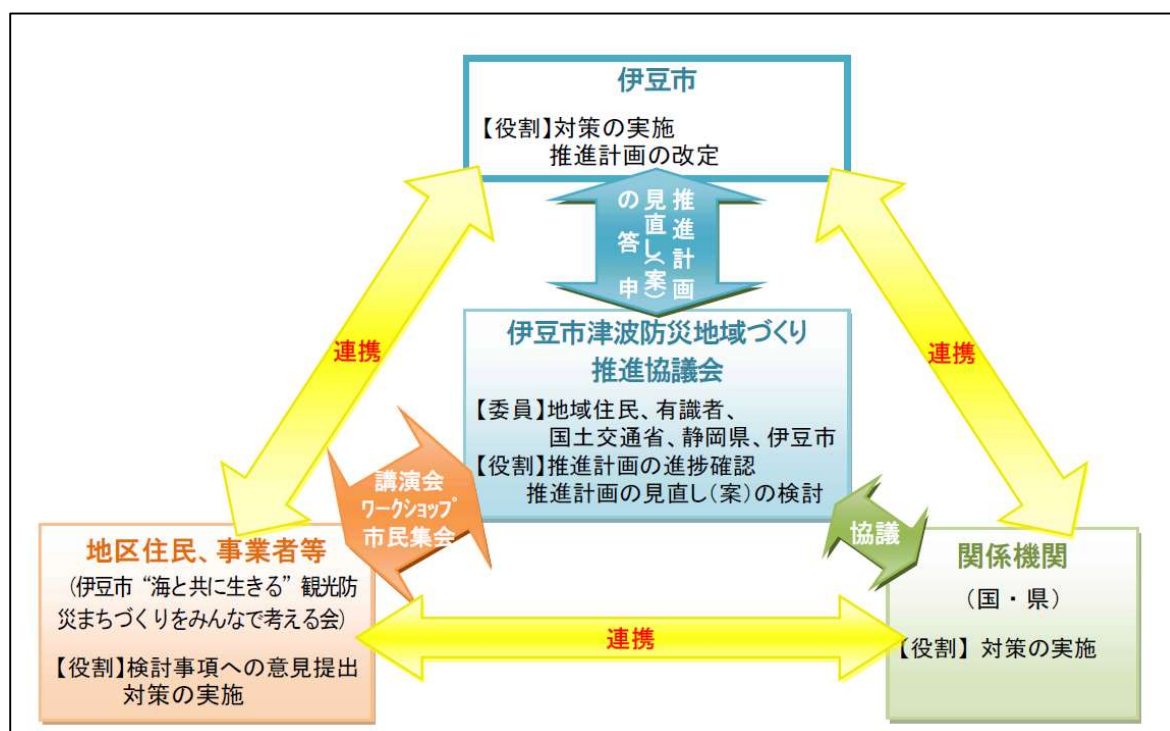


図 6 推進計画の検討体制例（伊豆市推進計画より）

第2節. 推進計画の作成のメリット・効果

ポイント（推進計画の作成のメリット・効果）

- ✓ 推進計画を作成すると、推進計画区域内において、津波防護施設の整備等の特例措置等を利用することが可能。
- ✓ 作成済みの市町村においては、推進計画を作成したことで、事業・事務の進捗（国や県管理の事業・事務の進捗が早まった）等の効果があったとの意見が多く見られる。
- ✓ 住民からも、推進計画の作成に対するニーズは高い。

(1) 推進計画作成後に利用できる特例措置等

① 津波防護施設の整備等

推進計画を作成すると、内陸部において、後背市街地等への津波による浸水を防止・軽減するための施設を「津波防護施設」として整備等を行うことができます。津波防護施設は、原則として都道府県が管理を行いますが、市町村長が管理することが適当であると認められる場合で都道府県知事が指定したのものについては、市町村長がその管理を行うことができます。

津波防護施設に当たる施設としては、具体的には、盛土構造物、^{こうもん}閘門、護岸、胸壁があります。なお、ここでいう盛土構造物は、内陸における盛土による構造物のことであり、河岸や海岸に沿って設置される海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設等はこれに当たりません。また、閘門とは、図7のとおり、盛土構造物等の開口部等に設ける後背市街地への津波の侵入を防止するための門のことを言います。

津波防護施設は、後背市街地等への津波の侵入を防止・軽減するためのもので、後背市街地等における津波防災地域づくりに係る施策と一体となって進める必要があります。このため、津波防護施設の整備等は、推進計画に位置付けられた場合のみ、推進計画区域内において同計画に即して行うことができます。

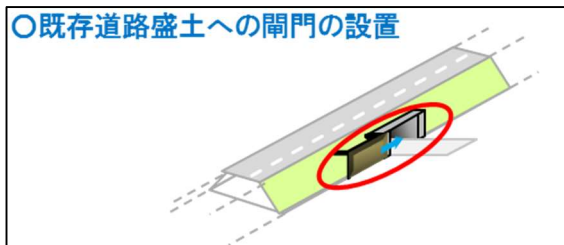
なお、津波防護施設は、巨大な地震や津波、津波の発生に伴う漂流物の衝突等に耐えられる安全な構造とする必要があるため、国土交通省が定める技術上の基準を満たす必要があります。

津波防護施設の整備等に当たっては、国による財政的支援を活用できる場合があります。津波防護施設の整備に係る財政的支援の内容や要件等について詳しく知りたい方は、国土交通省ホームページをご覧ください。

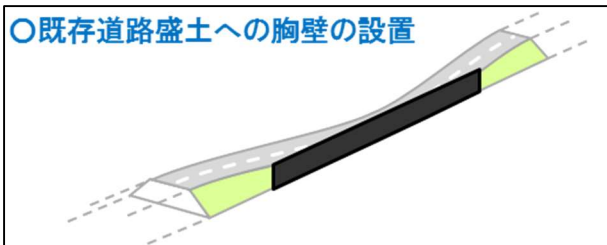
【国土交通省トップページ>政策・仕事>予算・決算・税制等>社会資本整備総合交付金等について】
(URL : http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html)

また、この他にも、推進計画区域内においては、既存の盛土構造物、閘門、護岸、胸壁で、後背市街地等への津波の侵入を防止・軽減するために有用であると認められる施設を「指定津波防護施設」として指定することができます。指定津波防護施設の指定は、都道府県知事が行うことができます。

○既存道路盛土への閘門の設置



○既存道路盛土への胸壁の設置



○兼用工作物の新設
(津波防護施設、道路)

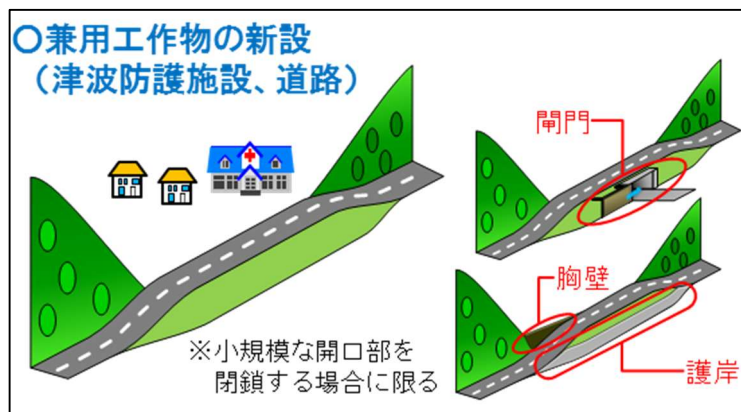


図 7 津波防護施設のイメージ

② 土地区画整理事業に関する特例

津波による災害の発生のおそれの著しい地域では、宅地の盛土・嵩上げ等、津波災害の防止措置を講じた土地等へ住宅及び公益的施設を集約し、安全性の向上を図ることが必要になります。

本特例を利用すると、推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅や公益的施設の宅地を集約するための区域（津波防災住宅等建設区）を定め、住宅や公益的施設の宅地の所有者が、区域内への換地の申出をすることができます。

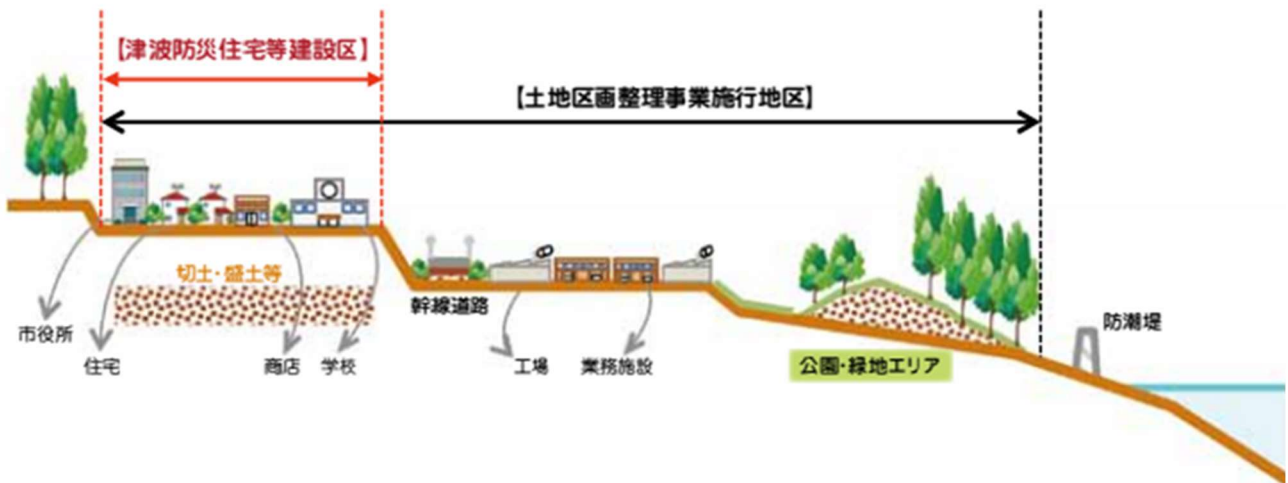


図 8 津波防災住宅等建設区のイメージ

③ 津波避難ビルの容積率規制の緩和

最大クラスの津波（L2）に対応するためには、海岸堤防等のハード整備に加えて、避難することを中心とするソフト対策が重視されます。

本特例を利用すると、推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和することができます。

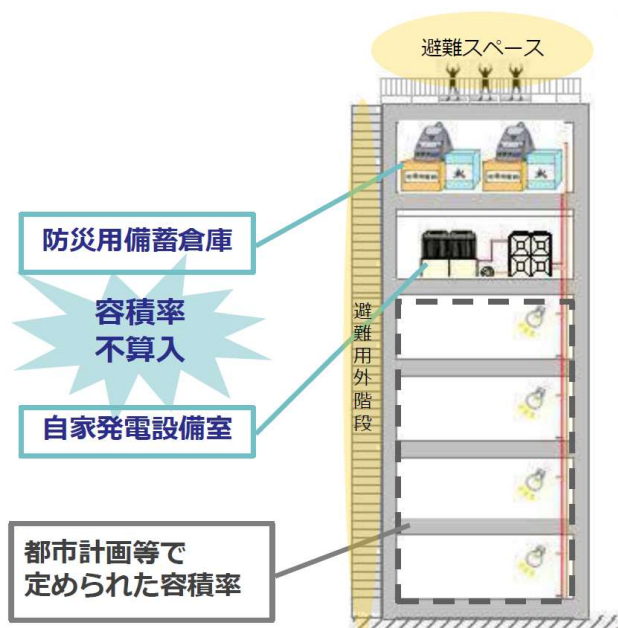


図 9 津波避難建造物の容積率規制の緩和

(2) 推進計画の作成の効果・メリット（市町村から寄せられた意見）

推進計画を作成した市町村からは、推進計画の作成の効果・メリットとして、表1のとおり、地域・住民に対する効果、行政内・庁内におけるメリット、事業・事務の進捗の促進といった効果・メリットがあったとの意見が寄せられています。

「目標が明確になり、関係する主体（地域・住民、国・都道府県、庁内関係部局など）が行う事業・事務の進捗を促すことができた」などが代表的な効果・メリットに挙げられます。

表 1 推進計画を作成した市町村から寄せられた推進計画の作成による効果・メリット

■地域・住民に対する効果	計画上の事業・事務の取組主体として、市民や地域を入れたため、地域への取組のお願いがしやすくなった
	地域のリスクや課題を文章として後世に残すことができた
	地区別の避難計画を推進するにあたって、推進計画があるため、住民に対する説明がスムーズになった
■行政内・庁内におけるメリット	推進計画に記載した事業の庁内における予算付けがしやすくなった
	事業・事務の目標値を設定したことで、今後の事務・事業の実施の方向性が明確になった
	関係機関・関係部局との役割分担が明確になった
	これまで個々に策定されていた各計画における津波対策に関する方針等を、総合的な計画として一つに統合できた
	推進計画の作成をきっかけに関係主体（国・都道府県等）との連携が強化された
	推進計画ができたことで、議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になった
■事業・事務の進捗の促進	法定の計画に明確に位置付けたことで、国や県管理の事業・事務の検討が始まった、または進捗が早まった
	事業・事務の進捗が各主体から定期的に報告されるようになり、施策の推進に貢献している
	避難場所や避難路の整備
	消防団移転や津波マウンド（高台）の整備

また、この他に、推進計画の作成を検討中の市町村等からも、「議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になる」、「地域（住民・地元企業等）の防災意識が向上する」といった推進計画に期待する意見が寄せられています。

(3) 推進計画作成に対する全国の住民のニーズ

全国の住民からも推進計画の作成を求める意見が寄せられています。全国の住民を対象に行ったアンケート（有効回答：約 1,250 人）では、自らが居住する市町村に推進計画が「あれば良い」と思うとの回答が全体の9割以上を占めました。

全国の住民からも高いニーズがあるとおおり、最大クラスの津波の影響のある市町村においては、推進計画の作成、計画に基づく施策の実施等が求められています。

第3節. 他の津波防災関連の計画との相違点

(1) 東日本大震災以前に制定された津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法の相違点

大規模地震対策特別措置法や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、津波対策に係る法制度は、東日本大震災の発生以前より存在しましたが、津波防災地域づくり法や同法に基づく推進計画は、これらの従前からあった法制度とは異なる特長を有しています。

例えば、東日本大震災以前に制定された法制度は比較的発生頻度の高い津波（L1）を想定しておりましたが、津波防災地域づくり法では最大クラスの津波（L2）を想定することとしており、想定する津波のレベルが異なっています。

また、東日本大震災以前からあった法制度が、主に将来発生が予想される特定の津波を想定・対象としているのに対し、津波防災地域づくり法は全国で起こりうる最大クラスの津波（L2）全般を想定・対象としています。

さらに、東日本大震災以前に制定された法制度に基づく津波防災に係る計画は、国・都道府県・市町村の各主体がそれぞれ策定することになっているなど、推進計画のように各主体が実施するハード・ソフトの施策を総動員させる総合的な計画とは異なります。

また、東日本大震災以前に制定された法制度に基づく計画は防災の観点から作成されるのに対し、推進計画では、背後地における津波対策を検討するに当たって必要となる地域づくりの観点も加味されることとなります。

このように、津波防災地域づくり法は、従前からあった法制度とは異なる津波を想定していること等から、従前からあった津波防災に係る法制度に基づく計画の作成や対策の実施等を既に行っている場合であっても、新たに推進計画を作成する必要があります。

ただし、地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。

推進計画が満たすべき要件と作成に当たって必要となる手続は津波防災地域づくり津波法第10条に定められております。主な要件等は以下の通りです。なお、第10条第2項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.2.ア）」を、第5項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.3）」をご参照ください。

【以下、「津波防災地域づくりに関する法律」より抜粋】

（～前略～）

第10条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

（～中略～）

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

（～後略～）

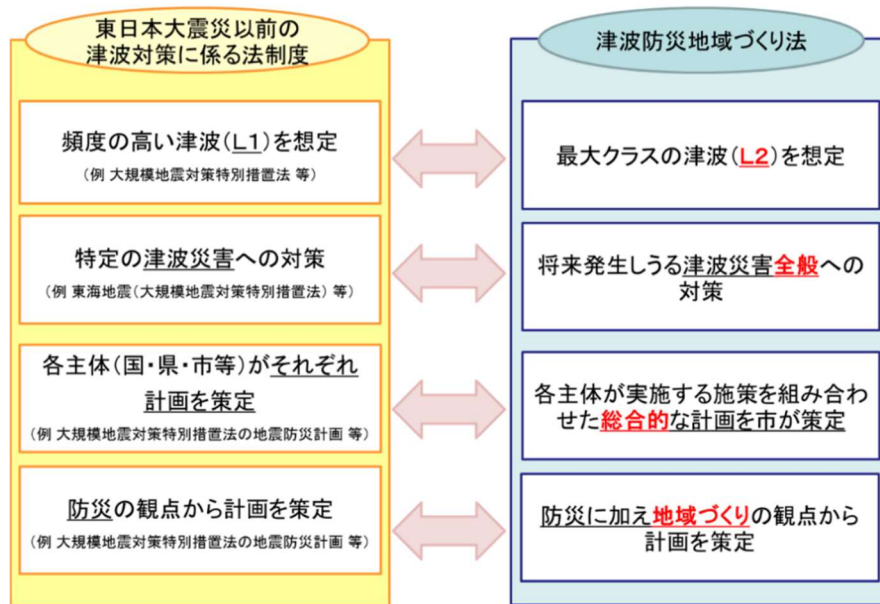


図 10 東日本大震災以前の津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法との相違点

(2) 東日本大震災以後に制定された南海トラフ特措法と津波防災地域づくり法との相違点

東日本大震災以後に制定された津波対策に係る法制度としては、津波防災地域づくり法のほかに、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）があります。

津波防災地域づくり法と南海トラフ特措法はいずれも最大クラスの津波（L2）を想定している等の共通点はありますが、

- ・ 対象とする地域が、南海トラフ特措法は限定的なのに対し、津波防災地域づくり法は全国の津波の影響がある地域が対象であること
- ・ 津波防災地域づくり法は、地域づくりの中で津波防災を検討し、必要な事業・事務等を計画に位置付けられること
- ・ 計画の期間について、南海トラフ特措法（基本計画）では平成26年度から10年間で達成すべき目標を取りまとめているのに対し、推進計画では、地域づくりの中で津波防災を検討する関係上、中長期的な都市のあり方、津波防災・減災のあり方を示すことができること
- ・ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の作成に当たっては、協議・連絡調整を行う場として、関係主体による協議会を組織することができること（関係主体は原則協議に応じる義務があること）

といった点等、津波防災地域づくり法や推進計画は、南海トラフ特措法と異なる特長を有しています。

このため、南海トラフ特措法に基づく計画を策定している場合であっても、推進計画を作成する意義はあります。

なお、南海トラフ特措法に基づく計画を既に作成している場合等は、同計画やその他の既往の計画を活用することにより、推進計画を効率的に作成することができます（既往の計画の活用については、「実践編」において詳しく解説します。）。

第3章 推進計画の作成に関する各種支援等

第1章

第2章

第3章

第4章

ポイント（推進計画の作成に関する各種支援等）

- ✓ 市町村による推進計画の作成を支援するため、各市町村に国土交通省の職員を派遣し、アドバイス・相談対応等を行う「デリバリー型サポート」を実施中。
- ✓ その他にも、自治体職員を対象とした「津波防災地域づくり研修の実施」、全国における「説明会の開催」、各市町村に近隣市町村の取組状況等に関する情報提供を行う「ダイレクト型情報発信」等を実施中。

(1) 推進計画の作成に対する国の支援

① デリバリー型サポート（国土交通省職員の派遣等）

推進計画の作成を検討中の市町村に対し、計画作成に向けたサポートをするため、国土交通省の担当職員を派遣します。派遣先の各市町村における計画作成の検討段階・状況に即した的確なアドバイス、相談対応等を親身になって行います。

また、多様な視点からアドバイス等を受けられるよう、推進計画を作成した市町村の担当者や、学識経験者等の専門家を紹介します。

ご関心のある方、ご希望の方は、窓口までご連絡ください。

② 津波防災地域づくりに関する研修

全国の津波防災地域づくりに関する業務を担当する自治体職員向けに、国土交通大学校（小平）において3日間の研修を毎年度6月頃に実施しています。

研修では、津波防災地域づくりの最近の動向や課題、関連法規等の総合的な専門知識の習得、および津波防災地域づくりに関わるテーマとしてグループワークを行い、津波防災地域づくりに関する課題解決能力や企画立案能力、推進計画の作成等に係るノウハウを習得することができます。

例年、年度末から翌年度はじめにかけて、全国の市町村に対し、翌年度の研修開催の案内を行っております。ご関心のある方、研修参加をご希望の方は、まずは窓口までご一報ください。

③ 津波防災地域づくり法に関する自治体向け説明会

津波浸水想定が設定された自治体向けに、推進計画の作成等に係る疑問点を払拭するための説明会を各都道府県で随時開催しています。

他地域を含む説明会の開催情報については、④のダイレクト型情報発信によって全国の市町村に共有しています。



図 11 研修の様子

(令和5年6月 国土交通大学校小平校)



図 12 説明会の様子

(令和4年7月 根室市)

④ ダイレクト型情報発信

①～③の支援に加えて、津波防災地域づくりに係る国の支援や最新情報、全国の市町村における取組状況等について、自治体職員の方々に対しての情報提供を直接行っていきます。

また、津波防災地域づくり法に関する基礎情報については、国土交通省ホームページにおいても掲載しているので、ぜひご覧ください。

(URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>)

<推進計画の作成に対する国の支援の活用をご検討中の方へ>

国の支援を活用したい方、支援について不明な点がある方は下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

国の支援に係る問い合わせ窓口

① デリバリー型サポート
(国土交通省職員の派遣等)

② 津波防災地域づくりに関する研修

③ 津波防災地域づくり法に関する
自治体向け説明会

④ ダイレクト型情報発信



国土交通省 総合政策局
社会資本整備政策課
TEL:03-5253-8982

(2) 推進計画に位置付けることのできる事業・事務への交付金の活用

推進計画に位置付けることのできる事業・事務については、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等を活用できる場合もあります。詳しい情報は、国土交通省ホームページ等をご覧ください。

【国土交通省トップページ>政策・仕事>予算・決算・税制等>社会資本整備総合交付金等について】

(URL : http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html)

第4章 よくある質問

Q. 推進計画の作成趣旨・メリットはなんですか？

A. 推進計画とは、市町村が、津波防災地域づくりを総合的に推進するために作成する計画です。最大クラスの津波（L2）を想定し、計画の中で様々な主体が実施するハード・ソフト施策を如何に組み合わせ、津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村の具体の姿が描かれることとなります。

推進計画を作成すると、津波防護施設の整備等の特例措置が活用できます。

また、推進計画を作成済みの市町村からは、計画作成の効果として「推進計画の作成をきっかけに関係主体（国・都道府県等）との連携が強化された」、「これまで個々に策定されていた各計画における津波対策に関する方針等を、総合的な計画として一つに統合し一元的に管理できるようになった」、「推進計画ができたことで、議会や住民等に対して、津波対策の全体像やその進捗等についてわかりやすく説明することが可能になった」等の意見を頂いております

推進計画の作成趣旨：第2章第1節 P6

推進計画の作成のメリット・効果：第2章第2節 P9

Q. 推進計画を作成している市町村はどれくらいありますか？

A. 令和6年2月現在で、20市町が作成済みです。また、平成29年9月現在、約180の市町村が計画の作成を検討中であり、今後、推進計画作成をする市町村が増えていくことが期待されます。

なお、全国の推進計画の作成状況等についての最新情報は、国土交通省ホームページよりご覧いただけます。

推進計画の作成状況：国土交通省ホームページ URL：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

Q. 庁内関係者に津波防災地域づくりについて説明したいのですが、よい方法はありませんか。

A. 国土交通省では、津波防災地域づくりに関するパンフレットなど、様々な参考資料をホームページにおいて公開しております。ホームページ上の資料を活用してください。

また、国土交通省の担当職員を派遣し、各市町村における計画作成の検討段階・状況に即した的確なアドバイス、相談対応等を親身になって行う「デリバリー型サポート」も実施しております。利用をご希望の方は、国土交通省の窓口までご連絡ください。

デリバリー型サポート：連絡先：hqt-tsunamibtd_naruhodo@gxb.mlit.go.jp

デリバリー型サポート：基礎編第3章（1） P16

Q. 推進計画は他の計画と一体的に作成することは可能ですか。

A. 地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。詳細は基礎編第2章第3節（1）「東日本大震災以前に制定された津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法の相違点」をご参照ください。

実践編

本編は以下のような方を対象として構成しています。

- 推進計画の作成について勉強したい方
- 推進計画の作成に着手し始めた方
- 推進計画を作成中の方
- 推進計画の作成後の運用に困っている方

など

第1章 推進計画の作成手順(全体フロー)

実践編では、推進計画の作成段階から、推進計画作成後の運用段階における作業プロセスについて説明します。全体の作業プロセスは、以下のとおりであり、合わせて作業プロセスを解説している該当章・節を掲載していますので、実践編の目次としてご活用ください。

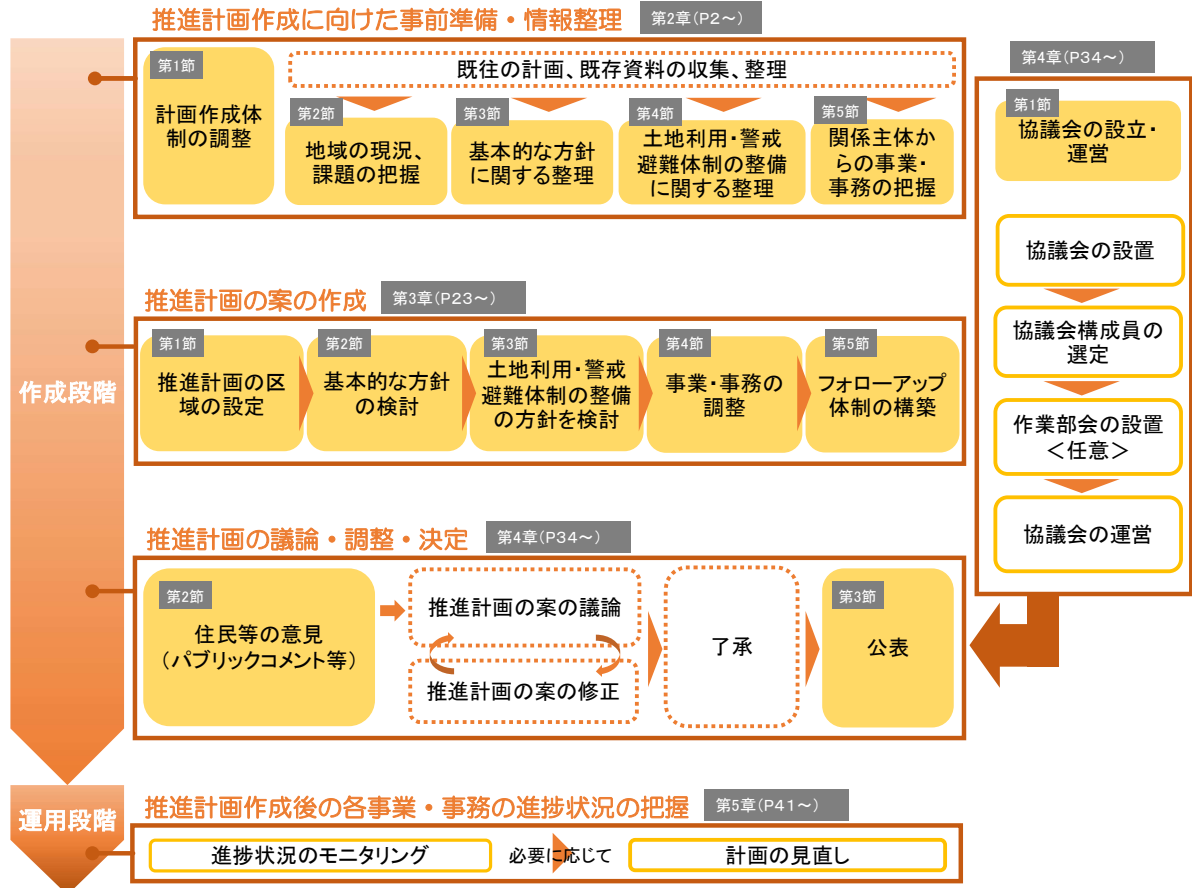


図 1 3 推進計画の作成・運用に関する作業プロセス

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2章 推進計画作成に向けた事前準備・情報整理

推進計画作成の事前準備として、計画作成体制の調整を踏まえ、推進計画に記載する事項について、既往の計画や資料等を活用しつつ、事前に情報整理を行います。

表 2 推進計画作成にあたり想定される情報整理事項（一覧）

整理の目的	整理事項
地域の抱える課題の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第2節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の現況、課題の把握 ○ 地域の現状の把握 人口、交通ネットワーク、要配慮者施設の立地、土地利用、海岸の状況、過去の被災状況 など ○ 災害ハザードの把握 津波浸水想定区域、震度分布 など ○ 地域の災害リスクの把握 地震・津波による建物被害・人的被害、避難困難地域、津波リスクを有する防災拠点施設 など ○ 地域の課題の把握
基本的な方針の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第3節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な方針に関する整理 総合計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、防災都市づくり計画の基本方針 など
土地の利用及び警戒避難体制の整備の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第4節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する整理 都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の土地利用の方針、地域防災計画や津波避難計画等の避難方針 など
事業・事務の検討	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第5節関連</div> <ul style="list-style-type: none"> ■ 関係主体からの事業・事務の把握

※ 推進計画をすでに作成した自治体が、計画作成時に参考していた資料については、参考資料編にまとめていますので、ご活用ください。

推進計画に活用できる資料・データ一覧：参考資料編 P18

第1節. 計画作成体制の調整

(1) 作成担当部署の設定

はじめに推進計画作成する担当部署を定める必要があります。推進計画は、防災的な観点とともに土地利用や地域活性化の観点も重要であるため、既作成自治体の事例では、危機管理部局および都市計画部局のいずれかが、担当部署となっていました。これらの設定された背景としては、他の防災関連計画作成したことから防災担当部局であったり、ハード整備を重視することから都市計画担当部局となっていました。

担当部署の設定のポイント

- ✓ 推進計画の前身となる、または、関連している計画作成を担当する部署
- ✓ 推進計画でメインとなる事業を担当する部署

(2) 人員の配置

推進計画の検討に当たり、担当者の人員に留意しましょう。既作成自治体の例では、2人体制が多かったですが、計画作成スケジュール、担当者の負担を考え柔軟な体制を構築することが望ましいです。

人員配置のポイント

- ✓ 担当者の負担を考えた柔軟な体制を構築

(3) 検討体制（法定協議会以外）の必要性の検討

法定協議会の設置と合わせて、別途計画内容の調整を行う体制の必要性を検討しましょう。既作成自治体の中には、計画作成に関する調整等を効率的に進めるため、協議会の開催前に庁内関係部局で構成される作業部会を行い、内容確認、調整を事前に行っていた自治体もありました。

また、地域住民から広く意見を把握するため、住民説明会やワークショップを行っていた自治体もありました。

検討体制（法定協議会以外）の必要性の検討のポイント

- ✓ 調整等を効率的に進めるため、協議会の開催前に議論する場の設置を検討
- ✓ 地域住民から広く意見を把握する場の設置を検討

第2節. 地域の現況、課題の把握

基本的な方針等の検討にあたり、地域の現況、課題を把握します。各事項の把握については、地域特性に応じて、要否を検討してください。

なお、事項ごとに掲載している活用する主なデータ・資料は、参考資料編より抜粋しています。

(1) 地域の現状の把握

① 地域人口の状況

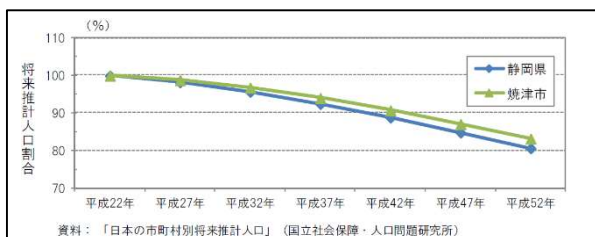
把握事項

- ◇ 人口減少、高齢化の動向（地域の人口構成、人口密度）
- ◇ 交流人口の動向（観光客数、商業地域における昼間人口など）

整理方法

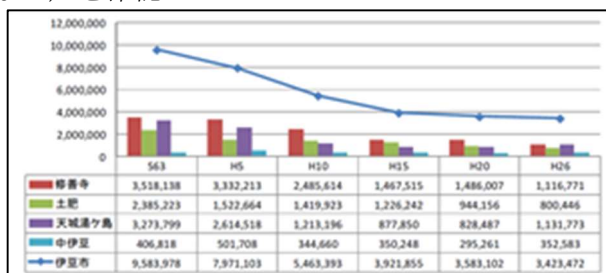
- 既往の計画で把握事項に係るグラフや傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

- ① 人口データを時系列で整理しグラフ化し、**過去・現在・将来の人口、高齢者率**の増減を確認



推進計画における将来推計人口（焼津市）

- ② パーソントリップ調査等から**就業者数**、観光客動態調査等から交流人口の特性（**観光客数**、商業地域における**昼間人口**など）を確認



推進計画における観光客数（伊豆市）

- ③ 最大のリスクを想定するため、昼間人口、夜間人口、就業者数、観光客数などを加味して、各地域の人口が最も多くなる状態を把握する。

作業のポイント

- ✓ 時系列の人口データは、折れ線グラフにすると変化をわかりやすく示すことができます。

活用する主なデータ・資料

- 総合計画
- 都市計画マスタープラン
- 住民基本台帳
- 国勢調査
- 将来推計人口

など

- 観光客動態調査
- パーソントリップ調査
- 国勢調査

② 交通の状況

把握事項

- ◇ 平時の交通ネットワーク
- ◇ 内陸部から沿岸部、沿岸部間を結ぶ緊急輸送道路（未整備も含む）
- ◇ 避難所・避難場所までの避難路（避難ルート）

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

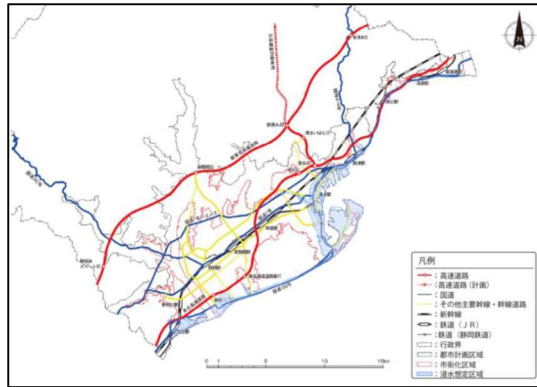
活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
- 市町村地域防災計画
- 公共交通網形成計画
- 港湾・漁港に関する計画
- 津波避難計画
- 道路啓開計画

など

- パーソントリップ調査
- 都市計画基礎調査

- ① **バス、鉄道、主要道路などの交通ネットワーク**を整理し、地域の拠点（にぎわい等）を確認。パーソントリップ調査等の結果も踏まえ大まかな人の流れを確認



推進計画における広域道路網（静岡市）

- ② 被災後の物資輸送ルートとなる**緊急輸送道路の指定状況**や**港湾・漁港施設の物流機能**を確認



推進計画における緊急輸送道路（焼津市）

- ③ 地域住民の避難のしやすさを把握するために、都市計画基礎調査等を用いて、**地域の街路の配置**等を確認

作業のポイント

- ✓ 緊急輸送道路や港湾・漁港施設の整備が予定されている箇所の詳細については、各施設の整備・管理担当者へ直接問合せを行ってください。
- ✓ 広域的な物資輸送ルートを確認する場合には、多くの地方整備局で作成されている道路啓開計画「〇〇作戦」を参照ください（国土交通省ホームページにて公開）。

③ 事業所・各種施設の分布

把握事項

- ◇ 沿岸部の事業所の分布
- ◇ 防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入施設等）の分布
- ◇ 要配慮者利用施設の分布
- ◇ 津波避難施設（避難ビルや津波マウンド（命山）など）の分布

整理方法

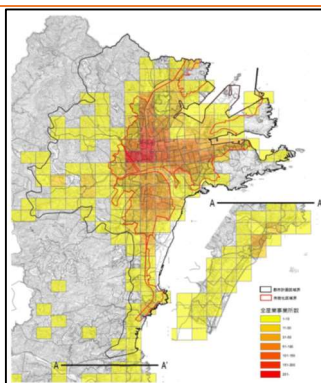
- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
- 市町村地域防災計画
- 介護福祉に関する計画
- 津波避難計画
- 津波ハザードマップ

など

- ① 浸水被害を受ける主要な産業等を把握するために、都市計画基礎調査や経済センサスを用いて、**事業所の分布**を確認

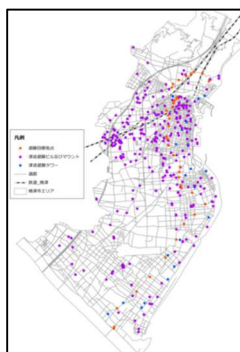


推進計画における事業所分布（日向市）

- 都市計画基礎調査（建物現況調査）
- 経済センサス

など

- ② 都市計画基礎調査等を用いて、**防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入施設等）の分布**を確認
- ③ 津波避難において配慮を要する要配慮者の分布を確認するために、**要配慮者利用施設の分布**を確認



推進計画における避難先の立地（焼津市）

- ④ 避難対策を検討するために、**津波避難施設の分布**（今後の整備予定も含め）を確認

作業のポイント

- ✓ 産業として守る事業者の施設と避難の支援が必要な要配慮者利用施設等を色分けしながら、津波避難施設への指定状況等と合わせて、1つの地図にまとめていくと、地域の課題が見えやすくなります。

④ 土地利用と建物の現況

把握事項

- ◇ 土地利用の現況（宅地、商業施設用地、工業施設用地、農用地など）
- ◇ 建物の現況（老朽建造物や木造建造物の分布など）

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 防災都市づくり計画 など
- 都市計画基礎調査
- 経済センサス
- 航空写真
- 国土地理院地図

① 都市計画基礎調査の**土地利用現況**や**建物利用現況**等を用いて、土地利用の状況や建物分布を確認

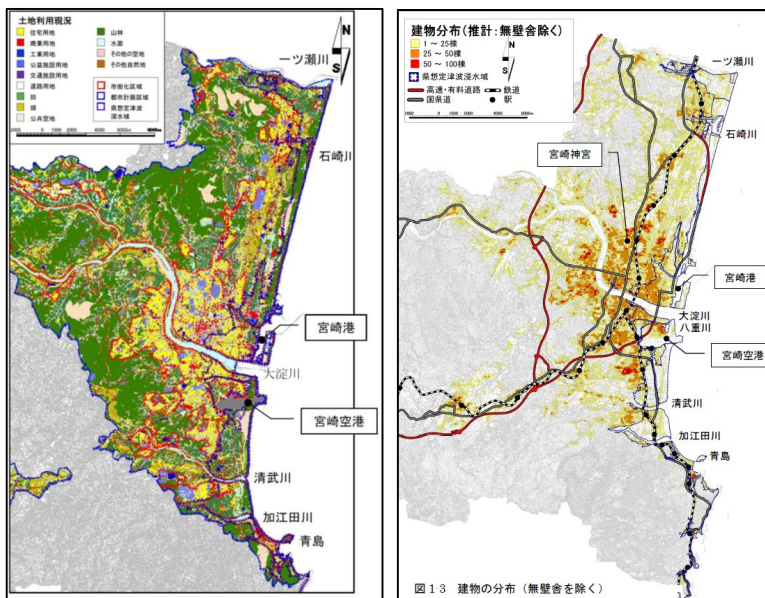


図13 建物の分布（無壁舎を除く）
推進計画における土地利用現況と建物分布（宮崎市）

など

作業のポイント

- ✓ 都市計画基礎調査の土地利用現況は、原則、都市計画区域・準都市計画区域を対象としているため、推進計画で対象とする沿岸地域が区域外の場合には、航空写真などを活用し、土地利用の状況を把握する方法も考えられます。

⑤ 海岸の状況

把握事項

- ◇ 海岸線の形状
- ◇ 沿岸部のハード施設（海岸堤防など）の整備状況
- ◇ 沿岸部の観光地（自然・景勝地など）の分布

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用をめましよう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 海岸保全計画
- 津波浸水想定 of 解説
- 総合計画
- 都市計画マスタープラン

など

- ① 津波浸水の特徴を把握するために、既存の地図を用いて、**海岸線の形状**を確認

- 国土地理院地図
- 観光地マップ

など

- ② 海岸堤防など**ハード施設の整備状況**を施設整備・管理主体（国・都道府県）への聴取などで確認



推進計画における海岸保全施設の整備図（静岡市）

- ③ 来訪者の避難対策を検討するため、**沿岸部の観光地（自然・景勝地など）の分布**を確認



推進計画における観光マップ（伊豆市）

作業のポイント

- ✓ 海岸堤防等ハード施設の整備は、地域住民等と調整されながら進められていることから、ハード施設の整備状況の確認に当たっては、過去の検討経緯等を丁寧に整理することが重要です。

⑥ 過去の被災状況

把握事項

- ◇ 災害史・伝承等に基づく、過去の津波災害の実績
- ◇ 地域に残っている当時の津波災害の状況を示す施設

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る一覧表や、記述、写真が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

- ① 市町村史や過去の津波災害の様子を語っている古文書等から、過去の津波災害の実績を確認

活用する主なデータ・資料

- 地域防災計画
- 地震・津波災害に関する調査報告書 など
- 市町村史
- 津波被害を記録した古文書 など

西暦(年)	和暦(年)	災害	区名	災害規模	被害概要
1498	明応7	明応地震	西区	【震度】5~6 【津波高】 ・宇布見(雄踏地区)推定3~4m	・津波で約300戸流失 ・浜名湖南部で30haが海となり、溺死者は1万人余と推定 ・浜名湖が津波で切れ海に通じるようになったと言われている
			南区	—	・神明神社(米津町)に大津波により海岸地大半が流出と記録あり
			北区	・津波高は佐久米・津々崎(三ヶ目地区)で3~4m	・高瀬・宝田(三ヶ目地区)の集落で数百棟のうち7棟のみ残ったといわれている ・浜名湖南部では30ha余が冠水、溺死者1万人余と推定
1604	慶長9	慶長地震	西区	東海・南海・西海道に大地震・津波被害(舞阪地区など) 【津波高】5~6m	・舞阪では津波により山際まで船が打ち上げられたとされる
			南区	—	・津波地震による大きな津波により、大規模な被害を生じたものと推測(舞阪(西区)では船が山際まで打ち上げられ20隻あまりの釣り船が行方不明)
1707	宝永4	宝永地震	西区	【津波高】3~5m ・舞阪で津波高5.3mと推定	・舞阪では家屋の半数が流失し、宇布見では1,000枚あまりの田畑が荒地となったとされる
			南区	—	・大規模な被害を生じたものと推定
			北区	・気質で津波高5~6mの津波が発生したとされる	—
1854	安政元	安政東海地震	西区	【津波高】 ・舞阪(舞阪地区)で5.6m ・巨瀬で2.5m ・弁天島で3~4m ・藤原(藤原地区)で3.9m ・坪井(藤原地区)で3.7m ・馬部(藤原地区)で3.2m	・入野では32棟がつぶれ、藤原では玉蔵寺の本堂前まで津波が襲来したとされる
			南区	・津波が天竜川をさかのぼり河口から3kmの地点で津波高が4.5mに達したとされる	・海龍寺(中田島町)に地震より建物が倒壊し、津波が押し寄せたと記録あり。また、高塚熊野神社(町)に裏山を高くして津波から人々を避難させたとの言い伝えが残る
			北区	・津波高1~1.5mの津波が発生	・気質で280haの田畑が塩水に浸かったとされる

本計画は、「南海トラフ巨大地震(レベル2)の津波浸水想定区域」と併せて「安政東海地震における推定津波浸水域」を考慮して策定している。

推進計画における津波災害履歴(浜松市)

- ② 地域に残された津波災害の痕跡(津波浸水域の縁にある石碑や津波が来なかった高台に建てられた神社など)を確認

作業のポイント

- ✓ 過去の災害史については、地域に根付いた記憶となっている場合もあるため、地域住民から直接情報を収集する方法も考えられます。

(2) 災害ハザードの把握

① 津波ハザードの規模

把握事項

- ◇ 最大津波高
- ◇ 津波浸水想定区域
- ◇ 津波浸水深・面積
- ◇ 津波到達時間

整理方法

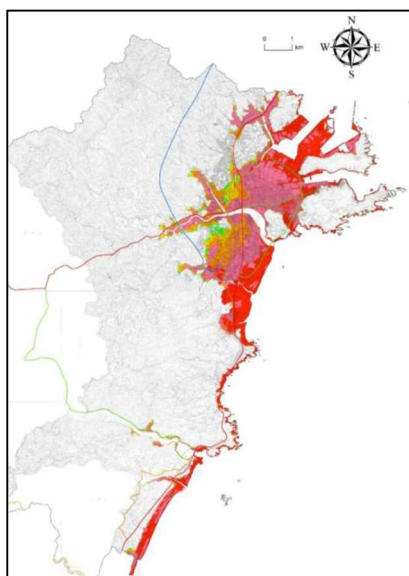
- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 津波ハザードマップ
- 津波浸水想定 of 解説
- 地震津波被害想定
- 市町村地域防災計画 など

- ① **津波浸水想定**に関する GIS データの提供を都道府県に依頼するか、都道府県ホームページの Web GIS サービスを用いて**津波浸水想定**を確認

- 津波浸水想定 など



推進計画における津波浸水想定区域図（日向市）

作業のポイント

- ✓ 津波ハザードマップについては、東日本大震災以降の最大クラスの津波が反映されているか確認しましょう。
- ✓ 既往の計画で取りまとめていない場合は、都道府県ホームページの WebGIS サービスにおける浸水想定区域図のスクリーンショット等を活用しましょう。
- ✓ 地域住民は津波浸水の速さにイメージを持ちづらいため、地震発生から5分間ごとの浸水図を並べて整理することも効果的です。

② その他、地震に起因する災害ハザードの規模

把握事項

- ◇ 震度分布
- ◇ 液状化危険度
- ◇ 土砂災害危険度

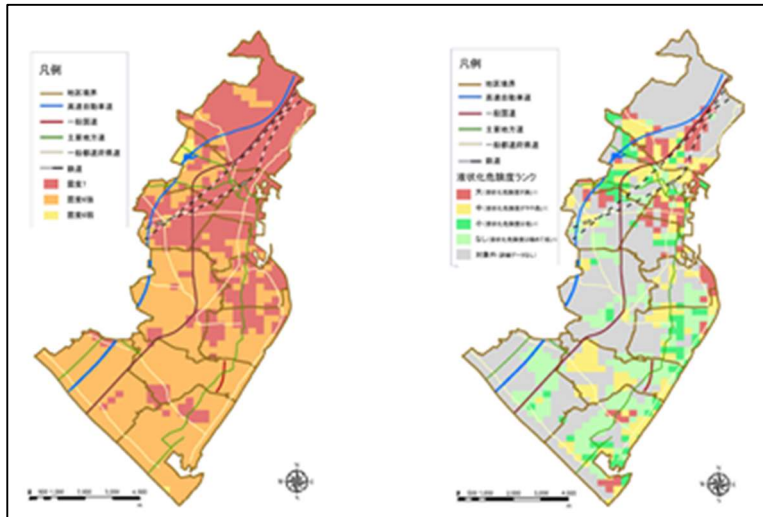
整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 地震被害想定
- 液状化マップ
- 土砂災害ハザードマップ
- 市町村地域防災計画
- 防災都市づくり計画
など
- 都道府県の土砂災害危険箇所図
- 都道府県の土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る資料
など

- ① **地震被害想定**等に関する GIS データの提供を都道府県に依頼するか、都道府県ホームページの Web GIS サービスを用いて、**地震被害想定**等を確認



推進計画における震度分布と液状化危険度（焼津市）

作業のポイント

- ✓ 既往の計画で取りまとめていない場合は、都道府県ホームページの WebGIS サービスにおける防災マップのスクリーンショット等を活用しましょう。

(3) 地域の災害リスクの把握

整理した地域の現状把握に災害ハザードを重ね合わせることで、地震津波発生による地域の災害リスクの把握をしましょう。把握の方法としては、単純に図面を重ね合わせる簡易的な方法と、GIS データを用いて、細かくシミュレーション分析する方法等があります。



図 1 4 地域の災害リスクの把握例

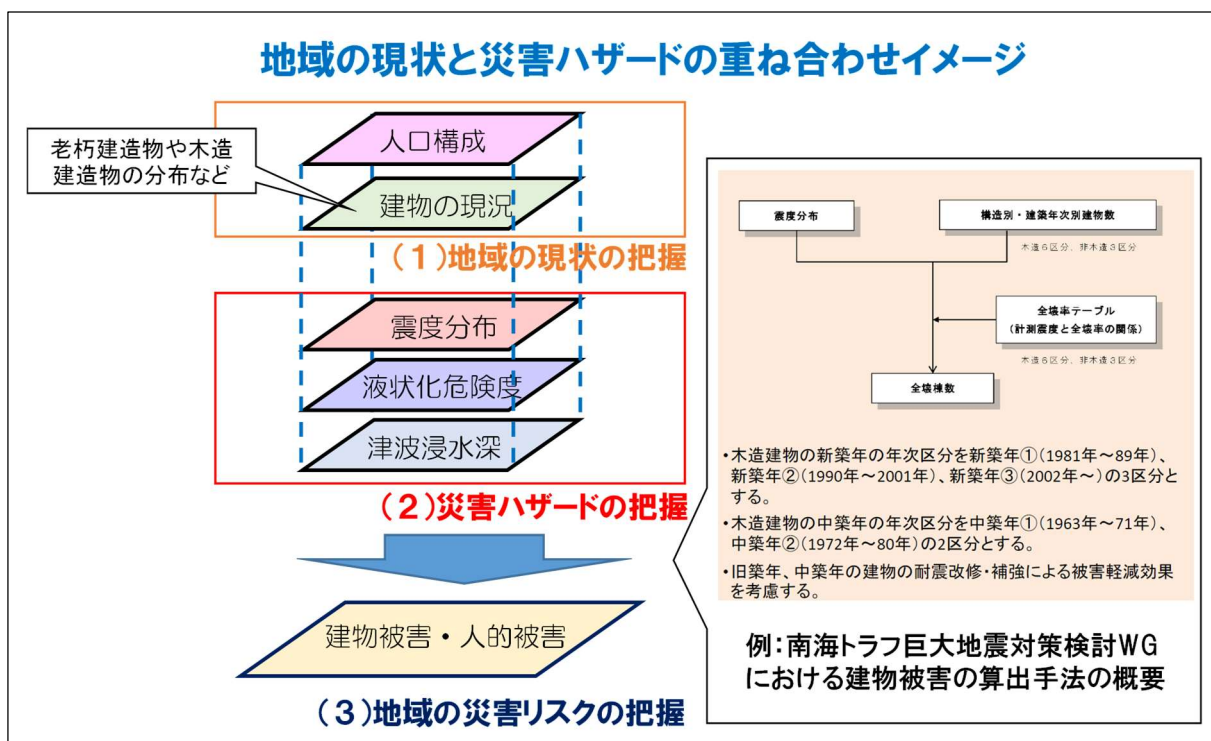


図 1 5 地域の現状と災害ハザードの重ね合わせイメージ

① 地震・津波による建物被害・人的被害の状況

把握事項

- ◇ 津波浸水による建物被害・人的被害
- ◇ 家屋倒壊による建物被害・人的被害
- ◇ 延焼火災による建物被害・人的被害
- ◇ 液状化被害による建物被害・人的被害

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係るデータや傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

活用する主なデータ・資料

- 内閣府の地震津波被害想定
 - 都道府県の地震津波被害想定
- など

① 地域の人口構成、建物の現状、震度分布、液状化危険度、津波浸水想定 の GIS データ等を確認

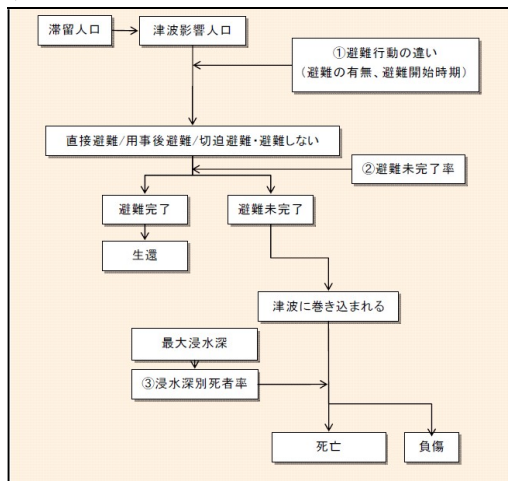
〈西部地域（串本西中学校区：里川～有田）〉

項目	3連動地震	南海トラフ巨大地震
① 津波による全壊棟数	約 210 棟	約 420 棟
② 津波による死者数	約 350 人	約 1,200 人
③ 道路の津波浸水延長	約 5.0km	約 10.8km
国道	約 3.0 km	約 6.7 km
県道	約 0.5km	約 0.6km
1・2級町道	約 1.6km	約 3.6km
④ 津波避難困難地域人口	129 人	469 人
⑤ 津波避難困難地域面積	3.4ha	21.8ha

など

推進計画における津波浸水による被害想定（串本町）

- ② 被害想定は、内閣府の算出手法（津波影響人口、避難未完了率、浸水深別死者率等に設定による算出）等を参考に設定



南海トラフ巨大地震対策検討WGにおける津波による人的被害の算出手法の概要

作業のポイント

- ✓ GIS を用いた定量的な方法をとることが困難な場合には、地域の高齢者世帯や建物老朽化等の傾向と各災害想定から、想定被害を定性的に整理する方法も考えられます。

② 避難困難地域

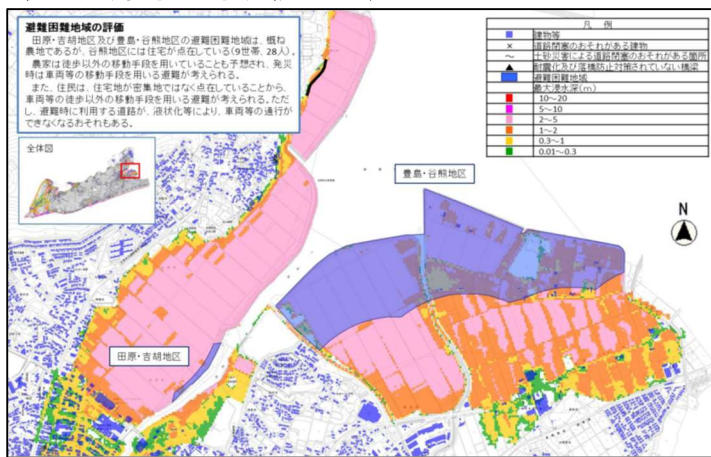
把握事項

- ◇ 避難困難地域
- ◇ 避難困難者数

整理方法

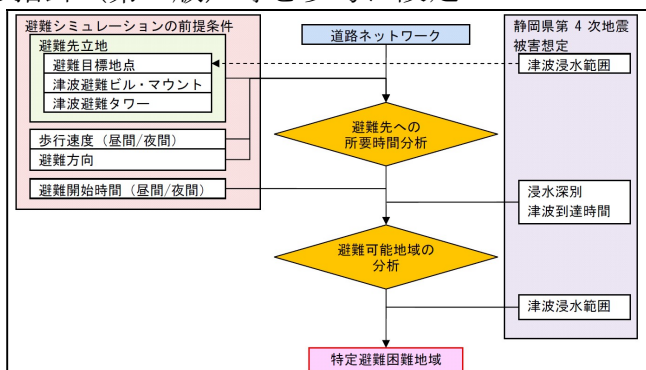
- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

① 地域の人口構成、津波避難施設の分布・収容可能人数、避難路、津波浸水想定 の GIS データ等を確認



推進計画における避難困難地域の評価（田原市）

② 避難困難地域は、津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）等を参考に設定



推進計画における避難困難地域の算出手順（焼津市）

作業のポイント

- ✓ 把握事項の算出基準については、決まった定義がないため、地域の実情を踏まえ、精度を設定することが可能です。
- ✓ 避難困難区域は、避難所を中心に、避難距離（避難時間（避難開始から津波到達までの時間）×避難速度）を半径とした円を描き、円から抜けているエリアを抽出する簡易な方法も考えられます。
- ✓ 避難困難者数は、「避難困難区域×対象エリアの人口密度」で算出する簡易な方法も考えられます。

活用する主なデータ・資料

- 津波避難計画
 - 津波避難施設の整備に関する計画
 - 国勢調査
 - 都市計画基礎調査
 - 津波浸水想定
 - 津波避難施設の分布
- など

など

など

③ 津波浸水想定区域内の防災拠点施設や要配慮者利用施設の分布

把握事項

- ◇ 津波リスクを有する防災拠点施設
- ◇ 津波リスクを有する要配慮者利用施設

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る分布図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

- ① **津波浸水想定区域の上に防災拠点施設や要配慮者利用施設の分布**の図面を重ね合わせ、津波リスクを有する施設を確認

活用する主なデータ・資料

- 市町村地域防災計画
- 防災都市づくり計画 など
- 国勢調査
- 都市計画基礎調査
- 津波浸水想定
- 主な施設の分布 など



推進計画における浸水想定区域内にある主な施設（田原市）

作業のポイント

- ✓ GIS を用いた定量的な方法をとることが困難な場合には、浸水想定区域図の上に、主要な防災拠点や要配慮者利用施設をプロットする等の簡易な方法もあります。

④ 被災後の緊急輸送道路の状況予測

把握事項

◇ 被災後に使用可能となる輸送ネットワーク

整理方法

- 既往の計画で把握事項に係る位置図や傾向を示す記述が整理されていないか確認し、十分な活用に努めましょう。
- 整理されていない場合には、以下の手順で整理しましょう。

① **緊急輸送道路、津波浸水想定区域、震度分布、液状化危険度**などの図面を重ね合わせて、**道路閉塞が予想される箇所などネットワークが途絶える箇所**を確認

活用する主なデータ・資料

- 市町村地域防災計画
 - 防災都市づくり計画
 - 道路啓開計画
- など
- 地震被害想定
 - 都市計画基礎調査
 - 津波浸水想定
- など

作業のポイント

- ✓ 各種災害リスクの図面を見ながら、緊急輸送道路図上で道路閉塞のリスクが高い場所をプロットする簡易な方法もあります。
- ✓ 被災後の救助・復旧を行う上で重要な幹線が確保されているか確認します。

(4) 地域の課題の把握

① 把握・分析結果の整理

把握事項

◇ 地域の津波防災地域づくり上の課題

整理方法

- ① 地域の現状の把握、災害ハザードの把握、地域の災害リスクの把握にて整理した結果を踏まえて、今後地域で解消しなければならない事項を整理
- ② 具体的には、今後のまちづくり、沿岸部におけるハード整備、地域住民の避難体制、被災後の復旧・復興の備えなどの観点に基づき課題を列挙
- ③ 課題を列挙した後、課題のある箇所を地図上にプロットし、課題図を作成



推進計画における課題図（田原市）

作業のポイント

- ✓ 課題を列挙する際には、課題を解消できる事業・事務の有無にかかわらず全て列挙しましょう。
- ✓ 最終的に解消が難しい課題は、今後の計画の見直しの機会を捉えて解消していくことを心がけましょう。

第3節. 基本的な方針に関する整理

基本的な方針は、その地域の歴史・文化・産業等、地域の特性を活かした目指すべき将来像と、その実現に向けて、津波に強い地域づくりの方向性を定めるものです。実践編第2章第1節で整理した地域の課題を踏まえて基本的な方針を定めていきます。

(1) 基本方針の把握

把握事項

◇ 関連計画におけるまちづくり・防災に関する方針

整理方法

① 総合計画、都市計画マスタープランにおける**基本方針**や**防災に対する方針**、立地適正化計画・防災都市づくり計画の**基本方針**などを整理

活用する主なデータ・資料

- 総合計画
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 防災都市づくり計画
など

作業のポイント

✓ 関連計画に記載された基本方針を比較表として整理すると、基本的な方針の検討時の整合チェックに役立ちます。

第4節. 土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する整理

土地利用及び警戒避難体制の整備を検討するうえで、既存資料を活用し情報を整理します。

(1) 土地利用の方針の把握

把握事項

◇ 関連計画における土地利用に関する方針

整理方法

- ① 都市計画マスタープラン、防災都市づくり計画における**土地利用の方針、地域別構想、将来都市構造**を整理
- ② 立地適正化計画の**居住誘導区域**や**都市機能誘導区域**や、都道府県から**津波災害（特別）警戒区域**の指定を受けている場合は区域を確認

活用する主なデータ・資料

- 都市計画マスタープラン
 - 立地適正化計画
 - 津波災害（特別）警戒区域
- など

作業のポイント

- ✓ 関連計画で設定している将来的な土地利用と整合を意識しながら、推進計画における土地利用の方針を検討します。
- ✓ 都道府県が指定する津波災害（特別）警戒区域の指定状況（今後の予定）について、確認ができない場合には、都道府県の担当部署に今後の指定の予定について問合せをしてください。

(2) 警戒避難体制整備の方針の把握

把握事項

◇ 関連計画における警戒避難体制の方針

整理方法

- ① 市町村地域防災計画や津波避難計画、津波ハザードマップにおける**避難の方針**を整理
- ② 都道府県から**津波災害（特別）警戒区域**の指定を受けている場合は区域を確認。

活用する主なデータ・資料

- 市町村地域防災計画
- 津波避難計画
- 津波ハザードマップ
- 津波災害（特別）警戒区域（指定されている場合）

など

作業のポイント

- ✓ 警戒避難体制整備の方針については、関連計画で設定している方針や、津波避難計画や津波ハザードマップで地域住民に周知している避難体制を踏まえて検討します。
- ✓ 都道府県が指定する津波災害（特別）警戒区域の指定状況（今後の予定）について、確認ができない場合には、都道府県の担当部署に今後の指定の予定について問合せをしてください。



図 1 6 命を守る津波防災地域づくりのイメージにおける警戒区域の説明

第5節. 関係主体からの事業・事務の把握

推進計画の「基本的な方針」を整理した後、基本的な方針の実現に必要な事業・事務について、事業・事務の担当主体と推進計画への記載の調整を念頭に整理していきます。

(1) 津波防災地域づくりの推進に係る事業・事務の把握

推進計画に位置づける事業・事務について、法第10条第3項第3号では以下のように規定されています。

- イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備
- ロ：津波防護施設の整備
- ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備
- ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備
- ホ：集団移転促進事業に関する事項
- ヘ：地籍調査の実施に関する事項

次頁に、既作成市町の推進計画に記載されている事業・事務の例を取りまとめています。こちらを参考に既往の計画等から、また、関係機関への個別ヒアリングや、津波防災に積極的に取り組む民間企業へのヒアリング等を通じて、事業・事務を把握しましょう。また、地域住民のニーズを踏まえながら、該当地域の計画予定の事業・事務も把握し、必要となる事業・事務を整理しましょう。

作業のポイント

- ✓ 既往の計画等をもとに事業・事務を整理すると関係機関との調整が円滑に進められます。
- ✓ 地域住民のニーズを踏まえながら、計画予定の事業・事務を把握し、必要となる事業・事務を整理しましょう。

表 3 推進計画に位置付ける事業・事務の例

事業・事務の大別	想定される事業・事務	想定される調整先機関
イ：海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設等に係る施設の整備	<input type="checkbox"/> 海岸堤防の整備 <input type="checkbox"/> 離岸堤の整備 <input type="checkbox"/> 防波堤の整備 <input type="checkbox"/> 港湾・漁港施設の強化 <input type="checkbox"/> 河川堤防の整備 <input type="checkbox"/> 水路・河口部の対策 <input type="checkbox"/> 水門・樋門の整備	国、都道府県、市町村(施設整備・管理主体など)
ロ：津波防護施設の整備	—	都道府県・市町村(施設整備・管理主体など)
ハ：一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備	<input type="checkbox"/> 高台への津波防災拠点の整備 <input type="checkbox"/> 津波防災拠点市街地の形成 <input type="checkbox"/> 土地区画整理 <input type="checkbox"/> 津波防災拠点の確保 など	市町村(都市計画部局など)
ニ：避難路、避難施設、地域防災拠点施設等、円滑な避難確保のための施設の整備	<input type="checkbox"/> 避難路の整備(道路の拡幅、ブロック塀の除去、木造住宅解体の助成、住宅の耐震化の促進など) <input type="checkbox"/> 土地区画整理 <input type="checkbox"/> 橋梁の整備 <input type="checkbox"/> 津波避難ビルの指定 <input type="checkbox"/> 津波避難タワー整備 <input type="checkbox"/> 避難施設の機能の強化 <input type="checkbox"/> 津波避難マウンド(命山)の整備 <input type="checkbox"/> 施設への外付け階段の設置 <input type="checkbox"/> 津波避難標識の設置 <input type="checkbox"/> 夜間避難のための照明の設置 <input type="checkbox"/> 防災無線の設置 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊対策 <input type="checkbox"/> 用途地域の容積率緩和 <input type="checkbox"/> 防災拠点整備 など	市町村(都市計画部局・危機管理部局など)
ホ：集団移転促進事業に関する事項	<input type="checkbox"/> 市街地の段階的な移転 など	市町村(都市計画部局など)
ヘ：地籍調査の実施に関する事項	<input type="checkbox"/> 地籍調査事業	市町村(財政部局・都市部局など)
その他	<input type="checkbox"/> 耐震シェルター設置の補助 <input type="checkbox"/> 自主防災組織育成事業 <input type="checkbox"/> 津波避難計画の策定 <input type="checkbox"/> 津波避難訓練の拡充 <input type="checkbox"/> 防災教育の強化 <input type="checkbox"/> 情報伝達手段の強化・促進 <input type="checkbox"/> 業務継続計画の作成 <input type="checkbox"/> 職員の防災意識・能力向上 <input type="checkbox"/> ライフライン事業者等との連絡体制の見直し <input type="checkbox"/> 漂流物対策 <input type="checkbox"/> 事前復興計画の作成 <input type="checkbox"/> 要配慮者対策の確立 など	市町村(危機管理部局など) 地域住民(自主防災組織、自治会など)

※ 想定される事業・事務は、既作成市町村の推進計画に位置づけられている事業・事務から整理しています。

第3章 推進計画の案の作成

第2章で整理した結果をもとに、推進計画の案を作成していきます。

(1) 推進計画に記載すべき事項

推進計画には計画区域を必ず記載するほか、おおむね以下の事項を記載することができます。

- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
- 津波防災地域づくりの推進のために行う以下の事業・事務に関する事項
 - ・海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設の整備に関する事項
 - ・津波防護施設の整備に関する事項
 - ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - ・避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
 - ・集団移転促進事業に関する事項
 - ・地籍調査の実施に関する事項
 - ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

(2) 既往の計画の活用・関連計画の同時作成による作業の効率化

推進計画の作成には、既往の計画等を活用することができます。参考資料編にて、推進計画の記載事項に対比させた形で、既作成自治体が活用した既往の計画等を整理していますので、適宜ご活用してください。

また、推進計画の作成と関連計画の作成を同時期に行う場合には、検討内容や収集整理した情報を計画間で共有することで、両計画の作成負担を減らすことができます。他部署の関連計画の作成状況についても調べましょう。

ただし、地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。

推進計画が満たすべき要件と作成に当たって必要となる手続は津波防災地域づくり津波法第10条に定められております。主な要件等は以下の通りです。なお、第10条第2項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.2.ア）」を、第5項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.3）」をご参照ください。

【以下、「津波防災地域づくりに関する法律」より抜粋】

（～前略～）

第10条 市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

（～中略～）

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

（～後略～）

表 4 関連計画のうち、推進計画に活用できるものの例

主な関連計画	活用例（推進計画の作成に係る作業）
総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、産業、土地利用、災害リスクなど） ・基本的な方針の検討
地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（緊急輸送道路の指定状況、過去の災害履歴など） ・警戒避難体制の方針の検討
都市計画 マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、産業、土地利用、交通基盤など） ・基本的な方針の検討・土地利用の方針の検討 （将来都市構造、地域別構想など）
国土強靱化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（災害リスク、被害想定など） ・課題整理（リスクシナリオなど） ・事業・事務の把握（リスクシナリオに対する施策）
立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、産業、土地利用、災害リスクなど） ・課題整理（誘導区域設定の前提条件など） ・基本方針の検討・土地利用の方針の検討（誘導区域など） ・事業・事務の把握（誘導区域に関する施策）
防災都市づくり計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握（人口、観光客数、土地利用、災害リスクなど） ・課題整理（津波に対する課題など） ・事業・事務の把握（津波対策施策など）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

以下に、推進計画の作成に当たり、国土強靱化計画とまちづくりに関する計画の活用イメージを示します。

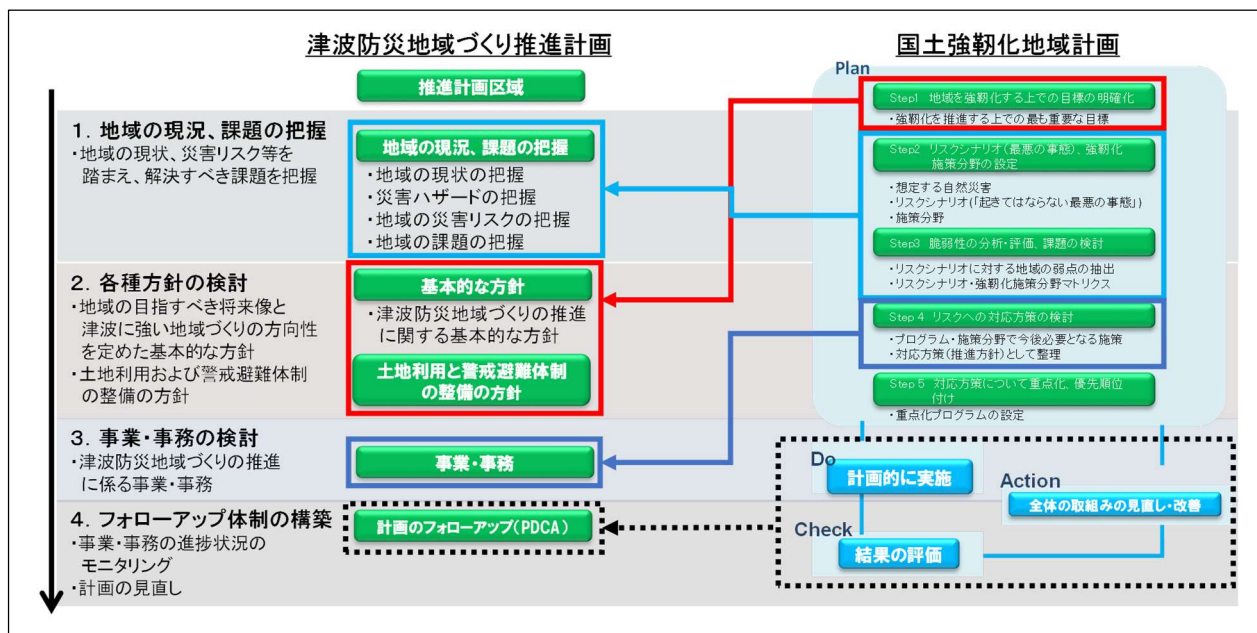


図 17 国土強靱化地域計画の活用イメージ

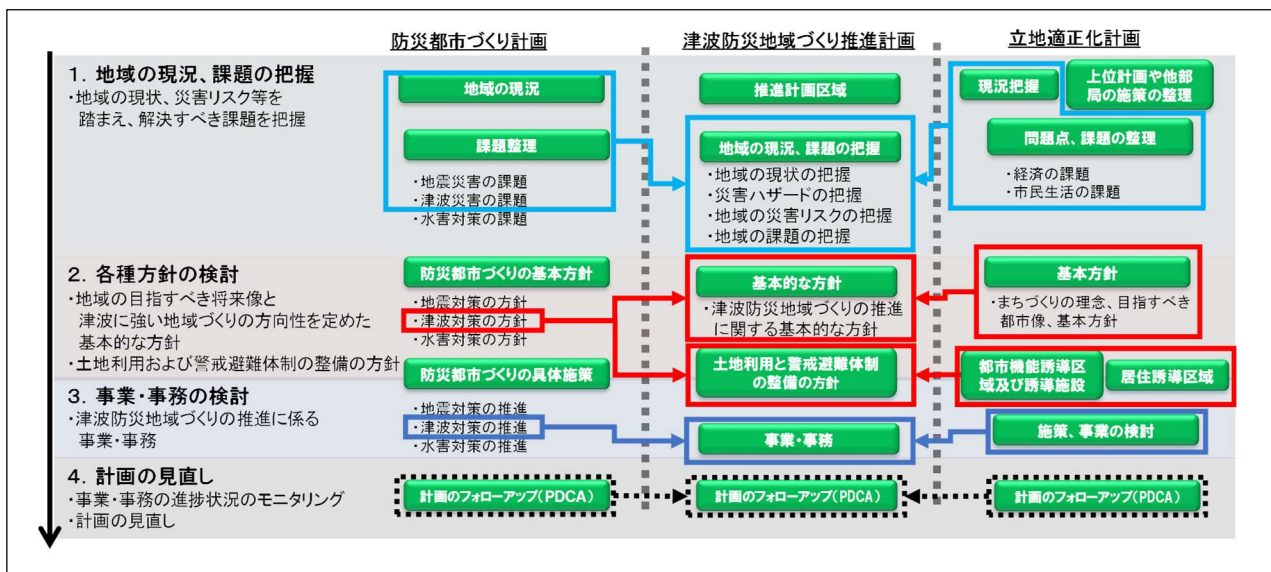


図 18 まちづくり計画の活用イメージ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

(3) 推進計画作成フォーマットの利用

推進計画を円滑に作成できるよう、参考資料編に推進計画作成フォーマットを用意しており、このフォーマットには、推進計画に記載が想定される事項を掲載していますので、適宜ご活用ください。

推進計画作成フォーマット：参考資料編 P22

① 推進計画フォーマットの使い方

推進計画に記載する事項に係る「検討事項」、「検討手順」を各検討項目がフォーマットのどの部分に該当するかを示しています。また、活用する既往の計画も参考に掲載しています。

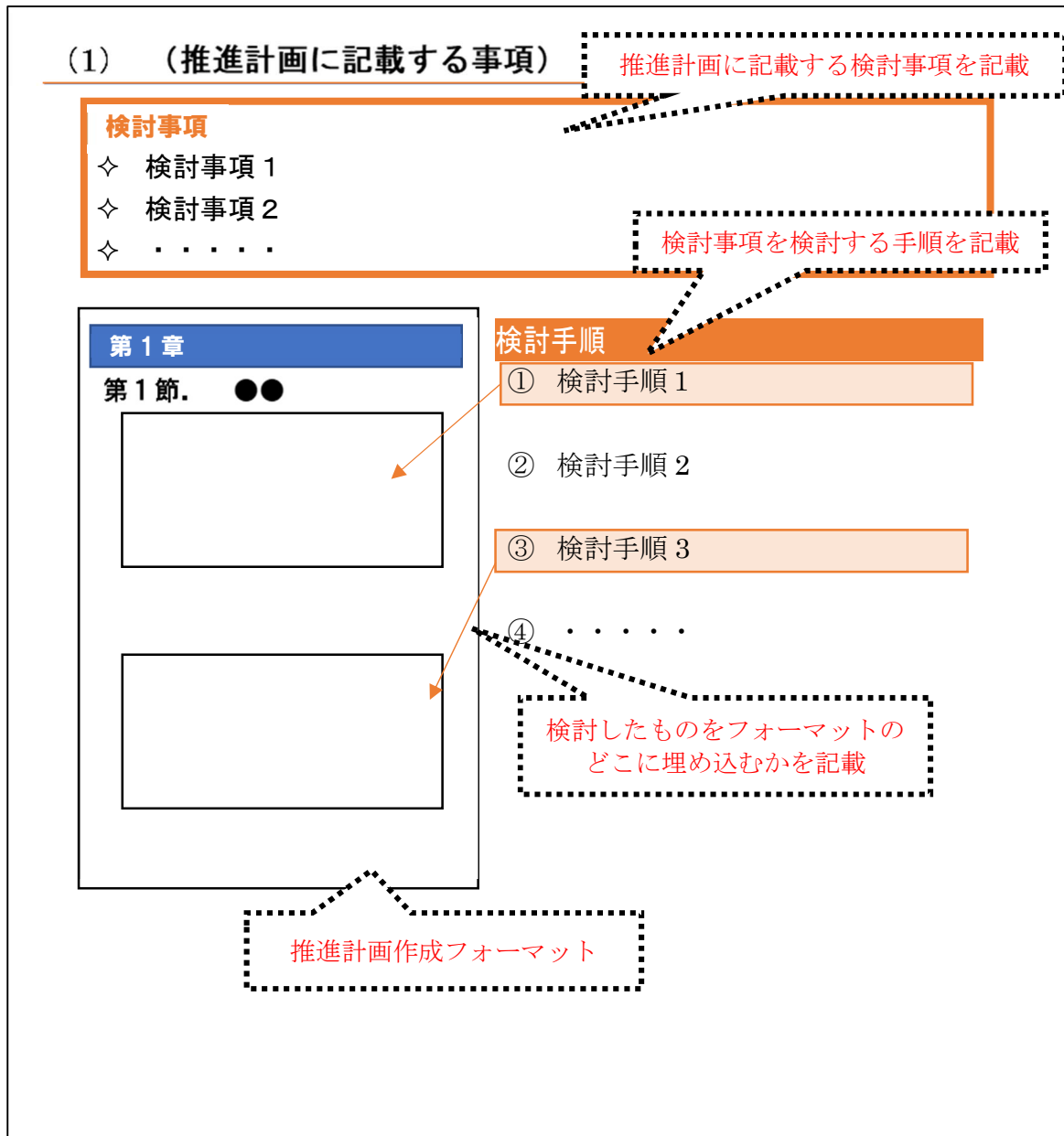


図 19 第3章における検討事項とフォーマットの対応

第1節. 推進計画の区域

推進計画の区域の設定方法について解説します。

検討事項

◇ 推進計画の区域の設定

第1章 推進計画の目的と位置づけ

第1節. 推進計画策定の背景と目的

(1) 推進計画策定の背景と(2) 推進計画の目的を説明するリード文を書きましょう。

(1) 推進計画策定の背景

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の背景も踏まえて作文しましょう。

(2) 推進計画の目的

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の目的も踏まえて作文しましょう。

第2節. 計画の位置づけ

関連計画を整理して、計画の位置づけ図を作成しましょう。

第3節. 推進計画区域

推進計画区域図を示しましょう。

検討手順

- ① 推進計画に位置付ける事業・事務の対象範囲を包括するように設定
 - ※ 推進計画区域外の事業・事務については、特例措置を受けられないため注意

② 推進計画区域図を作成

- 〈活用できる既往の資料〉
- 津波浸水想定区域図
 - 立地適正化計画 など

作業のポイント

- ✓ 都道府県知事が公表する浸水想定区域や警戒区域、特別警戒区域と必ずしも一致させる必要はありません。警戒区域、特別警戒区域の指定の動向については、都道府県に確認しましょう。
- ✓ 浸水想定区域外の施設整備等も含まれるため、推進計画の区域の方が浸水想定区域や警戒区域よりも広くなることが多いです。

《参考》 推進計画の区域の記載例

浜松市：「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と、「安政東海地震における津波浸水域」に該当する区域とする。

串本町：今後の紀勢線の延伸整備や内陸部を活用した将来的なまちづくりの可能性を考慮して、串本町全域を指定

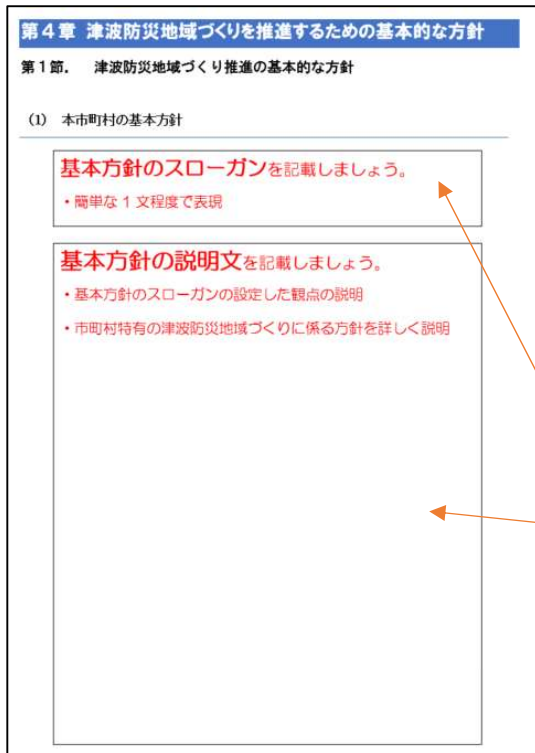
宮崎市：本計画の対象区域は、津波浸水想定区域だけではなく、市域全域とします。

第2節. 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針

第2章で整理した地域の課題を踏まえ、推進計画の基本的な方針の設定方法について解説します。

検討事項

◇ 津波防災地域づくりに係る地域の基本的な方針



検討手順

- ① 第2章で整理した津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画の防災・まちづくりに関する方針と整合を図りながら、基本的な方針を設定
- ② 基本的な方針は、地域の安全・安心の向上と地域の発展の展望に留意
- ③ 地域が目指す将来像を示すスローガンを設定
- ④ スローガンをどのような観点で設定したのかを説明

- 〈活用できる既往の資料〉
- 総合計画
 - 国土強靱化計画
 - 都市計画マスタープラン
 - 市町村地域防災計画 など

作業のポイント

- ✓ 関連計画との整合を図りながら、地域の安全・安心の向上と地域の発展の展望を示しましょう。
- ✓ 地域が目指すべき将来像を示しましょう。

表 5 既作成市町村が設定したスローガンの例

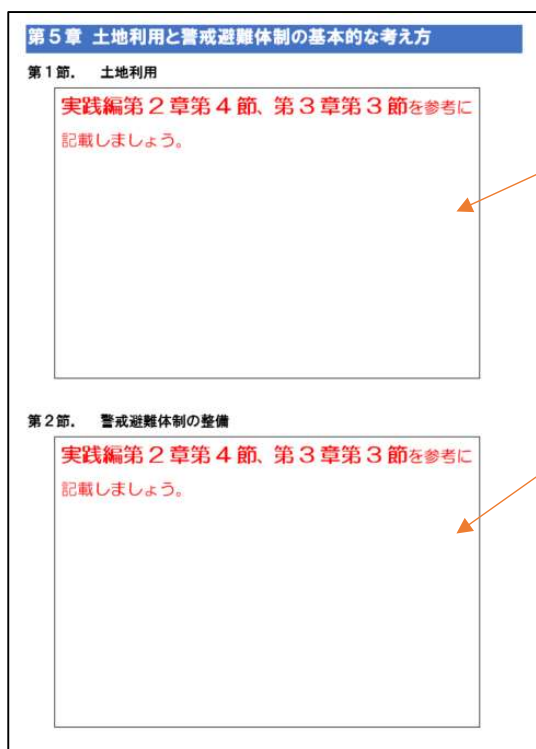
市町村	目標・基本方針
焼津市	海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり
宮崎市	なんとしても人命を守る安全・安心を未来につなぐ緑と調和したまちづくり
磐田市	関連機関が連携し、段階的に安全性を高め「命と暮らしを守る」
田原市	津波災害に強く、将来にわたり安心して暮らせるまちづくり
日向市	人・まち・地域の協働による、安全・安心で持続可能なまちづくり
静岡市	安心・安全と活気・賑わいが両立するまちづくり
伊豆市	観光、環境、防災のバランスがとれた海と共に生きるまちづくり

第3節. 浸水想定区域における土地利用および警戒避難体制の整備

土地利用に関する方針、警戒避難体制の整備に関する方針の設定方法について解説します。

検討事項

- ◇ 土地利用に関する方針
- ◇ 警戒避難体制の整備に関する方針



検討手順

- ① まちづくり関連計画における将来都市構造、地域別構想、誘導区域の考え方、防災における土地利用の考え方と整合を図りながら、土地利用に関する方針を設定
- ② 地域防災計画、津波避難計画、津波ハザードマップに示された津波避難に係る考え方と整合を図りながら、避難場所・避難経路の確保、津波ハザードマップの作成・周知、情報収集・伝達手段の確保、防災知識の普及・啓発等の警戒避難体制整備の方針を記載

〈活用できる既往の資料〉

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 市町村地域防災計画
- 津波避難計画
- 津波ハザードマップ など

作業のポイント

- ✓ 土地利用と警戒避難体制の整備に関する方針は双方向に整合を図りながら、一体的に検討しましょう。
- ✓ 土地利用に係る事業・事務が無い場合には、都市計画マスタープランの土地利用の方針に即して記載しましょう。

第4節. 津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務

事業・事務の推進計画への記載、調整方法について解説します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

検討事項

◇ 推進計画に位置付ける事業・事務

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

第1節. 事業・事務の整理

実践編第2章第5節、第3章第4節を参考に
して記載しましょう。

第2節. 事業・事務

適宜、事業・事務位置図を作成しましょう。

検討手順

- ① 第2章5節で整理した事業・事務について、関係機関に記載の可否およびその他新規の事業がないか関係者と調整
- ② 関係者との調整を経て、計画に記載する事業・事務を選定
- ③ 基本的な方針に沿って事業・事務を体系的に整理
※ 次頁の分類方法を参照
- ④ 事業・事務リストを作成
- ⑤ 適宜、事業・事務位置図を作成

〈活用できる既往の資料〉

- 市町村地域防災計画
- 既往の実施計画（アクションプランなど）
- 海岸保全計画 など

作業のポイント

- ✓ 既往の計画をもとに、各事業・事務を取り巻く環境を意識した上で、関係機関と調整すると円滑に進めやすくなります。
- ✓ 関係者との協議において、計画予定段階の事業・事務を推進計画に位置付けることが、難しいと判断される場合は、実施時期を「検討中」と記載することなど含め検討します。
- ✓ 調整の結果、推進計画に記載しない事業・事務については、計画作成後も必要に応じて適宜調整し、調整が完了した後に推進計画に追加しましょう。
- ✓ 関係者との調整において、事業・事務の実施時期（短期、中期、長期など）、実施場所、数値目標（適宜）、進捗率（適宜）も確認しましょう。
- ✓ 事業・事務と基本的な方針との関係が明確になるよう、事業・事務の体系的な整理に努めましょう。

《参考》 事業・事務の体系的な整理の事例

取組方針		主な事業・事務内容
1	津波被害を確実に減らす	<ul style="list-style-type: none"> 津波対策施設（海岸、河川）の整備 既存の津波対策施設の耐震化 など
2	地震・津波に強い構造のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震化 など
3	確実かつ迅速に早期避難できる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難施設の整備 災害情報伝達体制の強化 ブロック塀の耐震化・撤去 津波避難計画の策定 津波避難マップの作成・周知 避難訓練の充実・強化 津波避難誘導標識・誘導灯の整備 など
4	自助・共助の促進	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者施設ごとの避難マニュアルの作成 地理不案内な転入者や児童向けの防災訓練 多言語化・やさしい日本語による表示 コミュニティにおける共助の促進 など
5	被災後の立ち直りを早くする	<ul style="list-style-type: none"> 被災生活とまちの復旧の準備 緊急輸送路の確保 地籍調査業務 事業継続計画策定に関する支援 など

推進計画における取組方針と事業・事務の体系（静岡市）

第1章

第2章

第3章

第4章

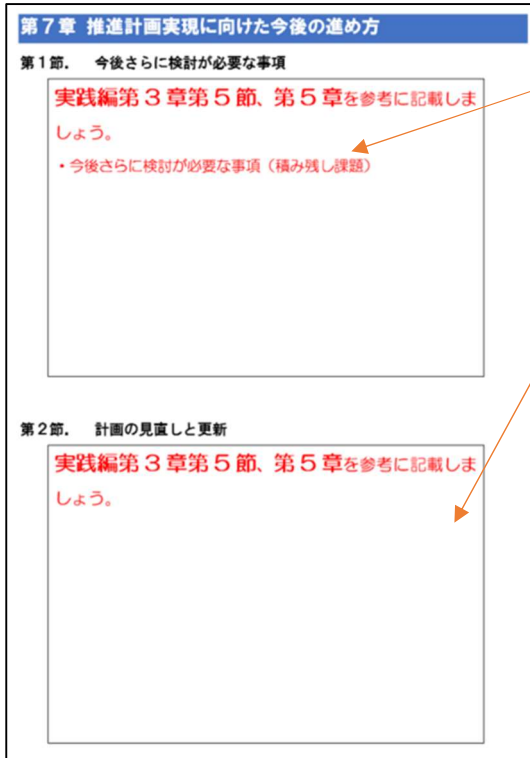
第5章

第6章

第5節. フォローアップ体制の構築

検討事項

- ◇ 今後さらに検討が必要な事項
- ◇ 計画のフォローアップ体制の構築



検討手順

- ① 推進計画に位置付けた事業・事務だけでは解消できない課題を「今後検討が必要な事項」として記載
※ 次頁に参考事例を記載
- ② 関連計画との整合性を図りつつ、PDCAサイクルに基づいたフォローアップ体制を検討
- ③ 推進計画の見直し時期を明記
※ 次頁に参考事例を記載

- 〈活用できる既往の資料〉
- 総合計画
 - 都市計画マスタープラン
 - 立地適正化計画
 - 市町村地域防災計画
- など

作業のポイント

- ✓ 今後のフォローアップで解消をめざす積み残し課題として、「今後さらに検討が必要な事項」を記載することを心がけましょう。
- ✓ 進捗状況の確認時期や計画の見直しなど協議会の開催予定等について明記しましょう。
- ✓ 整合性を図る観点から、関連計画の見直し時期は意識しておきましょう。

《参考》 今後さらに検討が必要な事項の事例（静岡市）

静岡市では、計画で整理した事業・事務のみでは、解消できない課題についても明記しており、その課題を解消するために行うべき取組について「今後さらに検討が必要な事項」として明記しています。

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

本章では本計画の推進にあたって、今後さらに検討が必要な事項及び今後の計画の見直しについて示します。

7.1. 今後さらに検討が必要な事項

計画の推進は行政だけでなく、自助・共助を促進し、市民、地域（自主防災組織）、事業者と一体となって津波防災地域づくりを行っていきます。

また、本計画は既存の地震・津波被害想定や都市災害要因調査などをもとに、沿岸部の各地域の現状や関連計画を踏まえながら策定しました。今後の地震・津波対策の進捗や地域の土地利用の変化、また関連計画の修正などを踏まえた上で定期的に計画を見直す体制づくりが必要不可欠です。

そして、本計画で整理した事業・事務のみでは、まだ解消できない課題が少なからずあります。したがって、計画策定以降においても、残った課題を少しでも解消できるよう事業・事務の拡充を行っていきます。

7.1.1. 自助・共助の促進

本計画では、各事業・事務の整理にあたって、市民、地域（自主防災組織）、事業者、行政がそれぞれ果たす役割について示しました。「静岡市いの子を守る防災・減災の推進に関する条例」にも、自助・共助・公助が連携して、対策に取り組む必要があるとしています。自助・共助を推進するため、市では、津波災害リスクや避難に関する情報の周知と、市民、地域、事業者の自主的な活動への支援を続けていきます。また、「情報の周知」については、ワークショップ等の市民が主体的に参加できるような方法についても検討していきます。

7.1.2. 関連計画との整合

本計画は、上位計画である「第3次静岡市総合計画」、「静岡市地域防災計画」、「静岡市都市計画マスタープラン」との整合を図り策定しました。警戒避難体制の整備については「静岡市地域防災計画」の津波避難に関する方針や目標、土地利用については「静岡市都市計画マスタープラン」の土地利用の基本方針と整合を図りながら、基本的な考え方を示しました。

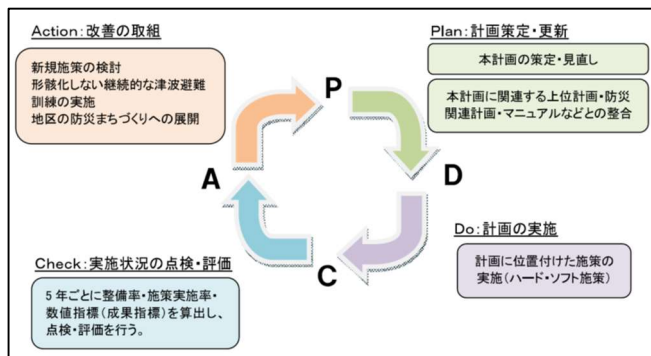
なお、土地利用の考え方については、関連計画である「静岡市立地適正化計画」や平成29年策定予定の「静岡市防災都市づくり計画」と相互に整合を図り、「安心・安全な暮らしと、活気・賑わいを醸成するまちづくり」を推進していきます。

86

推進計画における今後さらに検討が必要な事項（静岡市）

《参考》 フォローアップ体制の事例（浜松市）

浜松市では、5年ごとに整備率・施策実施率・数値指標（成果指標）による施策の進捗管理を行うとともに、更新時期を、「新たな被害想定・シミュレーション結果などの公表時や施策に関する新たな方向性が示された時」、「総合計画、実施計画、都市計画マスタープラン等の浜松市における上位・関連計画などの更新・作成時」としてしています。



推進計画におけるフォローアップ体制図（浜松市）

第4章 推進計画の議論・調整・決定

第3章で作成した推進計画の案を協議会において、議論、調整していき、了承を受けた後に公表していきます。

第1節. 協議会（作業部会）の設立・運営

法に基づく協議会は、メンバーが津波防災の課題を共有し、その解決のための施策を議論し、その実施や計画のフォローアップに関わっていくことが求められます。そのためには、津波防災地域づくりの議論が十分行われるよう、地域の実情に応じた各分野を代表するメンバーの参加が重要となります。地方公共団体の内部でも、防災部局だけではなく、まちづくり等を管轄する幅広い部局からの参加が望まれます。

(1) 協議会の設置

協議会の設置に当たっては、すでにある各種法定協議会を活用することはもちろんのこと、防災対策基本法に基づく地域防災会議やすでに設置している協議会・委員会等を活用することも可能です。また、同時並行で検討がなされている関連計画の協議会の構成員を登用し、検討の効率化・深度化を図ることも考えられます。

この場合、構成員の選定が短時間で済むとともに、特に地域の防災について詳細に議論している協議会等であれば、推進計画の策定に当たっても円滑な会議進行が可能と考えられます。

(2) 協議会構成員の選定

協議会の議論を活発にするためにも、地域の実情に応じた構成員を選定することが重要です。また、協議会構成員には、それぞれの期待される役割について認識してもらおうようにすることが重要です。

なお、既に設置されている会議に構成員を追加することにより、本法に基づく法定協議会としての機能を付加することも可能です。

以下に主要な構成員（自治体によっては計画作成担当となる部署も含む）と期待される役割を記します。

表 6 推進計画作成において想定される関係主体

	主要な構成員	期待される役割
庁外機関	国・都道府県の沿岸部の施設整備・管理担当部局	・海岸・河川・漁港・港湾施設等の整備方針と推進計画との整合性をチェック
	学識経験者	・意見の取りまとめ（コーディネーター） ・提案や技術的助言（アドバイザー）
	地域の代表者等（自治会、NPO 法人、男女共同参画推進団体など）	・地域の安全・安心の向上、地域の発展の展望等に意見
	商工会議所	・沿岸部に集積する産業を守る視点で、推進計画の内容に意見
庁内機関	危機管理部局（主務部局となっていた実績あり）	・地域防災計画や津波防災に関する計画等と推進計画との整合性をチェック
	都市計画部局（主務部局となっていた実績あり）	・市町村マスタープランや立地適正化計画等の関連計画と推進計画との整合性をチェック
	企画部局	・総合計画と推進計画との整合性をチェック
	津波防災地域づくりに関係すると思われる、産業振興担当部局や沿岸部の施設整備・管理担当部局	・当該部局で担当する事業と推進計画との整合性をチェック

① 国・都道府県

国・都道府県の選定のポイント

- ✓ 事業・事務を実施する海岸、河川、漁港、港湾等施設の整備、管理を担当している部署を選定
- ✓ 構成員への参加の協力を得ることが難しい場合には、当該法律に基づく協議会の趣旨を説明し、再度協力を要請、もしくは基礎編第3章で紹介した国の支援（デリバリー型サポート等）の活用を検討

② 学識経験者

学識経験者の選定のポイント

- ✓ 津波防災、土木、都市計画等を専攻
- ✓ コーディネーター、アドバイザーとしての役割
- ✓ 関連計画の委員会で委員を経験している方が有効

③ 地域の住民代表者等

住民代表者等の選定のポイント

- ✓ 地域の防災活動に精通（自治会など）
- ✓ 多様な視点の確保（男女共同参画推進団体など）
- ✓ 地域の産業に精通（商工会議所など）

④ 庁内機関

庁内機関の選定のポイント

- ✓ 推進計画に記載する事業・事務を担当する部局
- ✓ 関連計画の作成を担当した（している）部局

(3) 作業部会の設置 <任意>

推進計画の作成を進める上で、関係機関の間で、事業・事務など調整すべき事項が多くあります。そのため、協議会の開催前に調整を行う作業部会（関係機関担当者で構成）を別途設置することが有効となる場合があります。作業部会で事前に調整をすることで、行政の構成員による内容確認を減らすことができ、これにより、学識経験者・住民代表等の発言機会を増やし、充実した議論が行われることが期待されます。

作業部会の設置のポイント

- ✓ 計画に記載する事業・事務の調整など、調整が難航しそうな場合には、庁内外問わずに関係機関の担当者を選定し、議論を重ねることが効果的

(4) 協議会の運営

協議会において、推進計画の案に対する意見を聴取し、意見については、必要に応じて反映し、最終的には協議会から推進計画の案の了承を得ることになります。

協議会は開催回数や開催時間が限定的となることから、課題整理や目標設定など論点を明確にし、協議会資料を作成する必要があります。

協議会における議論に対する構成員の理解増進、議論の活発化を図るため、論点を明らかにした上で、協議会開催前に構成員に協議会資料を送付することを心がけましょう。

また、津波防災地域づくりに対する地域住民等の関心を高める観点から、協議会を公開とする等の対応も考えられます。協議会での協議内容は、ホームページでの情報発信、自治会を通じた回覧等を通じ、地域住民等に広く周知する工夫も重要です。

協議会の運営のポイント

- ✓ 論点を明確にし、構成員にとって分かりやすい資料づくり
- ✓ 構成員の理解増進、協議会の議論の活性化のため、構成員へ資料を事前送付
- ✓ 協議会の公開等により、協議内容を地域へ広く周知する工夫

表 7 協議内容等の例（浜松市）

回	協議内容等
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画の策定の目的 ・ 第4次地震被害想定概要 ・ 沿岸域の特性 ・ これまでの市の津波対策 ・ 検討方法の基本的な考え方 等
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸域防潮堤等の現場見学 ・ 脆弱性評価結果と課題抽出 ・ 推進計画の骨子(案) 等
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハード・ソフト総合施策案や計画素案
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進計画案

(浜松市ホームページをもとに作成)

第2節. 住民等の意見聴取

協議会では、地域代表等の構成員から意見を聴取できますが、地域住民から広く意見を募る場合には別途意見聴取を行う必要があります。以下に地域住民からの意見聴取方法の概要を示します。

表 8 意見聴取方法の概要

意見聴取方法	概要	メリット・デメリット
パブリックコメント	推進計画案を市町村 HP で公表および公共施設に配架して、意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・市町村内外から多くの人の意見を聴取できる。 ■ デメリット ・意見の投稿は自由であるため、意見が比較的集まりにくい。 ・津波防災などの行政施策に関心が低い人の意見を聴取しにくい。
Web アンケート	Web アンケート会社に登録しているモニターを対象として、意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・アンケート回答者数が比較的集まりやすく、関心が低い人も含んで、意見を聴取できる。 ■ デメリット ・アンケート会社に委託するため、費用を要する。
住民説明会	地域住民に説明した上で、意見交換会もしくはアンケートなどで意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・地域住民から直接意見を聴取できる。 ■ デメリット ・説明会の開催にあたり、参加者数を確保しにくい。 ・参加者が自主防災組織や自治会等に偏る傾向がある。
住民ワークショップ	津波防災地域づくりをテーマに参加者にグループワークをしてもらい、事業・事務や今後の地域づくり等に対する地域住民の意見を聴取する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ メリット ・津波防災地域づくりについて、深く理解してもらった上で、意見を聴取できる。 ・グループワークのテーマを調整することで、重点的に聴取する項目を設定できる。 ■ デメリット ・多人数から意見を聴取しにくい。

《参考》 住民説明会の例（浜松市）

推進計画素案に基づき住民への説明会を実施したところ、説明会には地域住民のおよそ 650 名が参加し、意見交換が行われ、推進計画の内容に地域住民の意見を反映した。

第3節. 推進計画の公表

推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表します。公表に当たっては、計画の内容をわかりやすく示すよう配慮し、市町村の広報、インターネット等を活用し十分に周知されるよう努めましょう。

また、作成した推進計画の写しを国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等をはじめとする事業・事務の実施主体に書面で送付して下さい。なお、国土交通省、都道府県が事業・事務の実施主体となっている場合には、事業・事務の実施主体としての送付とは別途、国土交通大臣（総合政策局社会資本整備政策課）、都道府県への送付が必要となりますので、ご注意下さい。

なお、推進計画を変更した際の扱いも、上記に準ずることとします。

【国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 送付先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎3号館3階

国土交通省 総合政策局社会資本整備政策課

津波防災地域づくり法 担当あて

(※ 電話番号：03-5253-8111（省代表）)

第5章 推進計画作成後の各事業・事務の進捗状況の把握

推進計画作成後は、記載された事業・事務等について、PDCAサイクルに基づいたフォローアップが必要です。

(1) 事業・事務の進捗状況のモニタリング

事業・事務の進捗状況を把握する方法として、調査票の配付等による把握も考えられますが、進捗状況の認識を深めるためにも、事業・事務担当者を集めた進捗報告会を定期的に行うことが望ましいです。

(2) 推進計画の見直し

地域の取り巻く環境の変化に応じて、計画を適宜見直していきます。環境の変化としては、他の関連計画の改定による方針の変更、計画予定段階であった事業・事務の具体化等が考えられます。

第6章 よくある質問

Q. 都道府県の担当者に参加要請をしているのですが、参加してくれません。何かよい方法はないですか？

A. 津波法第11条2項2条において、市町村は都道府県含む協議会を組織することが“できる”ことが明記されています。その条文を用いて、再度協力の要請、もしくは基礎編第3章で紹介した国の支援（デリバリー型サポート等）の活用を検討してください。

デリバリー型サポート：基礎編第3章（1） P16

都道府県への参加要請：実践編第4章第1節（2） P35

Q. 関係主体と事業・事務の記載の確認をしたところ、提案した多くの事業・事務の記載の調整がつきませんでした。何かよい方法はないですか？

A. 計画予定段階の事業・事務については、推進計画における記載を避けられる可能性があります。「検討中」と明示するなど、推進計画への記載の工夫をしましょう。また、今後のさらに検討する事項として計画で明示することも検討しましょう。

事業・事務の調整：実践編第3章第4節 P30

今後さらに検討が必要な事項：実践編第3章第5節 P32

Q. 推進計画の記載事項について、国や都道府県が事業主体のものも書き込むようですが、記載された場合、国・都道府県はその通りに実施しなければなりませんか？

A. 推進計画に記載したモニタリング方法により、進捗状況を把握していくことになります。事業・事務の進捗については、地域の取り巻く環境に影響されることから、当初の予定と異なる場合には、実態に合うよう計画の見直しの検討を行ってください。

フォローアップ体制の構築：実践編第3章第5節 P32

事業・事務の進捗状況の把握：実践編第5章 P41

Q. 推進計画に位置付けた事業・事務の進捗管理はどのようにするとよいですか？

A. 事業・事務の進捗状況を把握する方法としては、調査票の配付や定期的な進捗報告会を行うことが考えられます。また、進捗管理を行う上で、数値目標を定めることでモニタリングしやすくなるため、出来るだけ設定してもらうように心がけましょう。

フォローアップ体制の構築：実践編第3章第5節 P32

事業・事務の進捗状況の把握：実践編第5章 P41

Q. 推進計画の見直しは作成後、どれくらいの頻度で見直しをすればよいですか？

A. 推進計画の見直しに関する規定はありません。既作成市町村では下記の観点で見直し期間が設定されています。

- ・事業・事務の進捗が見られる短期・中期・長期の節目
- ・関連計画の改定
- ・津波災害（特別）警戒区域の指定 など

フォローアップ体制の構築：実践編第3章第5節 P32

Q. 推進計画は他の計画と一体的に作成することは可能ですか？

A. 地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続を踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。詳細は実践編第3章（2）「既往の計画の活用・関連計画の同時作成による作業の効率化」をご参照ください。

参考資料編

■ <u>先進的な取組事例</u>	2
■ <u>推進計画に活用できる資料・データ一覧</u>	19
■ <u>推進計画作成フォーマット</u>	23
■ <u>津波防災意識に関するデータ集</u>	37
■ <u>基本指針と解説</u>	43

先進的な取組事例



推進計画における先進的な取組事例

表 9 津波防災地域づくり推進計画における先進的な取組事例

事例 No.	市町村	タイトル	キーワード	本ガイドライン 参考箇所	掲載頁
01	静岡県焼津市	海を活かした地域活力と津波防災まちづくり	作成プロセス	実践編 第4章第2節	3
02	静岡県浜松市	住民の防災意識の向上と地区の津波避難計画	作成プロセス	実践編 第2章第5節	4
03	和歌山県串本町	防災備蓄倉庫の有効活用	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	5
04	愛知県田原市	地域の特性に応じたきめ細かなリスク分析と対応	作成プロセス	実践編 第2章第2節	6
05	愛知県田原市	自転車を活用した津波避難訓練	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	7
06	静岡県伊豆市	要配慮者等の現状分析、観光客の避難対策	作成プロセス	実践編 第2章第2節	8
07	静岡県伊豆市	地域の意見を反映して作成した推進計画	合意形成	実践編 第4章第2節	9

事例01 | 静岡県焼津市 | 海を活かした地域活力と津波防災まちづくり

概要 焼津市では、市民・企業が安心して生活できるよう、推進計画を作成し、「海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり」を進めています。

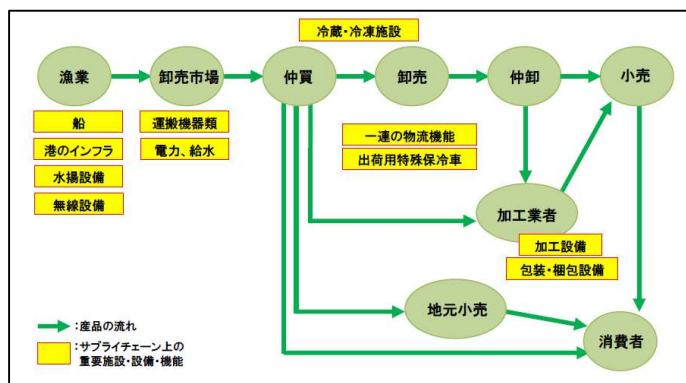
(地域活力をもたらす地域産業)

【背景】

- 焼津市では、最大クラスの地震・津波が発生した場合、強い揺れと市域全体の約2割が津波により浸水すると想定され、東日本大震災後、津波災害に対する住民の危機意識が高まる中、不安と誤解を解消するとともに防災・減災対策を進める必要があった
- 人口や産業は、焼津漁港の背後地を中心とした地域に集中している。特に焼津漁港は水揚げから保管・運搬・加工・出荷まで一連の業種の事業所が沿岸部に集積し、多層的なサプライチェーンを形成し、全国屈指の水揚げ高を誇り、水産市場での優位性を維持

【地域活力と安全・安心な暮らしが共存】

- 市民の「命」「財産」、そして産業の「生産活動」を守るため、防災と地域活性化を両立できる推進計画の作成に着手
- 全ての自治会で南海トラフ地震による津波浸水想定の説明会を開催したほか、漁協・農協、関連団体に対しアンケートを実施し、特に、重要な地域産業である水産業等の関係団体や事業者にはヒアリングを実施するなど、地域の実態・ニーズの把握に努め、地域の活性化の方向性を含めた地域づくりを目指し、推進計画を作成



水産業サプライチェーンのイメージ

出典：焼津市津波防災地域づくり推進計画

事例02 | 静岡県浜松市 | 住民の防災意識の向上と地区の津波避難計画

概要 浜松市では、市民は自ら、津波避難訓練後の反省点、課題点を分析し、地区の津波避難計画の見直しを重ねることを通じ、津波避難に関する地区住民の理解の向上を図り、また津波避難の完成度を高めています。

(地区カルテの作成・配布)

- 浜松市では、推進計画に基づき、浸水のおそれのある地域ごとに診断した災害リスク等の情報を提供する「津波防災地域づくり地区カルテ」を作成し、地区住民に配布
- 地区カルテには、浸水想定を踏まえた地区の課題や対策の進捗などの情報が掲載され、住民の自助・共助の取組に役立っている

(地区避難計画の作成)

- 津波避難対策では、避難先の場所、避難経路など避難方法について地元の情報を共有し、地区の中で避難手順を検討することが即座の避難行動にとって重要
- 住民は、自らの判断で即座の避難行動がとれるよう、地区カルテを基に地区の津波避難計画づくりも担っており、住民主体で現地確認や避難訓練を実施し、地区の津波避難計画に取りまとめていく取組を繰り返すことにより、住民の防災意識の向上と地域の津波避難体制のレベルを上げる取組をしている



津波避難に関する地区住民の理解や熟度の段階的な向上のイメージ

出典：浜松市津波防災地域づくり推進計画

事例03 | 和歌山県串本町 | 防災備蓄倉庫の有効活用

概要 串本町では、防災備蓄倉庫に避難物資を入れた衣装ケースを、事前に各世帯分準備する取組を5地区で実施しています。

(避難時間の短縮)

- 最速で地震発生の数分後に津波が襲うと予想される串本町では、東日本大震災後、浸水域外の高台に設けた備蓄倉庫に、自宅から持ち出す物品を減らし、すぐに避難行動をとれるよう世帯ごとに衣類などを衣装ケースに詰めて保管



出典：毎日新聞 2018年1月14日 大阪朝刊

事例04 | 愛知県田原市 | 地域の特性に応じたきめ細かなリスク分析と対応

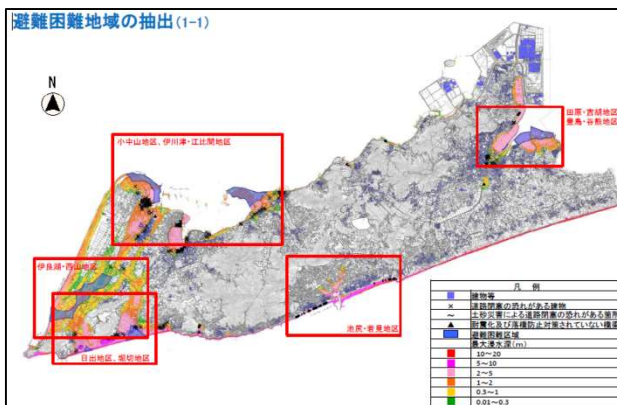
概要 田原市では、計画の作成を通じ、エリアごとの被害リスクをきめ細かく把握・分析し、地域の実情に応じた津波対策を着実に推進しています。

(ものづくり愛知を支える地域の津波対策)

【背景】 田原市は愛知県南端の半島部に位置し、約 100 km に及ぶ長い海岸線上には、多くの観光客やサーファーが訪れる景勝地や砂浜を抱える。農業産出額は全国一位、自動車関連を中心に産業立地も進んでいる

【エリアごとのきめ細かい被害リスクの分析】

- 都市計画マスタープラン上の地域区分に応じて、地域ごとの防災上の特性と被害予測を調査・整理。GIS（地理情報システム）に都市計画基礎調査や津波浸水想定データの取り込み、脆弱部分を抽出、地域の特性に応じたきめ細かいリスク分析・評価を実施
- 半島先端部を中心に避難困難地域が存在しており、道路・鉄道の遮断による地域の孤立、応急・復旧活動の困難等の課題、臨海部の企業集積エリアでは深刻な産業被災や従業員等の帰宅困難等の課題、遠州灘沿岸の観光エリアでは土地勘のない観光客の避難支援、サーフポイント等での情報伝達、避難誘導等の課題といった地域ごとの被害特性が顕著
- そのため、津波避難訓練や地域コミュニティ団体による地域防災力の強化などのソフト施策を中心に、臨海企業等の帰宅困難者対策や、観光客・サーファー等の避難対策を進め、南海トラフ地震による被害を最小限に止めるため、海岸保全施設の整備や津波避難マウンド（人工高台）の整備などハード整備を確実に推進する目的で推進計画を作成



出典：田原市津波防災地域づくり推進協議会資料

事例05 | 愛知県田原市 | 自転車を活用した津波避難訓練

概要 田原市では、津波避難困難地域に居住している住民の津波避難訓練において、自転車を活用した訓練を実施するなどの工夫を行っています。

（津波避難計画の検討）

- 南海トラフ巨大地震で甚大な被害が想定される田原市の堀切校区で行われた津波避難訓練では、山口大学による研究で有用性が認められた、自転車を活用した避難行動を組み込む



出典：東日新聞（2015/7/20）

事例06 | 静岡県伊豆市 | 要配慮者等の現状分析、観光客の避難対策

概要 伊豆市では、住民との議論を重ねながら、住民目線でのソフト施策、観光客の円滑な避難対策など、防災と観光のバランスがとれた津波対策を推進しています。

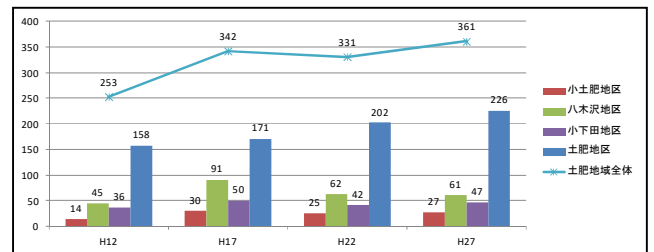
（高齢者の単独世帯の把握）

【背景】

- 伊豆市西部の駿河湾を臨む土肥地域は、自然環境、観光資源に恵まれる一方、人口減少、少子高齢化も進んでおり、特に高齢化率は市内でもっとも高いことから、地域のくらしや観光業等の産業を維持しながら安全・安心を確保することが喫緊の課題

【きめ細かい高齢者などの要配慮者分析】

- 高齢者等の要配慮者の避難対策を進めるため、世帯数・人口構成、将来人口のほか、高齢化率をもっとも高い土肥地区の高齢者の単独世帯数の推移をグラフ化して検討するなど、要配慮者対策に向けきめ細かく分析、地域コミュニティや災害関連情報から隔離されやすい高齢者単独世帯に対するソフト施策にも努める



出典：伊豆市津波防災地域づくり推進計画

（観光と防災の両立）

- 観光客など一時滞在者に対しては、観光業のおもてなしの一環として、避難誘導や帰宅までのサポート体制を整え、宿泊施設や観光施設による津波避難訓練や観光客も含めた防災備蓄の確保に努めるなど、観光と防災を両立させる施策・取組を推進



出典：伊豆市提供資料

事例07 | 静岡県伊豆市 | 地域の意見を反映して作成した推進計画

概要 伊豆市では、住民や観光事業者等からの意見をもとに推進計画の作成を進めたことで、推進計画に示された取組を地域主体で推進する体制がつくられています。

(推進計画作成時に実施された意見聴取)

【ワークショップ】地域の課題・自分たちができる取組をテーマにグループで議論



(地域への周知方法)

【ニュースレター・ホームページ】推進計画の検討状況をニュースレターや伊豆市ホームページで周知



【オープンハウス】地域の方々が日常生活で使う場所で情報提供・意見把握



(推進計画作成後に実施された地域主体の取組)

【地区の目標設定】地区や団体が自身の取組目標“地震・津波対策がんばる地域宣言”を作成し、市民集会で共有



【市民集会】推進計画の検討状況や取組の進捗を共有しながら意見交換



【中学校での防災教育】中学校の授業で生徒が津波災害リスクへの対応を考え、発表



【パブリックコメント】伊豆市ホームページや公共施設で推進計画素案の閲覧と意見募集

伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（素案）パブリックコメント募集

～皆様のご意見をお聞かせください～

市では、地域のみなさんと一緒に考え、環境・観光・防災のバランスのとれたまちづくりを進めるための『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（素案）』をまとめました。

伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（素案）について、市民の皆さまからのご意見やご提言を募集しています。

計画（素案）の閲覧は、市ホームページのほか、本庁防災安全課・各支所にてご覧いただけます。

【観光関係者による訓練】宿泊施設や観光施設による津波避難訓練を実施



出典：伊豆市提供資料

その他、先進的な取組事例

表 10 その他、先進的な取組事例

事例 No.	主な実施主体	タイトル	キーワード	本ガイドライン 参考箇所	掲載頁
01	宮崎県門川町	津波災害リスクを踏 まえた庁舎高台移転	土地利用	実践編 第3章第3節	11
02	徳島県美波町	事前復興まちづくり (高台移転構想)	土地利用	実践編 第3章第3節	11
03	三重県尾鷲市	住民主導による避難 体制確立事業の推進	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	12
04	高知県黒潮町	犠牲者ゼロを目指す 地震・津波対策の取 組	警戒避難体制	実践編 第3章第3節	13
05	和歌山県広川町	津波防災文化を活用 した歴史まちづくり	まちづくり	実践編 第3章第2節	14
06	兵庫県南あわじ市	福良の津波防災まち づくりプロジェクト	まちづくり	実践編 第3章第2節	15
07	株式会社セブン- イレブン・ジャパ ン	セブン-イレブンの 津波救命艇	民間資金等 の活用	実践編 第2章第5節	16
08	イオンモール 株式会社	イオンモールいわき 小名浜の防災拠点	民間資金等 の活用	実践編 第2章第5節	16
09	愛媛県	南海トラフ巨大地震 体験版DVDの作成	普及啓発	実践編 第3章第3節	17
10	三重県	地震津波防災をテー マにしたシンポジウ ムの開催	普及啓発	実践編 第3章第3節	17

土地利用

事例01 | 宮崎県門川町 | 津波災害リスクを踏まえた庁舎高台移転

概要 門川町では、津波災害リスクを踏まえた新庁舎の建設位置の検討を行い、「門川町新庁舎建設基本構想」（平成 29 年 7 月 門川町）をとりまとめています。

（「門川町新庁舎建設基本構想」における防災の考え方）

【背景】東日本大震災において多くの庁舎が壊滅的な被害を受けていたことから、庁舎の耐震や行政・防災拠点としての機能を維持することの重要性を再認識／庁内でプロジェクトチーム等を立ち上げ、本庁舎の整備計画等について検討

【本庁舎の防災上の役割】災害発生時の対策本部としての機能／被災後の住民生活や町全体の復旧・復興に欠かせない行政情報等の維持・確保 等

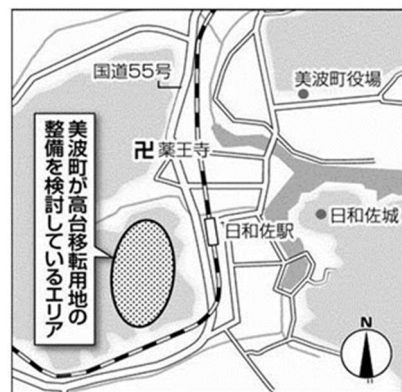
土地利用

事例02 | 徳島県美波町 | 事前復興まちづくり(高台移転構想)

概要 美波町では、自主防災会や建築士会等が中心となって、高台移転等を見据えた、事前復興まちづくりに取り組んでいます。

（高台整備構想の推進）

○本町は市街地の大部分が津波浸水想定区域となっており、被害の軽減や津波災害時の行政機能の維持のため、公共施設については、高台等に移転することを基本とし、津波浸水想定区域外への移転整備を実施予定



出典：徳島新聞 web (2017/6/16)

（多様な高台整備構想の推進）

○由岐湾内地区では、自主防災会が主体となり震災前過疎防止を目的とする高台造成地整備に向け、徳島大学、徳島県建築士会、徳島県、町の連携のもと、住宅地計画コンペティションを実施し、地域が主体となった高台整備が進められており、町としても実現に向けた支援に取り組む



出典：朝日新聞デジタル (2016/3/11)

事例03 | 三重県尾鷲市 | 住民主導による避難体制確立事業の推進

概要 尾鷲市では、住民が主体となり地域の避難ルールや防災体制を確立していく取組が進められています。

(住民主導型避難体制確立事業)

- 超高齢化社会における防災対策や、迅速かつ円滑な避難体制のあり方について、住民参画のもと津波避難計画の検討を進め、住民が主体となって自らの地域の避難体制構築を目的とした津波避難計画を策定（住民主導型避難体制確立事業）



住民主導での避難ルール作り

(自主防災組織等の育成強化)

- 地域防災力向上補助金の創設・住民総ぐるみの防災訓練・防災職員が外向いての防災講話や訓練指導などを実施



市民総ぐるみ避難訓練

(避難路等整備事業)

- 夜間避難に備えた市内防犯灯の無停電対策・避難路の安全対策や拡幅を実施



住民手作りの避難路

(学校での防災教育推進)

- 東京大学片田先生を市防災危機管理アドバイザーに委嘱し、総合的な防災対策へのアドバイスや教育現場での防災カリキュラムの作成を推進



津波避難の3原則

想定を信じるな

最善を尽くせ

率先して避難せよ

(民間施設の避難ビル指定)

- 民間施設を津波避難ビルに指定・整備
- 既存3階建て以上の避難所に、地震自動開錠ボックスを設置

**(公的備蓄等の増強(3日程度→5日程度に))**

- 非常時用備蓄品整備（食糧・水・毛布・簡易浄水器・簡易トイレ・保温ブランケット）・衛星携帯電話配備・救援表示シート配備

(他自治体との相互応援協定の締結)

- 災害時の相互支援や、防災対策関係の情報交換や交流を目的に、奈良県北山村、福井県大野市、大阪府摂津市、岩手県釜石市と締結

出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ

事例04 | 高知県黒潮町 | 犠牲者ゼロを目指す地震・津波対策の取組

概要 黒潮町では、町内 61 地区中 40 地区が浸水区域となるため、職員地域担当制を導入や、地区主体の地区防災計画の作成を行っています。

(津波避難空間の整備)

- 地区毎に現地点検やワークショップを実施し、避難道等の整備計画作成
- 避難道約 230 路線、津波避難タワー6 基を平成 30 年度完成目標で整備中



(戸別津波避難カルテづくり)

- 避難が難しい住民一人ひとりに合わせた個別の避難計画の基礎資料としてカルテづくりを推進

世帯別津波避難行動記入シート

記入のしかた

家族構成

自カ(家族)避難の可否

避難上の心配事

連絡先

避難先と所要時間

徒歩や自動車などの避難方法

防災となり組

住宅耐震状況

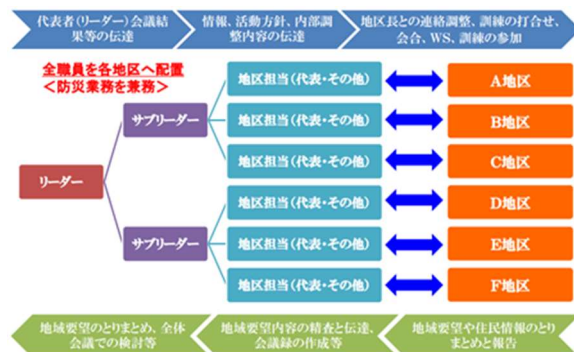
家具固定の状況

支援可能な方の有無

個人情報提供先

(職員地域担当制の導入)

- 防災担当部署の職員だけでは人員不足となるため、全ての町職員(約 200 名)が防災業務を兼務し、地域住民と協働で防災活動を行う制度導入



(地区防災計画の作成)

- 地域住民が自らの命と自らの地域を守り、自ら作成する地域特性を反映した、手作りの防災計画作成が進行



黒潮町地区防災計画シンポジウム

(住宅耐震化の促進)

- 過去の地震で、昭和 5 6 年に改正された耐震基準以前の基準(旧耐震基準)によって建てられた木造住宅が数多く倒壊したことを受け、対象となる木造住宅の耐震化を促進



地区毎での耐震事業説明会



計画作成の地区ワークショップ

出典：黒潮町ホームページ

事例05 | 和歌山県広川町 | 津波防災文化を活用した歴史まちづくり

概要 広川町では、安政南海地震で濱口梧陵が村人の命を救った「稲むらの火」の11月5日が国連で「世界津波の日」に制定されたのを契機に、津波防災のルーツ広川町を世界的に発信し、町のブランド化や活性化を推進しています。

（防災学習施設の整備）

○梧陵の偉業と精神、教訓を学び受け継いでゆくため、濱口梧陵記念館と津波防災教育センターからなる防災学習施設「稲むらの火の館」を開館

【濱口梧陵記念館】濱口梧陵の生涯に触れることができる展示室やシアターを整備



出典：稲むらの火の館ホームページ

【津波防災教育センター】3D津波映像シアターなどの体験型施設や津波に関する展示室を整備



出典：稲むらの火の館ホームページ

（防災文化の資源を活用した散策ルートの設定）

○濱口梧陵のゆかりの地を巡る「濱口梧陵と歩く散策マップ」を作成



出典：稲むらの火の館ホームページ

（防災文化の継承）

○安政南海地震による津波の犠牲者の霊を慰め、梧陵の偉業を後世に伝えるための式典・行事を開催

【津浪祭】小中学生等による堤防への土盛りや神事を世界津波の日（11/5）に開催



出典：和歌山県ホームページ

【稲むらの火祭り】小学生による「稲むらの火」の朗読や町民等による松明行列を毎年10月に開催



出典：内閣府ホームページ

事例06 | 兵庫県南あわじ市 | 福良の津波防災まちづくりプロジェクト

概要 南あわじ市福良地区では、持続力を念頭に地域の活性化と防災の両立を目標に掲げた津波防災まちづくりを進めています。まち歩きマップを使った、まち歩きイベント「福良路地裏探訪」や、福良名産のそうめんを備蓄食料とするなどの取組をしています。（（社）日本都市計画学会関西支部 2013 年度第 16 回関西まちづくり賞受賞）

（津波防災の取組と観光客の確保）

- 地域で一体となって津波防災に取り組むには、コミュニティとまちの活性化が大切
- まちなかが観光客を含めたくさんの人で賑わっていれば、自分の住んでいるところは美しくきれいなまちにしようと行動するようになり、この行動が危険な箇所のチェック等を促し、安心安全のまちにつながる



福良地区が目指す津波防災まちづくり

【福良路地裏探訪】

地域の観光資源に加え、避難場所やルート等も解説するまち歩きイベント



【安心マップづくり】

地元小学校が家族や地元の方々と一緒に作成するふくら安心マップ



【うずまるフェスタ】

福良港津波防災ステーション（愛称：うずまる）で毎年開催され、地域住民と観光客がいっしょに楽しむ



【避難マップづくり】

ひとりの犠牲者もださないように隣保単位の避難マップづくりを住民で考えるワークショップ



地区高台から見る福良湾

名産のそうめんを
備蓄食料に！



福良名産のそうめん

出典：南あわじ市提供資料

民間資金等の活用

事例07 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | セブン-イレブンの津波救命艇

概要 株式会社セブン-イレブン・ジャパンでは、買い物客と従業員を対象に、定員25名程度が乗船できる津波救命艇をコンビニへ設置しています。

(津波救命艇の概要)

【設置店舗の選定】南海トラフ地震発生時の予想される浸水深が、建造物が倒壊する基準とされる4.0m以上（内閣府公表）の地域に位置し、また店舗周辺に避難場所がなく、津波発生時には大きな被害が想定される店舗

【設置予定店舗数】3店舗（平成30年2月現在）

【定員】25人（店舗従業員やお客様の利用を想定）



出典：国土交通省ホームページ

民間資金等の活用

事例08 | イオンモール株式会社 | イオンモールいわき小名浜の防災拠点

概要 イオンモール株式会社では、東日本大震災の経験を踏まえ、防災モールとしての整備を進めています。

(防災モールとしての取組)

【津波避難ビル（指定予定）としての対応】

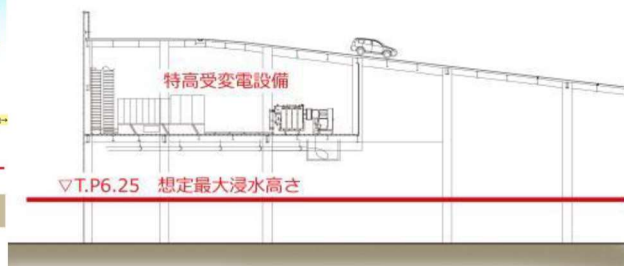
災害時、避難してきた人を一時的に受け入れられるよう避難デッキと接続した店内通路を開放

【重要機器設置位置の対応】

津波浸水被害を受けた際にも施設機能を維持し、地域の復興拠点のひとつとしての役割を担うことができるよう、津波の影響を受けない場所に重要機器を配置



出典：AEON News Release (2016/8/22)



出典：AEON News Release (2016/8/22)

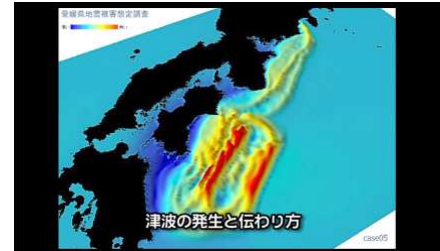
普及啓発

事例09 | 愛媛県 | 南海トラフ巨大地震体験版DVDの作成

概要 愛媛県では、南海トラフ巨大地震体験版 DVD を作成し、市町や関係機関に配布するとともに、県のホームページにより映像を配信しているほか、出前講座等で活用するなど防災意識の啓発を図っています。

(南海トラフ巨大地震体験版 DVD の構成)

区分	主な内容	
本編 (17分)	導入部	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の津波被害や県内での被害映像（イメージCG） ○愛媛県地震被害想定調査結果公表
	地震・津波の仕組みを紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ巨大地震の発生の仕組み等を説明 ○揺れの被害（松山市内等のイメージCG映像、芸予地震等の映像）を紹介 ○津波の発生の仕組み等を説明 ○津波の浸水状況(南予(愛南町、宇和島市、八幡浜市)、東・中予(西条市)の浸水のイメージCG映像と浸水図を紹介 ※その他の市町の浸水図は資料編をご覧ください。
	防災対策の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○被害想定調査で推計した減災効果を説明 ○具体的な防災対策（発生時の対応、日頃の備え等）を紹介 ○被災者インタビュー
資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○県内沿岸部全市町の津波浸水アニメーション 各市町の津波浸水アニメーションは、こちらをご覧ください。 	



出典：愛媛県ホームページ

普及啓発

事例10 | 三重県 | 地震津波対策をテーマとしたシンポジウムの開催

概要 三重県では、三重県防災対策推進条例により、昭和東南海地震が発生した12月7日を「みえ地震対策の日」と定め、その前後に「みえ地震対策の日シンポジウム」を毎年開催しています。

(開催概要)

【テーマ】「過去の震災から学び、未来に活かす」（平成29年度テーマ）

【内容】

- ① みえの防災大賞表彰式
- ② 基調講演
- ③ 語り部トーク
- ④ パネルディスカッション

など



平成29年度シンポジウム

出典：三重大学ホームページ

推進計画に活用できる資料・データ一覧



推進計画に活用できる資料・データ一覧

既作成市町に各検討において、実際に活用した資料・データについてアンケートを行い、その結果を踏まえ、作成しています。推進計画作成フォーマットと合わせてご活用ください。

赤文字：既作成市町が活用した資料

検討項目	活用した目的・用途	主に参考にしたデータ・資料【提供元】
実践編第2章第2節（1）地域の現況、課題の把握		
地域人口の状況	■人口減少・高齢化の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳【庁内市民課、総務課など】 ・国勢調査結果【総務省統計局】 ・総合計画【庁内企画課など】 ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・日本の市町村別将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】
	■交流人口の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客動態調査【都道府県観光課など】
交通の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■平時の交通ネットワーク ■災害時の物資輸送 ■住民等の避難ルート 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査【庁内都市計画課】 ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・公共交通網形成計画【庁内都市計画課】 ・港湾・漁港に関する計画【国・県の施設管理者】 ・地域防災計画【庁内危機管理課など】 ・他計画・報告書から引用
事業所・各種施設の分布	■事業所の分布	<ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス【総務省・経済産業省】 ・農林業センサス【総務省・経済産業省】 ・農林水産統計【農林水産省】
	■防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入れ施設等）の分布	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・介護福祉に関する計画【庁内福祉課】
	■要配慮者利用施設の分布	
	■観光等の来街者数 ■宿泊客数、日帰り客数 など	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行・観光消費動向調査【国土交通省観光庁】 ・観光客動態調査【都道府県観光課など】 ・観光マップ【庁内観光課など】
	■津波避難施設の分布	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査（建物現況図等）【庁内都市計画課】 ・地域防災計画【庁内危機管理課など】 ・津波避難計画【庁内危機管理課など】 ・津波ハザードマップ【庁内危機管理課など】
土地利用と建物の現況	<ul style="list-style-type: none"> ■土地利用の現況（宅地、商業施設用地、工業施設用地、農用地など） ■建物の現況（老朽建造物、木造建造物の分布など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査（土地利用現況図・建物現況図等）【庁内都市計画課】 ・都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・防災都市づくり計画【庁内都市計画課】 ・立地適正化計画【庁内都市計画課】 ・経済センサス【経済産業省】 ・航空写真【庁内企画課など】 ・国土地理院地図【国土地理院】

赤文字：既作成市町が活用した資料

検討項目	活用した目的・用途	主に参考にしたデータ・資料【提供元】
海岸の状況	<ul style="list-style-type: none"> ■海岸線の形状 ■沿岸部のハード施設（海岸堤防など）の整備状況 ■沿岸部の観光地（自然・景勝地など）の分布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土地理院地図（主題図）【国土交通省国土地理院】 ・ 海岸保全計画【都道府県】 ・ 津波浸水想定解説書【都道府県】 ・ 総合計画【庁内企画課】 ・ 都市計画マスタープラン【庁内都市計画課】 ・ 観光マップ【庁内観光課】 ・ 他計画・報告書から引用
過去の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ■災害史・伝承等に基づく過去の津波被害 ■地域に残っている当時の津波災害の状況を示す施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の「災害史」【庁内危機管理課など】 ・ 地震・津波災害に関する調査報告書【国・都道府県など】 ・ 市町村史【庁内企画課など】 ・ 津波被害を記録した古文書【庁内図書館など】
気候	<ul style="list-style-type: none"> ■年間平均気温 ■年間降水量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象観測データ【国土交通省気象庁】
実践編第2章第2節（2）災害ハザードの把握		
津波ハザードの規模	<ul style="list-style-type: none"> ■最大津波高 ■津波浸水想定区域 ■津波浸水深・面積 ■津波到達時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波浸水想定【都道府県】 ・ 地域防災計画【庁内危機管理部局】 ・ 地震津波被害想定【内閣府・都道府県】 ・ 津波ハザードマップ【庁内危機管理部局】
その他、地震に起因する災害ハザードの規模	<ul style="list-style-type: none"> ■震度分布 ■液状化危険度 ■土砂災害危険度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被害想定【内閣府】 ・ 地震・津波被害想定【府県危機管理部局など】 ・ 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域【庁内危機管理課、河川課など】 ・ 防災都市づくり計画【庁内都市計画課】 ・ 地域防災計画【庁内危機管理課】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■延焼危険度（延焼クラスター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被害想定【内閣府】 ・ 地震・津波被害想定【府県危機管理部局など】 ・ 防災都市づくり計画【庁内都市計画課】
実践編第2章第2節（3）地域の災害リスクの把握		
地震・津波による建物被害・人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ■津波浸水による建物・人的被害 ■家屋倒壊による建物・人的被害 ■延焼火災による建物・人的被害 ■液状化被害による建物・人的被害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波被害想定【内閣府】 ・ 地震・津波被害想定【府県危機管理部局など】 ・ 国勢調査【総務省統計局】 ・ 都市計画基礎調査【庁内都市計画課】 ・ 津波浸水想定【都道府県】

検討項目	活用した目的・用途	主に参考にしたデータ・資料【提供元】
実践編第2章第3節 基本的な方針に関する整理		
推進計画の区域の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■防災地域づくりの方向性 ■施設整備の動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（高速道路等）・鉄道等の事業計画【市内危機管理課など】 ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・防災都市づくり計画【市内都市計画課】
	<ul style="list-style-type: none"> ■浸水想定地域・対策重点地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・府県の津波浸水想定結果【府県危機管理部局など】 ・津波避難計画【市内危機管理課など】
基本方針の把握	<ul style="list-style-type: none"> ■関連計画におけるまちづくり・防災に関する方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・総合計画【市内企画課】 ・立地適正化計画【市内都市計画課】 ・防災都市づくり計画【市内都市計画課】
実践編第2章第4節 土地利用及び警戒避難体制の整備に関する整理		
土地利用の方針の把握	<ul style="list-style-type: none"> ■関連計画における土地利用に関する方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・総合計画【市内企画課など】 ・立地適正化計画【市内都市計画課】 ・津波災害（特別）警戒区域【都道府県】
警戒避難体制整備の方針の把握	<ul style="list-style-type: none"> ■関連計画における警戒避難体制の方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン【市内都市計画課】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・津波避難計画【市内危機管理課など】 ・津波ハザードマップ【市内危機管理課など】 ・津波災害（特別）警戒区域【都道府県】
実践編第2章第5節 関係主体からの事業・事務の把握		
津波防災地域づくりの推進に係る事業・事務の把握	<ul style="list-style-type: none"> ■津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画【市内危機管理課など】 ・既往の実施計画（アクションプラン等） ・海岸保全基本計画【市内危機管理課など】 ・国土強靱化計画【市内危機管理課など】 ・立地適正化計画【市内都市計画課】 ・防災都市づくり計画【市内都市計画課】
これまでの津波対策	<ul style="list-style-type: none"> ■既存のハード施策、事業・事務 ■既存のソフト施策、事業・事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難計画【市内危機管理課など】 ・海岸保全基本計画【市内危機管理課など】 ・地域防災計画【市内危機管理課など】

推進計画作成フォーマット

※ 推進計画作成フォーマットは、一例であるため、地域の実情に合わせて、適宜変更してご活用下さい。

推進計画作成フォーマット

●●●津波防災地域づくり推進計画

市町村の写真

令和〇〇年〇月
(●●●市町村)

はじめに

基礎編第 1 章を参考に記載しましょう。

●●市町村 津波防災地域づくり推進計画

目 次

第1章	推進計画の目的と位置づけ.....	26
第1節	推進計画作成の背景と目的.....	26
第2節	計画の位置づけ.....	26
第3節	推進計画区域.....	26
第2章	沿岸部の現況とこれまでの取組.....	27
第1節	(●●市町村)の歴史.....	27
第2節	人口・産業.....	27
第3節	土地利用・交通.....	28
第4節	これまで(●●市町村)が実施してきた地震・津波防災施策.....	28
第3章	津波防災地域づくりの課題.....	29
第1節	津波の浸水深と想定される被害.....	29
第2節	津波防災地域づくり上の課題.....	30
第3節	地域別の課題.....	30
第4章	津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針.....	31
第1節	津波防災地域づくり推進の基本的な方針.....	31
第5章	土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方.....	32
第1節	土地利用.....	32
第2節	警戒避難体制の整備.....	32
第6章	津波防災地域づくりの推進のための事業・事務.....	33
第1節	事業・事務の整理.....	33
第2節	事業・事務.....	33
第7章	推進計画実現に向けた今後の進め方.....	34
第1節	今後さらに検討が必要な事項.....	34
第2節	計画の見直しと更新.....	34
参考資料		
	(●●市町村)津波防災地域づくり推進協議会設置要綱.....	35
	(●●市町村)津波防災地域づくり推進協議会委員名簿.....	35
	検討体制と経緯.....	35

第1章 推進計画の目的と位置づけ

第1節. 推進計画作成の背景と目的

(1) 推進計画作成の背景と(2) 推進計画の目的を説明するリード文を書きましょう。

(1) 推進計画作成の背景

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の背景も踏まえて作文しましょう。

(2) 推進計画の目的

基礎編第2章1節(1) 推進計画とは?を参考にして、市町村における固有の目的も踏まえて作文しましょう。

第2節. 計画の位置づけ

関連計画を整理して、計画の位置づけ図を作成しましょう。

第3節. 推進計画区域

推進計画区域図を示しましょう。

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

第1節. (●●●市町村)の歴史

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【過去の災害史など】

- ・市町村の地域防災計画に書かれた古文書
- ・災害史の記録

第2節. 人口・産業

(1) 人口の推移

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【地域の人口（人口動向・交流人口・人口密集地域）】

- ・市町村の住民基本台帳
- ・国勢調査結果
- ・将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）
- ・観光客動態調査 など

(2) 産業

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【事業所・各種施設の分布】

- ・都市計画基礎調査等に基づく建物現況
- ・経済センサス
- ・観光客動態調査

第3節. 土地利用・交通

(1) 土地利用

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【土地利用の状況】

- 既往の市町村の計画（都市計画マスタープラン等）
- 都市計画基礎調査の土地利用現況図
- 航空写真

(2) 交通

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【交通の状況】

- 地域防災計画
- 総合計画
- 都市計画マスタープラン
- デジタル道路地図
- 住宅地図

第4節. これまで（●●●市町村）が実施してきた地震・津波防災施策

庁内で実施済みの津波防災対策があれば記載しましょう。

第3章 津波防災地域づくりの課題

第1節. 津波の浸水深と想定される被害

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【地震・津波による建物被害・人的被害】

- 災害リスク
- 人口の分布状況
- 人的被害（内閣府、都道府県が被害想定を算出している場合がある）

【避難困難地域】

- 都道府県が公表した津波浸水想定
- 内閣府が公表している被害想定
- 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書
- 国勢調査
- 都市計画基礎調査
- 津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）

【津波浸水想定区域内の防災拠点施設や要配慮者施設の分布】

- 津波浸水想定
- 防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受け入れ施設等）の立地状況
- 要配慮者施設の立地状況

【被災後の緊急輸送道路の状況予測】

- 各種災害ハザード（津波浸水想定、地震の揺れの強さ、液状化危険度、土砂災害）
- 緊急輸送道路

第2節. 津波防災地域づくり上の課題

実践編第2章第2節を参考に記載しましょう。

【把握・分析結果の整理】

- 津波浸水深
- 建物被害
- 人的被害
- 浸水想定範囲
- 津波の到達時間
- 人的被害、建物被害の発生想定数
- 避難困難地域の分布
- 避難施設、防災拠点などの分布の視点
- 救助、復旧に要する道路等の確保の観点

【課題図等の作成】

- 津波浸水想定
- 地理情報
- 土地利用、建物分布などの各種地域情報プロットした課題図、重ね合わせ図

第3節. 地域別の課題

できれば、地域別に課題をまとめましょう。

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本市町村の基本方針

基本方針のスローガンを記載しましょう。

- 簡単な 1 文程度で表現

基本方針の説明文を記載しましょう。

- 基本方針のスローガンの設定した観点の説明
- 市町村特有の津波防災地域づくりに係る方針を詳しく説明

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

第1節. 土地利用

実践編第2章第4節、第3章第3節を参考に
記載しましょう。

第2節. 警戒避難体制の整備

実践編第2章第4節、第3章第3節を参考に
記載しましょう。

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

第1節. 事業・事務の整理

実践編第2章第5節、第3章第4節を参考に
して記載しましょう。

第2節. 事業・事務

事業・事務リストを作成しましょう。

適宜、事業・事務位置図を作成しましょう。

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

第1節. 今後さらに検討が必要な事項

実践編第3章第5節、第5章を参考に記載しましょう。

- 今後さらに検討が必要な事項（積み残し課題）

第2節. 計画の見直しと更新

実践編第3章第5節、第5章を参考に記載しましょう。

参考資料

(●●●市町村) 津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

協議会設置要綱を記載しましょう。

(●●●市町村) 津波防災地域づくり推進協議会委員名簿

協議会委員名簿を記載しましょう。

検討体制と経緯

協議会の開催状況・各回の議題を記載しましょう。

※協議会の進捗とともに書き加えていきましょう

津波防災意識に関するデータ集



市町村・住民の津波防災意識に関するデータ集

※ このデータ集は、市町村・住民に対するアンケート（平成 29 年）への回答結果をまとめたものです。

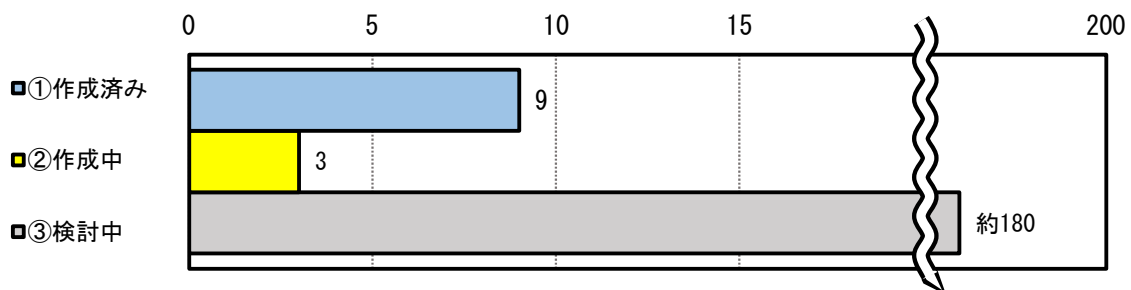
■市町村：津波の影響を受ける 680 市町村のうち、回答のあった 670 市町村の担当職員

■住民：津波浸水想定区域を含む市町村の住民 1254 名

1. 市町村の津波防災意識データ

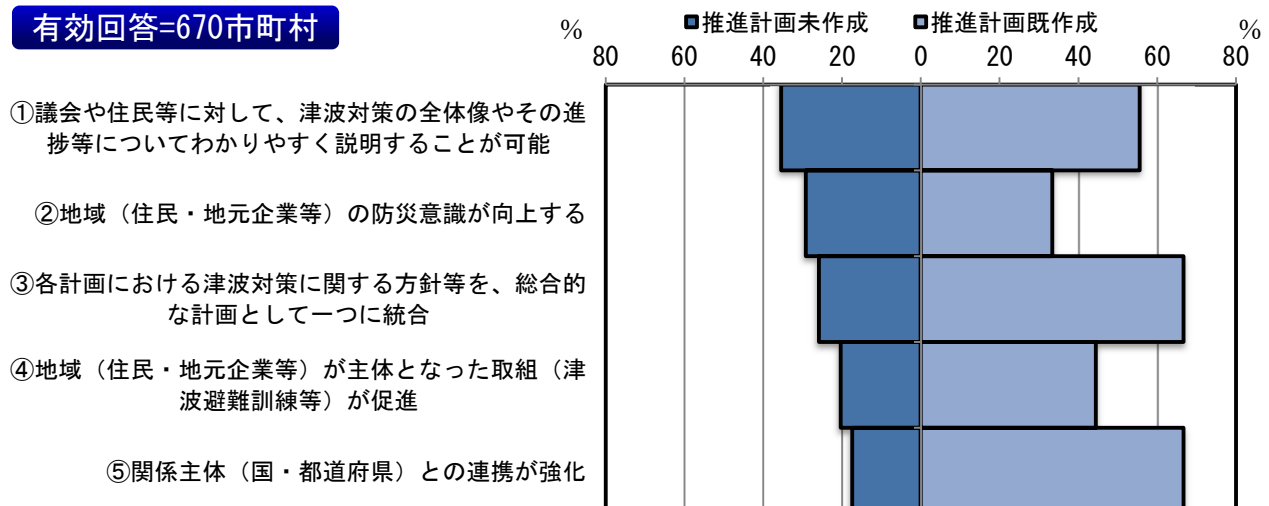
(1) 推進計画の作成・検討状況

有効回答=670市町村

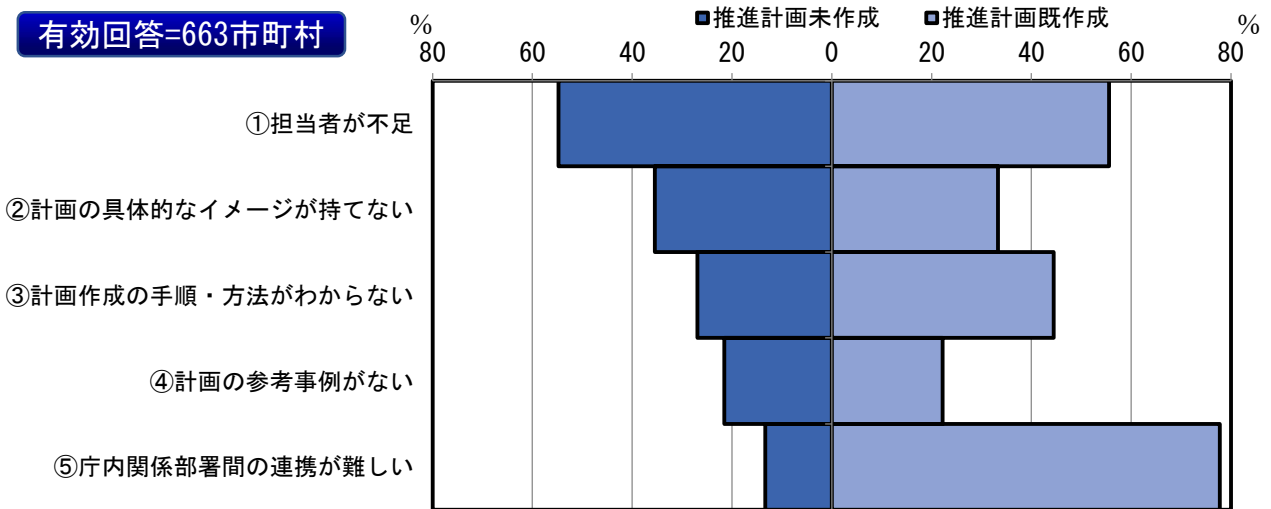


(2) 推進計画作成の効果・メリット

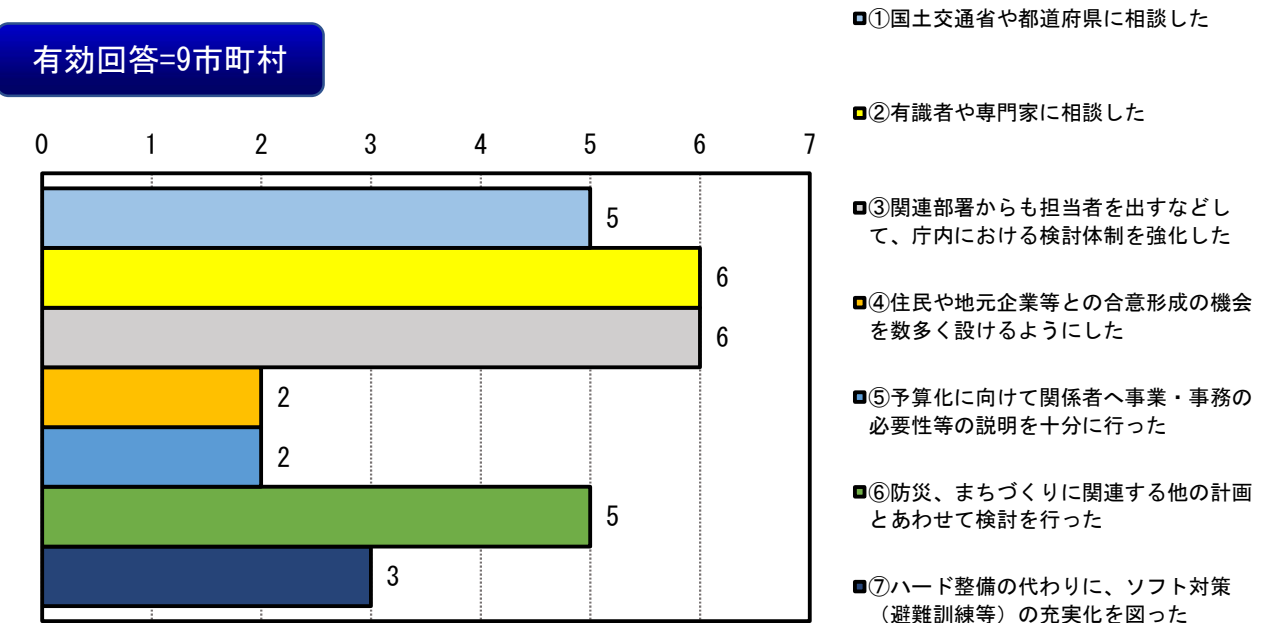
有効回答=670市町村



(3) 推進計画作成時のボトルネック

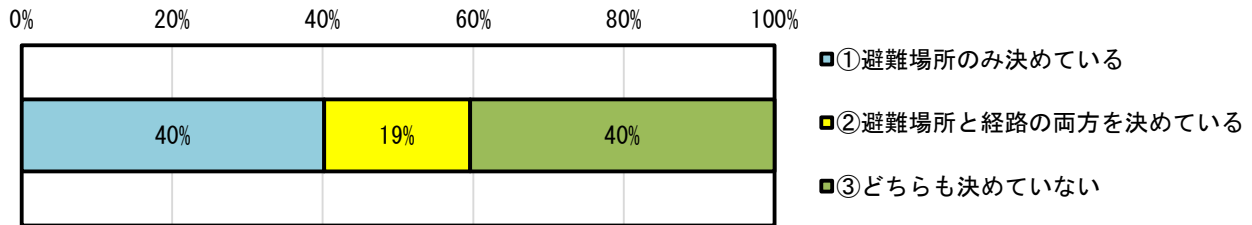


(4) 推進計画作成時のボトルネックを解消するための取組

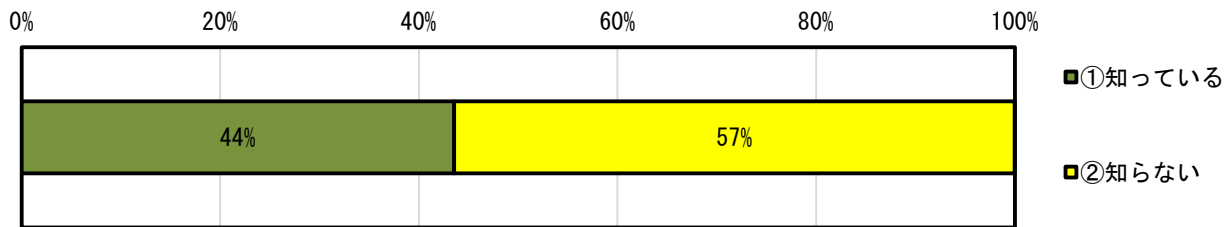


2. 住民の津波防災意識データ

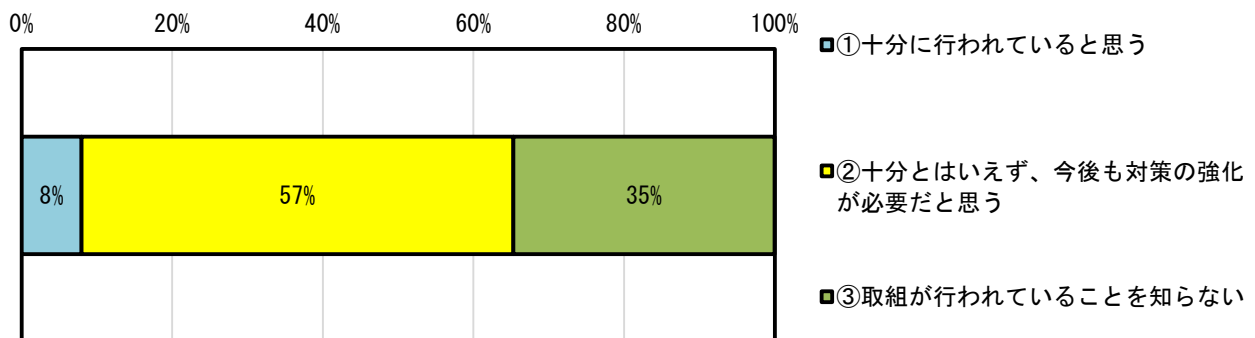
(1) 大津波警報が発令された場合の避難ルートを決めているか



(2) 津波浸水想定の設定・公表を知っているか



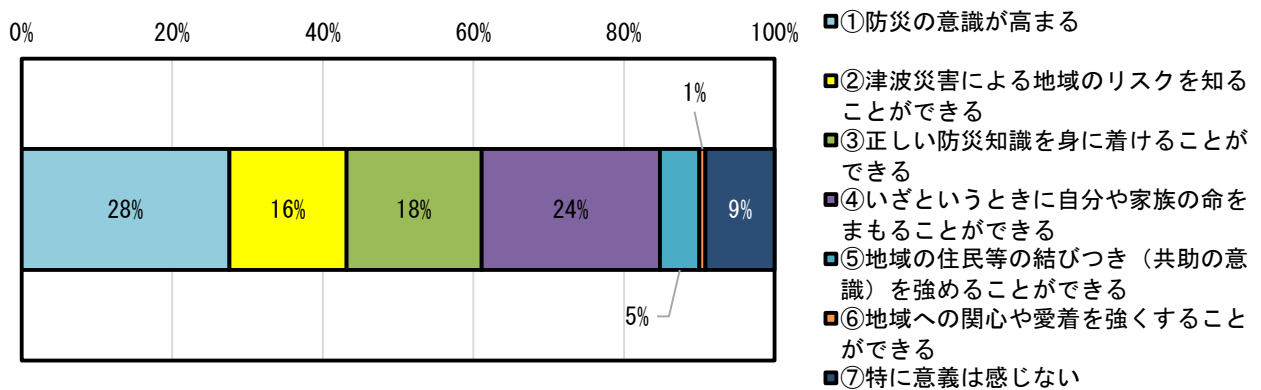
(3) 居住している市町村等の津波防災の取組（海岸堤防、避難タワー等の整備、避難訓練の実施など）に満足しているか



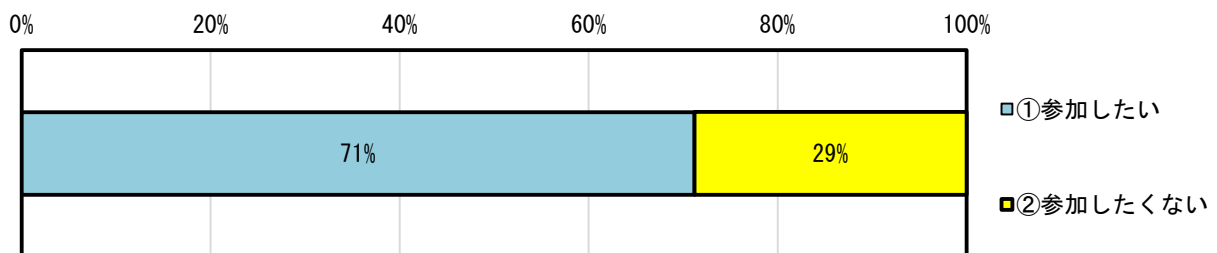
(4) 居住している市町村に推進計画があったらよいと感じているか



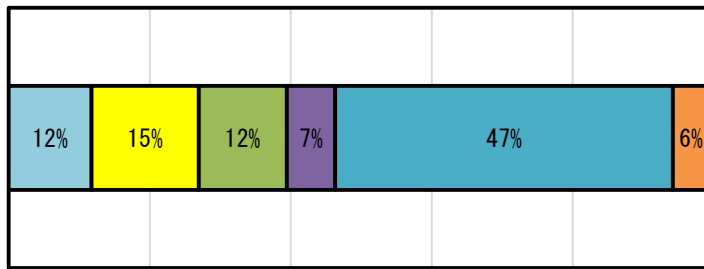
(5) 津波防災の取組に参加する意義は



(6) 津波防災の取組に参加したいか

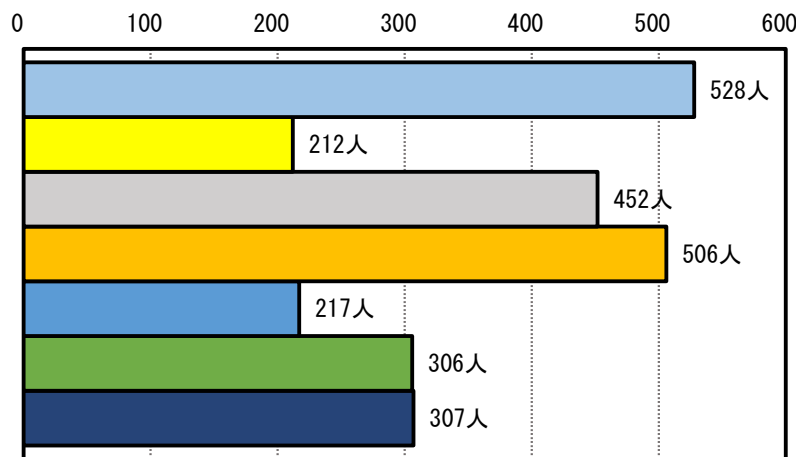


(7) 推進計画の作成に関してどのような取組に参加したいか



- ① 推進計画の作成にあたり組織される、法定協議会
- ② 推進計画作成に向けた地域の意見を反映させるための、住民ワークショップ
- ③ オープンハウス（住民が自由に訪れ、直接話を聞いたり意見を述べたりできる場）
- ④ パブリックコメント
- ⑤ アンケート調査
- ⑥ 電話ヒアリング（電話アンケート調査）

(8) 津波防災で取り組んでいる（取り組みたいと思う）自助・共助の取組



- ① 津波避難訓練等への参加
- ② 津波災害をテーマにした説明会・シンポジウム等への参加
- ③ 津波災害のリスクを把握するためのまち歩きへの参加・津波ハザードマップの確認
- ④ 家庭内の安全対策（家具等の固定や非常持出し袋の準備、住宅等の耐震改修等）
- ⑤ 過去の津波災害や津波防災の情報を伝える広報活動（パンフ等作成・配布）への協力
- ⑥ 津波避難のための避難路の確保等（ブロック塀撤去等）への協力
- ⑦ 地区内の津波避難計画の作成や防災マップづくりへの協力

基本指針と解説



基本指針（四. 1）

四 法第 10 条第 1 項に規定する推進計画の作成について指針となるべき事項

1 推進計画を作成する際の考え方

推進計画を作成する意義は、最大クラスの津波に対する地域ごとの危険度・安全度を示した津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト施策を総合的に組み合わせることで低頻度ではあるが大規模な被害をもたらす津波に対応してどのような津波防災地域づくりを進めていくのか、市町村がその具体の姿を地域の実情に応じて総合的に描くことにある。これにより、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとするものであり、「一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示した考え方を踏まえて作成するよう努めるものとする。

また、市町村が推進計画に事業・事務等を定める際には、都道府県が指定する警戒区域や特別警戒区域の制度の趣旨や内容を踏まえ、当該制度との連携や整合性に十分配慮することによって、津波防災地域づくりの効果を最大限発揮できるよう努めるものとする。

津波防災地域づくりにおいては、地域の防災性の向上を追求することで地域の発展が見通せなくなるような事態が生じないよう推進計画を作成する市町村が総合的な視点から検討する必要がある。具体的には、推進計画は、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針との整合性が図られたものである必要がある。このため、地域のあるべき市街地像、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村マスタープラン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の市町村の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）との調和が保たれている必要がある。また、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に基づく景観計画その他の既存のまちづくりに関する計画や、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画等とも相互に整合性が保たれるよう留意する必要がある。

なお、隣接する市町村と連携した対策を行う場合等、地域の選択により、複数の市町村が共同で推進計画を作成することもできる。

（参照条文 法第 10 条、第 11 条、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項、景観法第 8 条、災害対策基本法）

解説

ここでは、推進計画を作成する際の考え方について解説します。基本指針の「一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示された考え方を踏まえ、作成するよう努めるべき旨を明記しています。

(1) 推進計画の作成主体

津波があった場合に想定される浸水の区域・水深は、地域によって様々で、津波による災害の防止または軽減に必要なハード・ソフトの施策も地域ごとに異なることから、推進計画の作成の有無や内容については、地域ごとに判断する必要があります。地域の自主性が尊重されています。

そのため、推進計画は、地形や人口分布など地域による違いに応じてどのような施策をどう組み合わせるか、地域の実情を最もよく把握している市町村が作成主体とされています。もちろん、市町村が推進計画を作成するに当たっては、国、都道府県、市町村等の様々な主体が緊密な連携・協力を図る必要があります。さらに、国及び都道府県にも、それぞれが実施主体となる事業を検討することなどを通じて、積極的に推進計画の作成に参画してもらうことが重要です。

(2) 警戒区域等との関係

推進計画は、基本指針の「一 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項」に示した津波防災地域づくりの考え方を踏まえて作成するよう努めることとされています。また、ハード整備とソフト施策の組み合わせによる津波防災地域づくりを推進するため、市町村が作成する推進計画と、都道府県が指定する警戒区域、特別警戒区域との連携が図られるよう整合的かつ効果的に組み合わせることが重要です。

推進計画と警戒区域、特別警戒区域との整合性を担保するため、これらの区域が指定されている場合には、区域指定に伴う土地利用制限や避難体制を踏まえた土地利用の方針、警戒避難体制の整備方針等の記載が求められます。また、これらの区域が未指定の場合でも避難体制や土地利用の方向性などの基本的な考え方を記載するのが望ましいです。

(3) 他の計画等との整合

推進計画は、津波災害に強い地域づくりの具体的な姿を示す計画といえますが、地域の防災性の向上を追求することで地域の発展が見通せなくなる事態が生じないように、総合的な視点から検討することが求められます。そのため、地域の市町村マスタープランとの調和や、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画、景観法に基づく景観計画、その他の既存のまちづくりに関する計画と相互に整合性が保たれるよう留意して下さい。

また、津波への対応という点では、国土強靱化地域計画（国土強靱化基本法第13条）、地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号）、南海トラフ特措法に基づく推進計画（南海トラフ特措法第5条）などがありますが、津波に対応する施策・事業等については共通する部分もあるため、それら計画に記された施策や取組等と矛盾が生じないように、記載内容の整合を図って下さい。

さらに、地方公共団体における総合計画を含め、関連する他の計画と推進計画とで、記載事項が共通し（推進計画の計画区域は必ず記載いただく必要があります）、かつ、各法令等に定める所定の手続きを踏んでいただければ、両者を一体として作成することが可能です。これにより計画間での内容の整合が自ずと図られるとともに、市町村担当者の計画作成に係る事務負担の軽減にもつながります。

推進計画が満たすべき要件と作成に当たって必要となる手続きは津波防災地域づくり津波法第10条に定められております。主な要件等は以下の通りです。なお、第10条第2項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.2.ア）」を、第5項については参考資料編「基本指針と解説」における「基本指針（四.3）」をご参照ください。

【以下、「津波防災地域づくりに関する法律」より抜粋】

（～前略～）

第10条 市町村は、**基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ**、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下

「推進計画」という。)を作成することができる。

2 推進計画においては、推進計画の区域（以下「推進計画区域」という。）を定めるものとする。

(～中略～)

4 推進計画は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

5 市町村は、推進計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されていないときは、これに定めようとする第三項第二号及び第三号イからへまでに掲げる事項について都道府県に、これに定めようとする同号イからへまでに掲げる事項について関係管理者等（関係する海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、保安施設事業を行う農林水産大臣若しくは都道府県又は津波防護施設管理者をいう。以下同じ。）その他同号イからへまでに規定する事業又は事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議しなければならない。

(～後略～)

基本指針（四. 2. ア）

2 推進計画の記載事項について

ア 推進計画区域（法第 10 条第 2 項）について

推進計画区域は、必ず定める必要がある事項であり、市町村単位で設定することを基本とするが、地域の実情に応じて柔軟に定めることができる。ただし、推進計画区域を定める際には、浸水想定区域外において行われる事業等もあること、推進計画区域内において土地区画整理事業に関する特例、津波避難建築物の容積率の特例及び集団移転促進事業に関する特例が適用されること、津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に定めることができることに留意するとともに、推進計画に定める事業・事務の範囲がすべて含まれるようにする必要がある。

（参照条文 法第 10 条第 2 項、第 3 項、法第 12 条～第 14 条、法第 15 条、法第 7 章）

解説

ここでは、推進計画の区域について解説します。

推進計画の区域は必ず記載する事項として定められています（法第 10 条第 2 項）。この区域は、都道府県知事が公表する浸水想定区域や警戒区域、特別警戒区域と必ずしも一致させる必要はありません。むしろ、推進計画に記載すべき避難施設等が浸水想定区域外に設置されることもあり得るため、推進計画の区域の方が浸水想定区域や警戒区域よりも広がることも考えられます。

津波防災地域づくり法における各区域について下表のとおりまとめました。浸水想定区域、警戒区域・特別警戒区域については後述しますが、概要は以下のとおりです。

名称	主体	概要
推進計画の区域	市町村	推進計画の対象となる区域
浸水想定区域	都道府県知事	津波浸水想定により設定された浸水の区域
警戒区域	都道府県知事	住民等が平常時には通常の日常生活等を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるよう、警戒避難体制を整備する区域
特別警戒区域	都道府県知事	警戒区域のうち、要配慮者が施設の中においても津波を「避ける」ことができるよう、その施設の建築とそのための開発に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全にすることを求める区域
特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域	市町村長	特別警戒区域のうち、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途の建築物の中においても津波を「避ける」ことができるよう、その建築とそのための開発に関して建築物の居室の高さや構造等を津波に対して安全にすることを求める区域

また、推進計画は考えられ得る最大クラスの津波への対応を定めるものですから、浸水想定区域が一つの地方自治体だけで完結しない場合があります。このようなことから、推進計画の区域は市町村単位とすることが基本ですが、地域の実情に応じて柔軟に設定することができます。

基本指針（四. 2. イ）

イ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針（法第13条第3項第1号）について
本事項は、推進計画の策定主体である市町村の津波防災地域づくりの基本的な考え方を記載することを想定したものである。また、津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施する様々なハード・ソフトの施策を総合的に組み合わせ、市町村が津波防災地域づくりの姿を総合的に描くという推進計画の目的を達成するために必要な事項である。

このため、推進計画を作成する市町村の概況（人口、交通、土地利用、海岸等の状況）、津波浸水想定により示される地域ごとの危険度・安全度、想定被害規模等について分析を行った上で、その分析結果及び地域の目指すべき姿を踏まえたまちづくりの方針、施設整備、警戒避難体制など津波防災・減災対策の基本的な方向性や重点的に推進する施策を記載することが望ましい。

また、市町村の津波防災地域づくりの考え方を住民等に広く周知し、推進計画区域内で津波防災地域づくりに参画する公共・民間の様々な主体が、推進計画の方向に沿って取り組むことができるよう、図面等で分かりやすく推進計画の全体像を示すなどの工夫を行うことが望ましい。

解説

ここでは、市町村の現状を踏まえ、危険度（リスク）の分析に基づく地域の課題、将来的な都市づくりや施設整備の動向を踏まえ、推進計画の基本的な方針を定めることについて、解説します。

（1）基本的な方針の趣旨

基本的な方針は、その地域の歴史・文化・産業等、地域の特性を活かした目指すべき将来像と、その実現に向けて、津波に強い地域づくりの方向性を定めるものです。以下、この基本的な方針を定めるための、地域の現状把握・分析、将来的な都市づくりや施設整備の動向との整合など検討すべき内容を説明します。

（2）地域における現状の把握・分析方法

基本的な方針の検討に当たっては、推進計画を作成する市町村の概況や各種被害想定等の分析を行い、それを踏まえて検討する必要があります。具体的には、人口、交通、土地利用、海岸の状況等の市町村の概況、津波浸水想定により示される地域毎の危険度・安全度、想定被害規模等が挙げられています。

しかしながら、これらの統計情報だけでなく、例えば、ハード施設の老朽化の度合や耐震補強状況などを確認する、実際の避難訓練を行って課題を洗い出すなどにより、現状の把握に努める必要があります。また、被害の想定については必要に応じてシミュレーションができる外部機関（例えば、都道府県の浸水想定作成に関わった外部機関）等に意見を求めるなどの対応が考えられるでしょう。

(1) 市町村の概況の把握

①地域の人口（人口動向・交流人口、人口密集地域）

地域の人口は、市町村の住民基本台帳、国勢調査結果、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）を基本として、年齢別人口構成図、観光客動態調査、過疎計画などの資料を用いることが考えられます。また、地域の人口は、平日・休日別や時間帯によって変わりますが、その変わり方も、住宅地、業務地、商業地等の地域の特性によって、その変動の傾向は異なります。津波避難を考える際には、最悪の事態を想定しておくことが重要ですので、その地域の人口が最も多くなる状態を検討対象とします。

②交通の状況

地域防災計画、総合計画や都市計画マスタープランなど既往の関連計画から、避難路や被災後の物資輸送ルートとなるべき、国道、都道府県道、市町村道、高速道路等の基盤整備状況（整備改良率など）や、緊急輸送道路の指定状況を確認し、平時や災害時における交通ネットワークを把握します。もちろん、デジタル道路地図や住宅地図も活用できます。広域的な鉄道や高速道路ネットワーク、港湾・漁港施設の物流機能なども把握しておきます。

また、道路や鉄道、港湾・漁港施設の整備・改良などと連動して、海岸保全施設等や津波防護施設の整備など津波対策を進めることもあるため、各施設管理者に対し、将来の施設整備・事業化計画などの情報をヒアリングする等して把握することが望ましいと考えられます。

③事業所・各種施設の分布

事業所、各種施設の分布状況は、津波が到達するまでの間に浸水エリアに滞留する人々の避難予測等に利用できます。参照すべき資料として、都市計画基礎調査等に基づく建物現況の他、経済センサス、介護保険事業計画、観光客動態調査等があります。避難場所、避難所になり得る津波浸水想定区域内の施設、津波避難ビルになり得る施設などを確認することが、津波避難施策の検討に有益です。

④土地利用の状況

土地利用の状況は、既往の市町村の計画（都市計画マスタープラン等）の他、都市計画基礎調査の土地利用現況図や航空写真等により確認します。これらは、避難体制を検討する上で有用な情報です。また、建物の状況についても、ハード施設の老朽化の度合や耐震補強状況、さらに住宅等の耐震、特に木造住宅等の耐震状況や、空き家、ブロック塀の状況などについても、資料確認だけでは限界もあり、不明点については、関係者への確認や適宜現地調査を実施し、状況把握に努めることが重要です。

⑤海岸の状況

海岸線の形状、海岸堤防等や海岸利用の状況を、市町村の既往の計画や管理者の公開情報等を活用して把握します。港湾・漁港があれば、従業員等の避難、産業機能の維持・復旧について、石油コンビナート等なら被災した場合の周囲に及ぼす影響への対策について、また観光客が訪れる自然・景勝地や観光施設ならば観光客等の避難対策について各検討が必要となり、これらの状況把握が有益です。

⑥過去の災害史など

過去の津波災害の教訓を活かすため、津波被害の経験とそれに対する先人の知恵、施策を知ることが必要です。各市町村の地域防災計画に書かれた古文書、災害史の記録も参考になります。

(2) 浸水想定状況等を踏まえた危険度の把握

① 想定される地震・津波災害を把握

液状化マップ、ゆれやすさマップ、デジタルマップ及び地形図・地質図などを活用することで、地震の揺れによる建物被害、液状化など津波避難の妨げとなるものを把握します。

次に、津波浸水想定状況については、まず市町村別の想定結果から該当部分を抜粋し、沿岸部の「最大津波高」「津波浸水面積」「津波到達時間」の計算結果を把握します。

② 地域ごとの危険度の把握

対象地域を、一定のまとまりある地域単位に設定・区分（地域区分）し、地域別の人的・建物被害の発生規模を把握します。地域区分としては、津波浸水被害の想定結果によって定める他、地方支分局・出張所の管轄ごと、防災拠点の分布状況、避難対策の取組の基本的単位となっている自治会、小・中学校区などを考慮し設定します。

③ 避難対象地域の状況の把握

都道府県が公表した津波浸水想定や、内閣府が公表している被害想定などに基づき、津波避難対策を講じることになります。合わせて避難困難地域が示されている場合には、避難困難地域の面積やそこに滞在している避難困難者の人数を推計します。また、避難困難地域が示されていない場合には、必要に応じて、避難先、避難経路、避難行動等を設定し、津波避難シミュレーションを実施することも考えられます。

※ 避難困難地域の抽出に当たっては、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参照し、検討します。なお、地域の時間帯別に変化する人口動態や避難先の収容可能人数等を考慮する必要があり、例えば不特定多数の人が集まる中心市街地の商業業務地区などでは、昼間人口が多いため、国勢調査や都市計画基礎調査等を用いて、昼間と夜間の人口規模・分布を正確に推定し、適切な避難対策を立てることが望ましいため、必要に応じ「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）」の技術的助言などを参照すると良いでしょう。

(1) 把握・分析結果の整理

地域ごとに現状を把握し危険度等を分析した結果をもとに、課題図等に整理していきます。

(1) 把握・分析結果の整理

津波が来るまでの時間や津波の高さは、地域によって多様であり、地域ごとに津波による浸水被害の状況を把握し、津波対策の検討につなげるための課題を整理していきます。

地域の現状を把握・分析して得られた情報については、津波浸水深と建物被害、人的被害の関係などに着目し、浸水想定範囲や津波の到達時間、人的被害・建物被害の発生想定数、避難困難地域の分布、避難施設・防災拠点などの分布の視点、さらには、救助・復旧に要する道路等の確保の観点から整理していきます。

分析の視点（例）

- ① 沿岸部の津波到達時間
- ② 津波浸水深が特に深い地域の分布状況
- ③ 人口密集・建物密集地域の分布状況
- ④ 津波による人的被害や建物被害の想定
- ⑤ 地盤沈下や液状化被害の分布想定
- ⑥ 避難困難地域の分布状況
- ⑦ 浸水想定区域内の防災拠点施設（庁舎、病院、消防署、避難所等受入施設等）や要配慮者利用施設
- ⑧ 被災後に、救助・復旧のための幹線となる道路等が確保されるか 等

(2) 課題図等の作成

津波浸水想定や地理情報、土地利用・建物分布などの各種地域情報をプロットした課題図や、重ね合わせ図を作成し、課題がある箇所の情報を地域ごとにとりまとめ、防災上の課題を把握します。

(2) 地域の目指すべきまちづくりの基本的な考え方（基本的な方針）の検討

市町村の現状把握や地震・津波災害の想定を踏まえ、推進計画の柱となる、津波に強いまちづくりを推進するための基本的な考え方（基本的な方針）を定めます。

(1) 地域の特性を活かしたまちづくり

地域の自然環境・景観、歴史・文化・観光資源、地域産業や交通・物流拠点などの地域資源、そこで活動する地域の企業、そして何よりも住民の安全・安心を将来にわたって確保できるよう、津波災害に強いまちづくりの方針と、施設整備、津波防災・減災対策の基本的な方向性を定めます。地域の特性を活かし、将来の地域の発展を展望したものとしませんが、市町村の上位計画や関連計画との整合・連携をとることが必要となります。

(2) 推進計画の全体像を示す

津波防災地域づくりに参画する公共・民間のさまざまな主体が、推進計画の方向に沿って各種施策に取り組むことができるよう、図面等を用いて推進計画の全体像を示すなどの工夫をすることが望まれます。

また、各種施策については定性的な目標に加え、重点的な施策には定量的な数値指標なども設定がなされると、計画の実効性が高まり、地域住民等にとっても理解が深まると考えられます。

基本指針（四. 2. ウ）

ウ 浸水想定区域における土地利用及び警戒避難体制の整備に関する事項（法第 10 条第 3 項第 2 号）について

本事項は、推進計画と浸水想定区域における土地利用と警戒避難体制の整備に関する施策、例えば警戒区域や特別警戒区域の指定との整合的・効果的な運用を図るために必要な事項を記載することを想定したものである。

都道府県知事が指定する警戒区域においては、避難訓練の実施、避難場所や避難経路等を定める市町村地域防災計画の充実などを市町村が行うことになり、一方、推進計画区域では、推進計画に基づき、避難路や避難施設等避難の確保のための施設の整備などが行われるため、これらの施策・事業間及び実施主体間の整合を図る必要がある。

また、頻度が低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの津波に対して、土地区画整理事業等の市街地の整備改善のための事業や避難路や避難施設等の避難の確保のための施設等のハード整備を行う区域、ハード整備の状況等を踏まえ警戒避難体制の整備を特に推進する必要がある区域、ハード整備や警戒避難体制の整備に加えて一定の建築物の建築とそのための開発行為を制限することにより対応する必要がある区域等、地域ごとの特性とハード整備の状況に応じて、必要となる手法を分かりやすく示しておくことが重要である。

そこで、本事項においては、推進計画に定める市街地の整備改善のための事業、避難路や避難施設等の整備等に係る事業・事務と、警戒避難体制を整備する警戒区域や一定の建築物の建築とそのための開発行為を制限する特別警戒区域の指定などを、推進計画区域内において、地域の特性に応じて区域ごとにどのように組み合わせることが適当であるか、基本的な考え方を記載することが望ましい。また、これらの組み合わせを検討するに当たっては、津波浸水想定により示されるその地域の津波に対する危険度・安全度を踏まえるとともに、津波被害が想定される沿岸地域は市街化が進んだ都市的機能が集中するエリアであったり、水産業などの地域の重要な産業が立地するエリアであることも多いことから、市街化や土地利用の現状、地域の再生・活性化の方向性を含めた地域づくりの方針など多様な地域の実態・ニーズに適合するように努めるものとする。

（参照条文 法第 53 条、第 72 条）

解説

ここでは、土地利用に関する方針、警戒避難体制の整備方針、具体的な事業・事務の組合せ方及び実施主体間の整合について解説します。

（1）土地利用と警戒避難体制の一体的な検討

推進計画において、津波浸水想定区域内における、現在及び将来の土地利用、並びにそれを踏まえた警戒避難体制の検討が必要となります。合わせて、中長期的な避難のあり方を踏まえた土地利用の検討が必要となります。したがって、防災、都市、建築・土木、医療福祉、教育等の関係部局が連携を図りながら、土地利用と警戒避難体制を一体的に検討し、まちづくりの方向性や避難体制の構築をどのように進めるのかの基本的な考え方を記載してください。記載に当たっては、都市計画や地域防災計画との整合を図りつつ、以下の区域の特徴を踏まえて検討してください。

(1) 警戒区域

警戒区域は、最大クラスの津波が発生した場合の当該区域の危険度・安全度を津波浸水想定や基準水位により住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう、予報または警報の発令及び伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、津波ハザードマップの作成等の警戒避難体制の整備を行う区域です。

なお、警戒区域においては土地利用や開発行為の規制はありませんが、宅建業者には、不動産取引の際に警戒区域についての重要事項説明が義務づけられています。また、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等・要配慮者利用施設の管理者には、避難確保計画の作成が義務づけられています。

(2) 特別警戒区域

特別警戒区域は、都道府県知事が、警戒区域内において、津波から逃げるのが困難である、特に防災上の配慮を要する者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為について、津波に対して安全なものとし、津波が来襲した場合であっても倒壊等を防ぐとともに、用途ごとに定める居室の床面の高さが基準水位以上であることを求めることにより、住民等が津波を「避ける」ため指定する区域です。

また、特別警戒区域内の市町村の条例で定める区域内では、津波の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保できないおそれが大きいものとして条例で定める用途（例えば、住宅等の夜間、荒天時等津波が来襲した時間帯等によっては円滑な避難が期待できない用途）の建築物の建築及びそのための開発行為について、上記と同様、津波に対して安全なものであること、並びに居室の床面の全部または一部の高さが基準水位以上であること（建築物内のいずれかの居室に避難することで津波を避けることができること）、または基準水位以上の高さに避難上有効な屋上等の場所が配置等されること（建築物の屋上等に避難することで津波を避けることができること）のいずれかの基準を参酌して条例で定める基準に適合することを地域の選択として求めることができます。

(2) 警戒避難体制の整備について

警戒区域が指定される前であっても、警戒避難体制の整備の考え方を示す必要があります。土地利用の基本的な考え方との整合を図りながら、避難体制の構築をどのように進めるのか、明らかにする必要があります。具体的には、避難場所・避難経路の確保、津波ハザードマップの作成・周知、情報収集・伝達手段の確保、防災知識の普及・啓発等を進めるに当たっての考え方を示します。

(3) 協定避難施設・指定避難施設に係る課税標準の特例措置

法に基づき都道府県が指定した警戒区域において、管理協定を締結した避難施設（法第 60 条、協定避難施設）および市町村長が施設管理者の同意を得て指定した避難施設（法第 56 条、指定避難施設）について、以下の税制特例措置があります。（24 年度創設、30 年度拡充・延長（32 年度まで））

(1) 特例内容

① 協定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後 5 年間、2 分の 1 を参酌して $1/3$ 以上 $2/3$ の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

② 指定避難施設

対象資産に関する固定資産税の課税標準について、指定避難施設の指定後 5 年間、3 分の 2 を参酌して $1/2$ 以上 $5/6$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

(2) 対象資産

対象となる資産は、協定避難施設の避難の用に供する部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置、防災用倉庫、防災用ベンチ及び非常用電源設備）または指定避難施設の避難の用に供する部分及び指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（同上）

- ※ 指定避難施設・協定避難施設双方については、下記の指定基準を満たしたものに限る。
- ・津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術基準に適合。
 - ・基準水位以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所等が配置されること。 等

(4) 津波対策に資する港湾施設等に係る特例措置

臨海部産業の津波対策を促進するために、推進計画に記載された臨港地区において民間企業が津波対策のために取得または改良を行った港湾施設等に係る、以下の固定資産税の特例措置があります。（23年度創設、27年度延長（～32年度まで））

(1) 特例内容

①大臣配分資産または知事配分資産

取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を乗じて得た額を課税標準とする。

②その他の資産

取得後4年間、固定資産の取得価格に1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

(2) 対象事業

対象となる事業は、民間企業が臨港地区において、津波の侵入を防ぐ目的で新たに取得または嵩上げを行った護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設に係る固定資産税に対して適用する。なお、既存施設の嵩上げを行った場合は、当該嵩上げ部分のみに適用するものとする。

基本指針（四. 2. エ）

エ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項(法第10条第3項第3号)について

本事項は、推進計画の区域内において実施する事業又は事務を列挙することを想定したものである。

法第10条第3項第3号イの海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備に関する事項をはじめ、同号イからへまでに掲げられた事項については、一及び四. 1に示した基本的な考え方を踏まえ、実施する事業等の全体としての位置と規模、実施時期、期待される効果等を網羅的に記載し、津波防災地域づくりの意義と全体像が分かるように記載することが望ましい。

(参照条文 法第2条、法第10条第3項第3号イ)

解説

ここでは、法第10条第3項第3号イに限らず、同号イ～へまでに掲げられた事項について実施する事業・事務の推進計画への記載方法について解説します。

(1) 施策・事業の体系的な整理

(1) 記載事項

本事項は、推進計画の区域内において実施する事業・事務を列挙することを想定したものです。この計画事項は例示規定です（法第10条第3項第3号）。

基本指針の一. においては、推進計画に定められた事業・事務の実施等を地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講ずるよう努めることとされています。また、基本指針の四. 1において、市町村が推進計画に事業・事務等を定める際には、都道府県が指定する警戒区域、特別警戒区域の制度の趣旨や内容を踏まえ、当該制度との連携や整合性に十分配慮することによって、津波防災地域づくりの効果を最大限発揮できるよう努めることとされています。

(2) 推進計画への記載方法

以上を踏まえ、「津波防災地域づくりの推進のために行う事業・事務に関する事項」（法第10条第3項第3号イからへまで）としては、実施する事業等の位置、規模、実施時期、期待される効果等を記載し、津波防災地域づくりの全体像と各事業等の意義が分かるように記載します。また、他の事業・事務との関係性についても記載することが望まれます。

なお、実施時期の検討に当たり、予算や事業採択時期などの見通しが難しい面もあることから、課題の緊急性・重要性に照らして施策の優先順位を考慮した上で、短期、中期、長期といったスパンで、各事業の実施時期を記載することも考えられます。

(3) 関係者との協議、法定協議会

事業・事務についての詳細が固まっていない段階においては、必要に応じて関係者と調整の上、記載する事項を判断することになります。また、推進計画には、作成主体となる市町村以外の者が実施する事業・事務についても記載することができます。これらの事業・事務を記載する場合は、あらかじめこれらの者と協議を行う必要があります。

また、推進計画の作成に当たって、協議会を組織することができます。協議会が組織されていない時は、関係管理者等の事業・事務を実施すると見込まれる者に、それぞれ協議することになります。

(2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設（海岸法第2条第1項）、港湾施設（港湾法第2条第5項）、漁港施設（漁港漁場整備法第3条）及び河川管理施設（河川法第3条第2項）は、海岸・河川付近で津波等の進入を防止する機能を有する施設です。なお、保安施設事業（森林法第41条）により設置する施設についても、これらと同様に、津波災害を防止・軽減する機能を有する一面があることから、海岸保全施設等とあわせて例示することとしています。

海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設については、津波を直接防御する機能を持ち、想定される津波等により整備計画が作られ、また、市町村以外の者が整備する場合も多いため、これらの施設の管理者が案を作成することとしています

（法第10条第6項）。この際、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との整合を図るため、十分な時間的余裕をもってこれらの関係管理者等と相談する必要があります。

市町村が津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から、配慮すべき事項を申し出ることができる仕組みとすることで、総合的な津波防災地域づくりを行うという法の理念を担保しています（法第10条第7項）。申し出を受けた関係管理者等は、予算上の制約や隣接する地域の事情、各施設の整備計画等との整合性等を総合的に勘案しつつ、可能な限り申し出を尊重することが求められます（法第10条第8項）。

同号口の津波防護施設は、津波そのものを海岸で防ぐことを目的とする海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、海岸保全施設等を乗り越えて内陸に浸入するという場合に、その浸水の拡大を防止しようとするために内陸部に設ける施設である。このため、津波防護施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、当該施設により浸水の拡大が防止される区域・整備効果等を十分に検討した上で、地域の選択として、市町村が定める推進計画に位置付け整備する必要がある。また、発生頻度が低い津波に対応するものであるため、後背地の状況等を踏まえ、道路・鉄道等の施設を活用できる場合に、当該施設管理者の協力を得ながら、これらの施設を活用して小規模盛土や閘門を設置するなど効率的に整備し一体的に管理していくことが適当である。なお、推進計画区域内の道路・鉄道等の施設が、人的災害を防止・軽減するため有用であると認めるときは、当該施設の所有者の同意を得て、指定津波防護施設に指定できることとしており、指定の考え方等については国が助言するものとする。

（参照条文 法第2条、法第10条第3項第3号口、第6～8項、法第18条、法第19条、法第71条第1項）

解説

ここでは、推進計画に記載する津波防護施設に関して、その位置付け、管理者、推進計画への記載する際の留意点について解説します。

（1）津波防護施設

津波防護施設は、盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。）、護岸、胸壁及び閘門（海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く。）であって、津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止し、または軽減するために都道府県知事または市町村長が管理するもので、津波防災地域づくり法により新たに創設された施設です。比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して整備される海岸保全施設等を代替するものではなく、発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が、陸上に遡上した場合に、その浸水の拡大を防止するために内陸部に設ける施設です。整備に当たっては、推進計画に位置付ける必要があります。

なお、津波防護施設は、津波による人的災害を防止し、または軽減する盛土構造物（津波による浸水を防止する機能を有するものに限る。）、護岸、胸壁及び閘門であって、施設整備の目的に津波災害を防止・軽減する機能を有する海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものは含みません。

（2）津波防護施設管理者

津波防護施設は、広域的な効果が期待できるものであること、津波浸水想定を踏まえて管理するものであることから、その管理は、原則として都道府県知事が行うこととしています。

小規模な津波防護施設については、地域づくりと一体で整備される場合等、市町村長が管理することが適切な場合があることから、都道府県知事が指定すれば、市町村長が管理することも可能です。

なお、法第18条に「津波防護施設の新設、改良その他の管理」とあるように、ここで言う管理には、新設、改良が含まれることから、市町村長も津波防護施設管理者として津波防護施設の整備を行うことができます。

(3) 推進計画への記載

津波防護施設の整備に関する事項を推進計画に記載する場合には、当該施設は、ソフト施策との組み合わせによる津波防災地域づくり全体の将来的なあり方の中で、地域の選択として、推進計画に位置付けられるものであることから、津波浸水想定を踏まえた上で、避難促進施設（法第71条第1項）や住家の立地状況等背後地の市街地の状況等を考慮して定める必要があります。

津波防護施設についても、海岸保全施設等と同様に整備計画が作られ、また、津波防護施設管理者が整備するものであることから、津波防護施設管理者が案を作成することとしています（法第10条第6項）。この際も、海岸保全施設等と同様に、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との整合を図るため、十分な時間的余裕をもってこれらの津波防護施設管理者と相談する必要があります。市町村は配慮すべき事項を申し出ることができ（法第10条第7項）、申し出を受けた津波防護施設管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、各施設の整備計画等との整合性等を総合的に勘案しつつ、可能な限り申し出を尊重することが求められます（法第10条第8項）。

同号ハの一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善のための事業は、津波が発生した場合においても都市機能の維持が図られるなど、津波による災害を防止・軽減できる防災性の高い市街地を形成するためのものであり、住宅、教育施設、医療施設等の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な公益的施設、公共施設等の位置について十分勘案して実施する必要がある。「その他の市街地の整備改善のための事業」としては、特定利用斜面保全事業、密集市街地の整備改善に関する事業等が含まれる。また、同号ホにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に集団移転促進事業について定めることができ、推進計画に定めた場合には、津波による災害の広域性に鑑み、都道府県が計画の策定主体となることも可能である。

(参照条文 法第2条第12項・第13項・第15項、法第10条第3項第3号ハ・ホ、
法第12条～第14条、第17条)

解説

ここでは、推進計画に記載する市街地整備改善事業に関して、その目的、移転する住宅、公益的施設、公共施設等の配置、その他の留意点について解説します。

(1) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業

東日本大震災の被災地域では、津波により住宅施設や業務施設のみならず、学校・医療施設・官公庁施設といった公益的施設も甚大な被害を受けた地域が多く、地域の都市機能全体が失われる事態も生じました。これを受け、甚大な津波災害が予想される地域では、津波発生時にも区域内の都市機能を維持するための拠点となる市街地の整備を進めることが必要です。

津波による被害の防止・軽減が可能な防災性の高い市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各施設を一体的に整備するための一団の施設を、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画に定めることができます。検討に当たっては、都市計画運用指針の「IV-2-2 II-I 一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の項目に十分留意してください。

(2) 土地区画整理事業などによる市街地整備

防災性の高い市街地の形成には、土地区画整理事業等による基盤整備の活用も考えられます。法は土地区画整理事業の特例として、津波災害の発生のおそれが著しく、かつ災害を防止・軽減する必要が高い区域内で行われる土地区画整理事業の事業計画において、「津波防災住宅等建設区」（法第12条）を創設することが認められており、その場合、推進計画にその旨を定める必要があります（法第10条第3項第3号ハ）。その施行地区内の住宅等の宅地所有者は、安全な市街地への換地を受けることを希望する申出をすることが認められています（法第13条第1項）。

また、急斜面のかけ崩れの危険防止のための切土や盛土を利用して、避難場所や公共施設として利用できる空間を確保する「特定利用斜面保全事業」や、防災性の向上と良好な住環境の整備を促進する「密集市街地の整備改善に関する事業」も、市街地整備改善事業として推進計画に記載してください。

同号ニの避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設は、最大クラスの津波が海岸保全施設等を乗り越えて内陸に来襲してきたときに、住民等の命をなんとしても守るための役割を果たすものであり、津波浸水想定を踏まえ、土地利用の状況等を十分に勘案して適切な位置に定める必要がある。また、警戒区域内では、法第 56 条第 1 項、第 60 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に基づく指定避難施設及び管理協定の制度により、市町村が民間建築物等を避難施設として確保することができることから、当該制度の積極的な活用を図ることが適当である。特に、人口が集中する地域など多くの避難施設が必要な地域にあっては、指定避難施設等の制度のほか、法第 15 条の津波避難建築物の容積率規制の緩和などの支援施策を活用し、民間の施設や既存の施設を活用して、必要な避難施設を効率的に確保するよう努める必要がある。

（参照条文 法第 2 条第 1 項、法第 10 条第 3 項第 3 号ニ、第 56 条第 1 項、第 60 条第 1 項、第 61 条第 1 項、法第 15 条）

解説

ここでは、住民等の円滑な避難確保のための施設の確保等に関する留意点について、解説します。避難路、避難施設等は、法 10 条第 3 項第 2 号に係る「土地の利用」の現状、今後の計画等を十分に勘案し、適切な位置に定める必要があります。また、必要に応じ、各技術的助言などを参照してください。

（1）住民等の円滑な避難確保のための施設

最大クラスの津波から、住民等の命をなんとしても守るため、避難路、避難施設や公園、緑地、地域防災拠点施設など、円滑な津波避難の確保のための施設は、津波浸水想定を踏まえ、土地利用の状況など地域の状況に応じて適切な位置に定める必要があります。

避難施設とは、具体的には、次項の指定津波避難施設や協定避難施設などがあげられます。

（2）指定避難施設、管理協定の制度等

市町村は、都道府県が指定する警戒区域内において、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波警戒避難体制の整備の一環として、法第 56 条第 1 項に基づき、津波に対して安全な構造で、基準水位以上に避難場所が配置されている等の一定の基準に適合する民間施設を、市町村長がその民間管理者の同意を得て、指定避難施設として指定することができます。また、法第 60 条第 1 項及び第 61 条第 1 項に基づき、管理協定を締結した民間建築物等の避難の用に供する部分について、市町村は管理を行うことができます（協定避難施設）。このように、警戒区域内においては、新たな施設整備に加えて、指定避難施設、協定避難施設の制度を活用することにより、避難施設を効率的に確保でき、避難体制の整備を急ぐことができるため、積極的に検討してください。

なお、特に人口が集中する地域など多くの避難施設が必要な地域にあっては、法第 15 条の津波避難建築物の容積率規制の緩和などの支援施策を活用し、民間の施設や既存の施設を指定避難施設等の制度により避難施設として位置付け、効率的な避難施設の確保を進めることが望ましいとしています。

基本指針（四． 2． 工）

同号への地籍調査は、津波による災害の防止・軽減のための事業の円滑な施行等に寄与するために行うものであり、また、法第 95 条により、国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、その推進に資する調査を行うよう努めることとしている。

（参照条文 法第 10 条第 3 項第 3 号へ、第 95 条、国土調査法第 2 条第 5 項、第 6 条の 3 第 2 項）

解説

ここでは、地籍調査（国土調査法第 2 条第 5 項）等について解説します。

（1） 目的

地籍調査とは、土地毎の境界や面積等を調査しその成果を地図及び簿冊にとりまとめる事業です。地籍調査を行った地域においては、正確な土地の境界等が明確になっていることから、津波対策のハード事業のための事業計画の決定、用地取得を円滑・迅速に行うことができますようになります。また、万一津波被害が生じたことにより土地の境界を示す杭や塀などが流出してしまった場合でも、記録・保存管理されている地籍調査の成果により境界の復元が可能であり、迅速な復旧・復興に貢献します。そのため、推進計画において地籍調査の実施について定めることが望まれます。

なお、地籍調査の実施に関する事項を記載する場合には、国土調査法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき都道府県が定める地籍調査に関する事業計画等と十分に整合を図るよう留意する必要があります。

（2） 国による調査の努力義務

また、国は、市町村等が行う地籍調査に先行して、地区の骨格となる官民境界（道路等の官有地と私有地との境界）の情報を整備する都市部官民境界基本調査を津波などの大規模災害の被災想定地域において実施し、円滑な公共事業の着手や地籍調査の促進に貢献していくこととしています。

基本指針（四． 2． 工）

同号トは、同号イからへまでに掲げられた事業等を実施する際に、民間の資金、経営能力等を活用するための事項を記載することを想定した項目である。例えば、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（P F I 法）に基づく公共施設の整備、指定管理者制度の活用等が考えられる。なお、具体的な事業名を記載することができない場合においても、民間資金等を積極的に活用するという方針そのものを掲げることも含めて検討することが望ましい。

なお、法第 5 章第 1 節の土地区画整理事業に関する特例及び同章第 3 節の集団移転促進事業に関する特例を適用するためには、本事項に係る事業を推進計画に記載する必要がある。

（参照条文 法第 4 条、P F I 法）

解説

ここでは、津波防災地域づくりに関する事業等に民間資金等を活用することについて解説します。

津波防災地域づくりを効果的に推進するためには、ハード・ソフト施策を地域の実情に応じて適切に組み合わせるとともに、官民が一体となって取り組む必要があることから、法第 4 条では、具体的な国及び地方公共団体の責務として、津波防災地域づくりの推進のための事業等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせ一体的に講ずるよう努めるべきこととされています。

そのため、津波防災地域づくりの推進のために行う具体的な事業等の実施における、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項は、推進計画の記載事項とされています。具体的な事業名を記載できない場合においても、民間資金等の積極的な活用の方針そのものを記載することもできます。

オ 推進計画における期間の考え方について

津波防災地域づくりは、発生頻度は低い地域によっては近い将来に発生する確率が高まっている最大クラスの津波に対応するものであるため、中長期的な視点に立ちつつ、近い将来の危険性に対しては迅速に対応するとともに、警戒避難体制の整備については常に高い意識を持続させていくことが必要である。

このため、それぞれの対策に必要な期間等を考慮して、複数の選択肢の中から効果的な組み合わせを検討することが必要である。例えば、ハード整備に先行して警戒避難体制の整備や特別警戒区域の指定等のソフト施策によって対応するといったことが想定される。

なお、津波防災地域づくりを持続的に推進するため、推進計画には計画期間を設定することとしていないが、個々の施策には実施期間を伴うものがあるため、適時適切に計画の進捗状況を検証していくことが望ましい。

(参照条文 法第10条)

解説

ここでは、推進計画における期間の考え方などについて解説します。

(1) 中長期的な視点と迅速な対応の組み合わせ

津波防災地域づくりは、津波避難の円滑化などを目的としたソフト施策と、堤防強化など津波による浸水被害を低減・回避する中長期的なハード施策を柔軟に組み合わせて対応する必要があります。一般にソフト施策は、ハード整備に先行して実行できることから、近い将来の危険に対処するため、例えば、ソフト施策を中心として迅速に対応し、それと同時に中長期的な視点でハード施策を組み合わせていくことも効果的であるといえます。

(2) 推進計画の期間

推進計画が想定する津波は低頻度・最大クラスのものであり、中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭に置きつつ作成するということがあって、法では期間が設定されていません。

したがって、持続的に津波防災地域づくりを推進する観点から、計画期間を定めないことも考えられますが、その場合でも、推進計画に記載される個々の施策・事業には各々実施期間が伴っているため、その進捗状況に応じて、あるいは市町村マスタープラン等を見直す際にそれらとの整合を再度確認する観点から、適宜見直すことは必要です。

3 関係者との調整について

推進計画を作成する際には、推進計画の実効性を確実なものとする観点から、計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者と十分な調整を図るとともに、市町村マスタープランとの調和を図る観点から、当該市町村の都市計画部局と十分な調整を図る必要がある。事業・事務を実施することになる者の範囲については、推進計画の策定主体である市町村において十分に検討し、協議等が必要となるかどうか当事者に確認することが望ましい。

また、推進計画を作成しようとするときには、津波防災地域づくりの推進のための事業・事務等について、推進計画の前提となる津波浸水想定の設定や、推進計画と相まって津波防災地域づくりの推進を図る警戒区域及び特別警戒区域の指定を行う都道府県と協議を行う必要がある。なお、この場合には、第10条第5項及び第11条第2項第2号の都道府県には都道府県公安委員会も含まれていることに留意が必要である。

法第10条第6項から第8項までの規定は、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設等の施設について、市町村と、これらの施設の関係管理者等との調整方法について定めている。その趣旨は、津波防災地域づくりを円滑に推進する観点から、関係する施設の管理者が作成する案に基づくこととし、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との調整を図ろうというものである。各施設の管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、関係する事業との関係等を総合的に勘案して事業計画を作成する必要があるが、市町村から申出があった場合には可能な限り尊重することが求められるものである。

（参照条文 法第10条第5項、第6項～第8項、法第11条第2項第2号）

解説

ここでは、推進計画の作成の際の関係者等との調整について解説します。推進計画を作成する際は、計画の実効性を確実にする観点から、国、都道府県、施設等の関係管理者などと協議を行い調整する必要があります。なお、市町村内の部署間の調整の重要性はいうまでもありません。

（1）関係者との調整の重要性について

推進計画は、国・都道府県・市町村の事業を盛り込んで作成するものであり、民間事業者が管理する津波避難施設等もあり、連携を図る関係者が多数います。作成された推進計画を、円滑に実施するため、推進計画を作成する段階で、計画に定めようとする事業・事務を実施することになる者・機関との十分な調整を図っておくことが重要となります。

計画に定めようとする事業・事務のうち、関係機関との調整がしておらず、計画に定めないものについては、随時見直しを行い、関係機関と調整が整った事業・事務を追加していきます。

なお、事業・事務を実施することになる者の範囲については、市町村が十分に検討し、協議、調整等が必要となるかどうかを、関係当事者に確認します。

（2）市町村マスタープランとの調和

推進計画の作成に当たっては、地域のあるべき市街地像、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村の都市計画マスタープランなど既存のまちづくり

に関する計画や方針と調和・整合を保つ必要があります。そのため、作成に当たっては都市計画部局も加わって調整を図り、今後の方針を検討してください。

(3) 都道府県との協議

都道府県も、津波防災地域づくりの推進のための事業・事務等を実施する主体となるものであり、また、津波浸水想定の設定や、警戒区域・特別警戒区域の指定を行うことから、推進計画の作成に当たっては都道府県との協議・調整も必要となってきます。

都道府県は、津波浸水想定を設定するに当たって基礎調査を実施しており、市町村の推進計画作成にも有用なデータの提供も考えられることから、都道府県との協議・調整は、実効性ある計画を作成する上でも必要です。

なお、この場合には、法第10条第5項及び第11条第2項第2号の「都道府県」には都道府県公安委員会も含まれていることに留意してください。

(4) 施設の管理者等との調整方法

法第10条第6項から第8項までの規定は、市町村と、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設、保安施設事業に係る施設等の関係管理者等との調整方法について、津波防災地域づくりを円滑に推進する観点から、関係する施設の管理者が作成する案に基づいて計画を立てることを原則としています。

各施設の管理者は、予算上の制約や隣接する地域の事情、関係する事業との関係等を総合的に勘案して事業計画を作成する必要がありますが、市町村から配慮を求める申出があった場合には可能な限り尊重することが求められており、市町村の方針とこれらの施設の事業計画との調整が図られています。

4 協議会の活用について

関係者との調整を円滑かつ効率的に行うため、法第 11 条第 1 項の協議会の活用を検討することが望ましい。特に、複数の市町村が共同で作成する場合には、協議会を活用する利点は大きいと考えられる。

また、協議会には、学識経験者、住民の代表、民間事業者、推進計画に定めようとする事業・事務の間接的な関係者（例えば、兼用工作物である津波防護施設の関係者）等、策定主体である市町村が必要と考える者を構成員として加えることができる。

（参照条文 法第 11 条）

解説

ここでは、協議会の活用について解説します。法に基づく協議会は、メンバーが津波防災の課題を共有し、その解決のための施策を議論し、その実施や計画のフォローアップに関わっていくことが求められます。そのためには、津波防災地域づくりの議論ができるような十分なメンバーの参加が重要となります。地方公共団体の内部でも、防災部局だけではなく、まちづくり等を管轄する幅広い部局からの参加が望まれます。

（1）協議会の設置方法

協議会の設置に当たっては、既にある各種法定協議会を活用することはもちろんのこと、防災対策基本法に基づく地域防災会議やすでに設置している協議会・委員会などを活用することも可能です。

この場合、構成員の選定が短時間で済むとともに、特に地域の防災について詳細に議論している協議会等であれば、推進計画の作成に当たっても円滑な会議進行が可能と考えられます。

協議会の構成員（法第 11 条第 2 項）は、地方公共団体の判断で選任することが可能であるため、活発な議論が行われるためには、地域の実情に応じた最適な人選をすることが必要です。そのため、協議会の構成員については、選任段階からそれぞれの役割分担について事前に確認し、自らの役割をきちんと認識してもらうようにすることが必要です。

なお、既に設置されている会議の構成員を追加することにより、本法に基づく法定協議会としての機能を付加することも可能です。また、住民その他の意見を計画に反映させる観点から、協議会を公開とするなどの対応も考えられます。

以下に主要な構成員と期待される役割を記します。

（1）市町村

推進計画の作成主体である市町村は、協議会での主体的な役割を果たす構成員です。市町村（担当者）は、協議会の事務局として、関係者間の連携・調整、都道府県との連携・調整、庁内の連携・調整等を担います。また、推進計画上、必要となる施策の検討・実施を担います。また、防災、都市等の担当部局にもメンバーとして入ってもらいましょう。

(2) 都道府県

市町村の区域をその区域に含む都道府県は、警戒区域や特別警戒区域の指定を行うほか、市町村の土地利用や警戒避難体制の整備にも関係する、津波浸水想定を設定・公表し、推進計画において定めようとする事業・事務について協議の相手とされていることから、協議会での構成員となります。

(3) 関係管理者等その他

対象区域内で、市町村が定めようとする事業・事務を実施する海岸・港湾・漁港、河川等の管理を行う都道府県または津波防護施設管理者などを構成員とします。

(4) 学識経験者

大学・短期大学等の教授・准教授等を選任する例が多いようですが、協議会の会長や会議の進行役を担っていただくことも多く、地域・地域外を含め、経験豊かな学識経験者を探しましょう。専門分野については、津波防災、土木、都市計画等の分野が考えられます。

また、学識経験者には、中立的な立場から多様な立場の関係者から出された多様な意見を総合的に取りまとめる「コーディネーター」としての役割や、関係者の「想い」を具体化し、津波防災地域づくりをより良い方向に進めるための提案や技術的な助言などを行う「アドバイザー」としての役割が期待できます。

なお、「コーディネーター」や「アドバイザー」などとしての学識経験者には、津波防災に関する高い専門性が求められます。すでに地域防災計画の策定などに参画していて地域の特性に精通した方々や、分野ごとの専門の学識経験者を紹介してもらうなどして、ふさわしい学識経験をメンバーとすることが大切です。

(5) 地域の住民代表者等

協議会の構成員には、市町村が必要と判断した者を加えることができますが、地域の住民代表者を構成員にすることが望ましいと考えます。これにより、推進計画作成への積極的な参加に加え、防災の促進や、住民・地域主体の防災の担い手作りへの積極的な関与が期待されます（これまでの例では、自治会の代表を選定する例が多いようです）。なお、選定に当たっては、公募により募集することなども考えられます。また、長期の滞在となりがちな避難所でのプライバシーのあり方や備蓄物など、女性の視点が必要となることも数多くあります。例えば協議会に、婦人会の代表者など地域の実情に精通した女性メンバーになっていただくことが考えられます。

その他、当該市町村が必要と認める者として考えられるのは、商業施設、地元企業、病院、学校、民間事業者等です。同様に、計画作成への参加や、地域主体の防災対策への積極的な関与が期待されます。

(2) 協議会の進め方

協議会においては、各回の前半部分で事務局より資料説明を行った後、後半部分で協議会メンバー間での協議を進め、資料に対する意見を聴取することになります。出された意見については、必要に応じて推進計画に反映していき、最終的には協議会から計画案の承認を得ることになります。

協議会は開催回数や開催時間は限定的となることが多いことから、現状分析や課題整理、目標設定や個別事業の検討にあたっては、事業主体や関係機関との調整を図りながら、記載する内容を前もって検討・精査した上で、資料を作成する必要があります。このため、協議会開催の前段階において、実務担当者による幹事会や作業部会・分科会等の会議を開催することも考えましょう。

なお、協議会の資料については可能な限り事前に各委員に送付するなど、当日の資料説明時間を短縮することによって、実質的に協議できる時間を長く確保できるように工夫しましょう。また、住民代表者が十分に発言できるような雰囲気づくりも大切です。

また、住民その他の意見を計画に反映させる観点から、協議会を公開とするなどの対応も考えられます。協議会での協議内容や決定事項は、広報・ホームページでの情報発信、自治会を通じた回覧などを通じ、広く住民・利用者に公表することも重要です。

(3) 協議会開催も含めた推進計画作成のスケジュールと協議項目例

協議会の立ち上げから推進計画作成までのスケジュールは、地域によって協議される内容が異なるため、検討期間や開催回数等は様々で一概に示すことは困難ですが、参考までに浜松市で開催された協議会における協議内容の一例を、実践編第4章第1節に示しています。

(4) 推進計画の公表・送付

市町村は、推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表します。公表に当たっては、市町村の広報、インターネット等を活用し十分に周知されるよう努めるとともに、計画の内容をわかりやすく示すように配慮して下さい。

また、作成した推進計画の写しを国土交通大臣、都道府県及び関係管理者等をはじめとする事業・事務の実施主体に書面で送付して下さい。なお、国土交通大臣、都道府県が事業・事務の実施主体となっている場合には、事業・事務の実施主体としての送付とは別途、国土交通大臣（総合政策局社会資本整備政策課、都道府県への送付が必要となりますので、ご注意下さい。

なお、推進計画を変更した際の扱いも、上記に準ずることとします。

問い合わせ先

基礎調査、津波浸水想定、津波防護施設	⇒	水管理・国土保全局海岸室 (03-5253-8471)
津波避難建築物の容積率規制の緩和	⇒	住宅局市街地建築課 (03-5253-8515)
集団移転促進事業に関する特例	⇒	都市局都市安全課 (03-5253-8400)
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	⇒	都市局都市計画課 (03-5253-8409)
津波防災住宅等建設区	⇒	都市局市街地整備課 (03-5253-8414)
津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域	⇒	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 (03-5253-8460) 水管理・国土保全局水政課 (03-5253-8439)
指定避難施設・協定避難施設	⇒	水管理・国土保全局河川環境課水防企画室 (03-5253-8460)
津波災害警戒区域についての 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明	⇒	不動産・建設経済局不動産課 (内線:25126)
その他法律、デリバリー型サポート	⇒	総合政策局社会資本整備政策課 (03-5253-8982)

国土交通省 03-5253-8111 (代表)